

# 神戸市立図書館

## 事業概要

令和3年度  
(2021年度)

神戸市文化スポーツ局

中央図書館

---

# 目 次

---

1. 施設・サービスポイント（SP）一覧	2
2. 組織・事務分掌	4
3. 所蔵資料	6
4. 特別コレクション、各種コーナー	8
5. 利用実績	11
6. 令和2年度のサービス活動	15
7. 職員研修	19
8. 市民満足度調査	20
9. 神戸市電子図書館の本格実施	22
10. 新図書館の整備計画	23
11. 令和3年度の事業計画	26
12. コンピューターシステムと情報発信	28
13. 図書館協議会	30
14. 沿革	31
15. 各図書館、サービスポイント概要	36
16. その他の読書施設	51

## 【資料編】

1. 図書館、サービスポイント別利用実績の推移	52
2. 市民図書室一覧	53
3. コロナ対応の記録	54
4. 関係法	56
5. 条例、規則、要綱など	62
6. 館別統計諸表まとめ	90

# 1. 施設・サービスポイント (SP) 一覧

## (1) 中央図書館、地域図書館 (12 館)

図書館名	所在地	電話・FAX 番号
中央図書館	〒650-0017 中央区楠町7丁目2-1	Tel:371-3351 Fax:371-5046
東灘図書館	〒658-0052 東灘区住吉東町2丁目3-40	Tel:858-8773 Fax:858-8776
灘図書館	〒657-0027 灘区永手町4丁目2-1 (フォレスタ六甲 2F)	Tel:854-5560 Fax:851-4041
三宮図書館	〒651-0096 中央区雲井通5丁目1-2 (勤労会館 1F)	Tel:251-5015 Fax:251-5614
兵庫図書館	〒652-0897 兵庫区駅南通5丁目1-1 (キャナルタウンイースト 2F)	Tel:682-9501 Fax:682-9502
北図書館	〒651-1114 北区鈴蘭台西町1丁目22-1 (北区民センター2・3F)	Tel:592-7573 Fax:595-1297
北神図書館	〒651-1302 北区藤原台中町1丁目2-2 (エコーリラ南館 4F)	Tel:981-8210 Fax:981-8220
新長田図書館	〒653-0835 長田区細田町7丁目1-27 (市営細田住宅 2F)	Tel:691-1600 Fax:691-2181
須磨図書館	〒654-0035 須磨区中島町1丁目2-3 (須磨区民センター1F)	Tel:735-7444 Fax:735-4313
名谷図書館	〒654-0154 須磨区中落合2丁目2-4 (大丸須磨店 4F)	Tel:742-6560 Fax:742-6561
垂水図書館	〒655-0893 垂水区日向1丁目5-1 (レバンテ垂水 2 番館 1F)	Tel:709-7712 Fax:709-7713
西図書館	〒651-2273 西区糀台5丁目6-1 (西区民センター1F)	Tel:991-8311 Fax:992-2583

## (2) 自動車図書館巡回ステーション (42 か所)

※月に1回、曜日と時間を決めて巡回

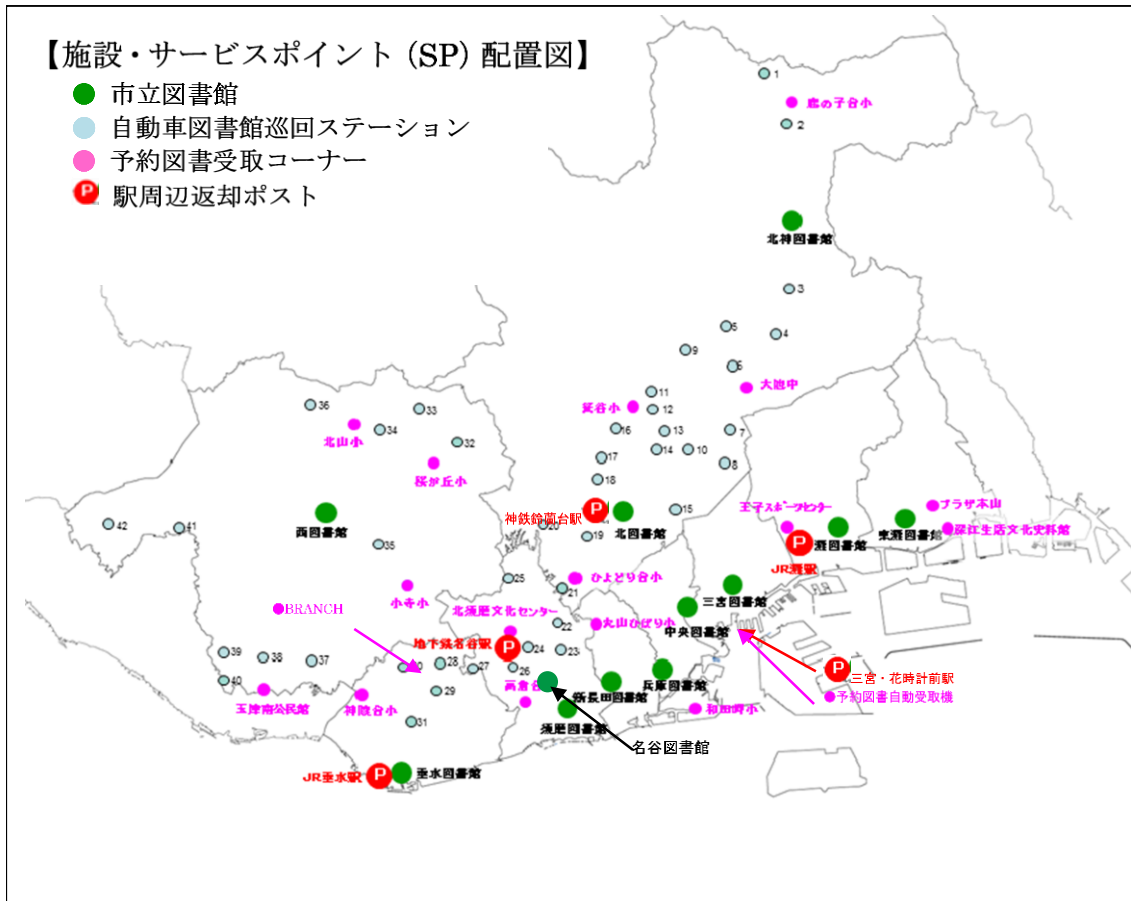
北区 (21 か所)		須磨区 (6 か所)	西区 (11 か所)
1. 菅生公園	12. 山田出張所	22. 若草町西公園	32. 桜が丘東町公園
2. 扇谷公園	13. 山の街北公園	23. 須磨緑が丘公園	33. 美穂が丘中公園
3. 唐櫃台駅前公園	14. 百合が丘公園	24. 清水谷公園	34. 富士見が丘中公園
4. 六甲が丘公園	15. 中里中公園	25. 白川高尾公園	35. 井吹台中公園
5. 大池見山台西公園	16. 日の峰中公園	26. 北須磨公園	36. 広野南公園
6. 幸陽台東公園	17. 桂木中公園	27. 名谷1団地6号棟	37. 高水公園
7. 鷺谷公園	18. 西畑公園	<b>垂水区 (4 か所)</b>	
8. つくしが丘公園	19. 君影町西公園	28. 小束山3丁目公園	38. 岡の下公園
9. 花山駅	20. 源治谷公園	29. 学が丘北公園	39. 王塚公園
10. 福田が辻公園	21. ひよどり台公園	30. 舞多聞まちづくり館	40. 蓮池公園
11. 大滝山公園		31. 本多開公園	41. 九号池公園
			42. 竜が岡南公園

### (3) 予約図書受取コーナー (18 か所)

※ネットワークサービスで予約申込を行った資料の受取ができるコーナー

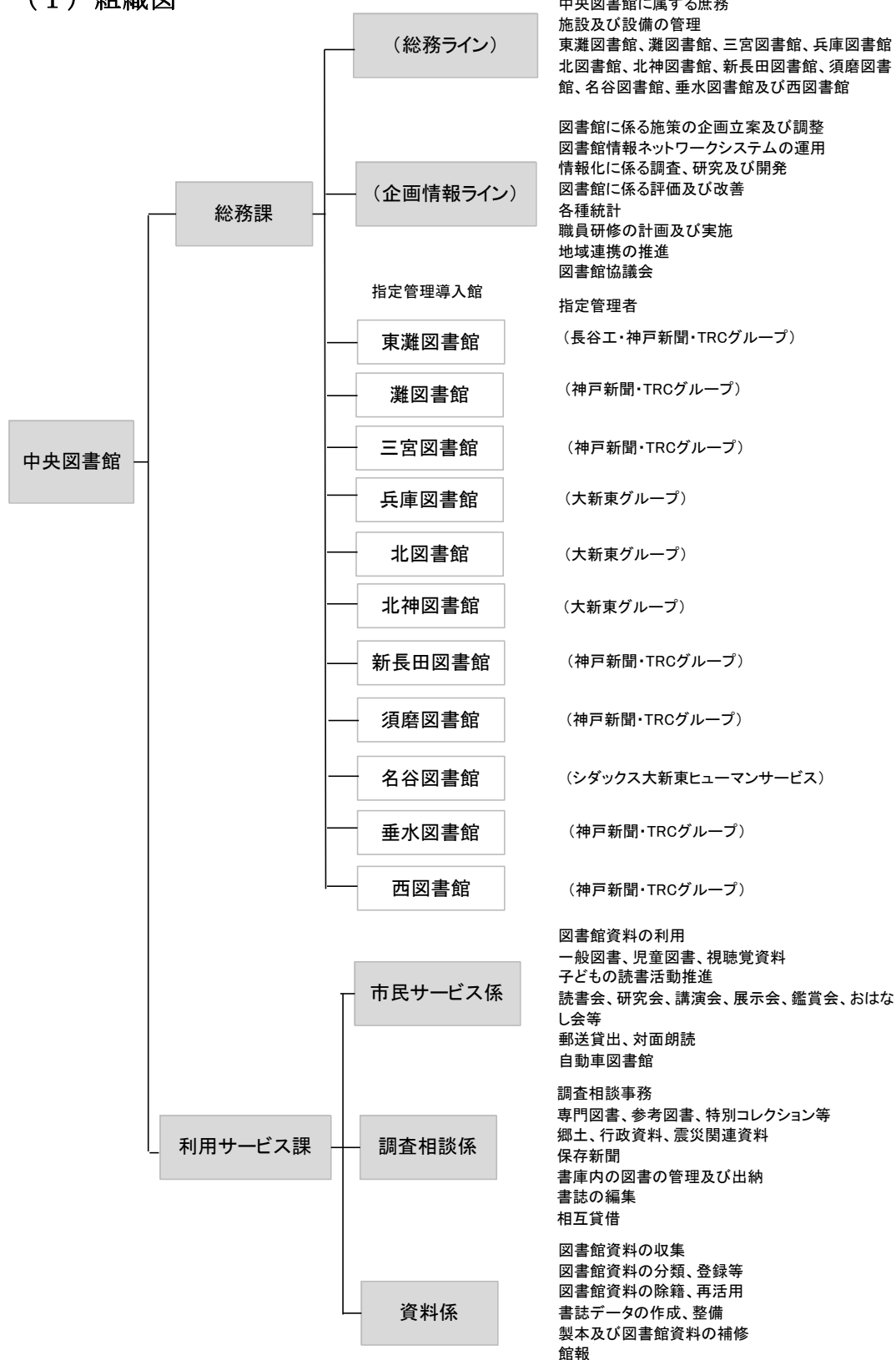
区	名称	開室曜日 (年末年始除く)	問合せ先
東灘区	プラザ本山市民図書室	火・水・土曜	東灘図書館
	*神戸深江生活文化史料館	土・日曜	
灘区	*王子スポーツセンター	木・土曜	灘図書館
中央区	*予約図書自動受取機 (三宮・花時計前駅)	全日	三宮図書館
兵庫区	和田岬小学校市民図書室	火・木・土曜	兵庫図書館
北区	ひよどり台小学校市民図書室	火・木・土・第1日曜	北図書館
	箕谷小学校市民図書室	火・木・金・日曜	
	鹿の子台小学校市民図書室	火・金・日曜	北神図書館
	大池中学校市民図書室	木・土・日曜(第4日曜除く)	
長田区	丸山ひばり小学校市民図書室	火・金・土曜	新長田図書館
須磨区	高倉台小学校市民図書室	火・木・土曜・第2、第4日曜	須磨図書館
	*北須磨文化センター図書室	平日(第1、3、5月曜除く)土・日・祝	名谷図書館
垂水区	神陵台小学校市民図書室	火・木・日曜	垂水図書館
	*BRANCH 神戸学園都市	火・木・金・土・日曜	
西区	小寺小学校市民図書室	火・木・土曜	西図書館
	桜が丘小学校市民図書室	火・土・日曜	
	北山小学校市民図書室	火・木・第3土曜・日	
	*玉津南公民館図書コーナー	木・土曜	

市民図書室 12 か所      市民図書室以外に開設されたコーナー6 か所 (\*印)



## 2. 組織・事務分掌

### (1) 組織図



## (2) 職員配置

### ①中央図書館（神戸市職員、派遣・業務委託等）

（令和3年4月現在）

所属名	館長	課長級	係長級	担当者	再任用	会計年度任用職員	小計	派遣・業務委託等	合計
中央図書館	1						1		1
総務課		2(2)					2(2)		2(2)
総務ライン			1	3	2	1	7		7
企画情報ライン			2(2)	4(4)			6(6)		6(6)
小計		2(2)	3(2)	7(4)	2	1	15(8)		15(8)
利用サービス課		1(1)					1(1)		1(1)
市民サービス係			2(2)	7(7)	1		10(9)	9	19(9)
自動車図書館								3(2)	3(2)
調査相談係			1(1)	10(10)	3(1)	3	17(12)		17(12)
資料係			1(1)	7(7)		1	9(9)		9(9)
小計		1(1)	4(4)	24(24)	4(1)	4	37(31)	12(2)	49(33)
合計	1	3(3)	7(6)	31(28)	6(1)	5	53(39)	12(2)	65(41)

※（ ）は司書及び学芸員有資格者で内数（司書40名、学芸員1名）

※総務課課長級は総務課長と担当課長、担当係長は5名。利用サービス課担当係長は子供サービス担当

### ②地域図書館（指定管理者）

（令和3年5月1日現在）

館名	館長	館長補佐	窓口責任者		フルタイムスタッフ	パートタイムスタッフ	その他 (返本書架整理)	合計
			正	副				
東灘図書館	1(1)	2(2)	1(1)	1(1)	13(13)	5(4)	2	25(22)
灘図書館	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	9(9)	3(3)	2	18(16)
三宮図書館	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	9(9)	3(3)	2	18(16)
兵庫図書館	1(1)	1	1(1)	1(1)	5(5)	7(6)	0	16(14)
北図書館	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	3(3)	8(8)	1	16(15)
北神図書館	1	1	1(1)	1(1)	4(4)	8(8)	0	16(14)
新長田図書館	1	2(2)	1(1)	1(1)	4(4)	7(6)	0	16(14)
須磨図書館	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	5(5)	4(3)	1	14(12)
名谷図書館	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	6(5)	10(7)	0	20(16)
垂水図書館	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	7(7)	4(4)	2	17(15)
西図書館	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	11(11)	4(4)	0	19(19)
合計	11(9)	13(11)	11(11)	11(11)	76(75)	63(56)	10	195(173)

※フルタイムスタッフは週平均実働35時間以上勤務の者 ※休職中を含む

### ③こども本の森（文化スポーツ局文化交流課）※兼務発令

担当者	1(1)
-----	------

### ④教育委員会事務局 教科指導課 学校図書係 及び 神戸市看護大学 図書館

教科指導課 学校図書係長	1(1)	担当者	1(1)	看護大学図書館 係長	1(1)
--------------	------	-----	------	------------	------

### 3. 所蔵資料

#### (1) 図書・雑誌

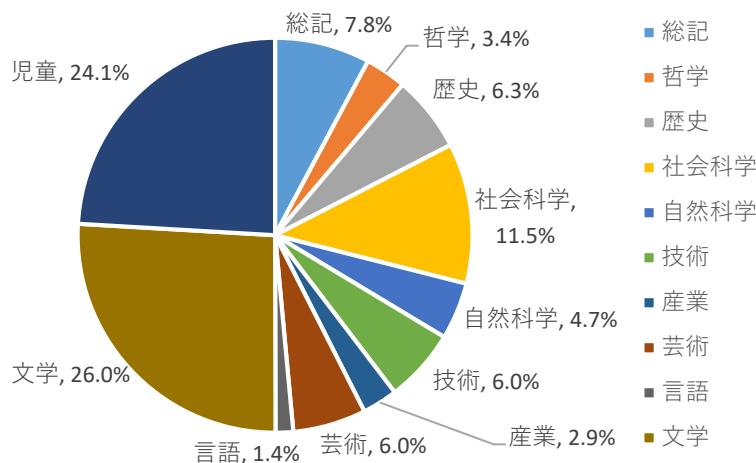
(令和2年度末、単位：冊)

		中央	自動車	東灘	灘	三宮	兵庫	北	北神	新長田	須磨	名谷	垂水	西	合計
0	総記	108,926	1,067	5,206	5,277	5,448	5,234	3,072	4,156	4,589	4,609	989	3,891	3,393	155,857
1	哲学	38,689	795	3,802	3,008	2,716	2,462	2,108	2,396	2,464	1,811	1,483	2,526	3,176	67,436
2	歴史	76,192	1,539	5,912	5,235	3,922	4,547	3,932	4,977	4,727	3,888	1,884	3,554	4,512	124,821
3	社会科学	147,416	1,980	9,042	8,279	8,596	7,397	6,048	8,045	7,195	5,632	4,648	7,340	8,267	229,885
4	自然科学	45,307	1,606	4,914	3,797	3,609	4,634	3,365	5,069	3,870	4,085	4,122	4,185	4,670	93,233
5	技術	51,680	6,862	8,403	5,937	4,569	4,939	4,093	8,237	5,127	4,937	2,090	6,339	6,847	120,060
6	産業	37,814	665	2,208	1,679	1,673	1,680	1,375	2,320	1,576	1,450	992	1,765	2,550	57,747
7	芸術	60,703	1,545	6,629	5,641	3,851	5,976	5,164	6,955	5,738	4,915	2,308	4,381	5,888	119,694
8	言語	15,414	251	1,599	1,080	1,235	1,149	1,122	1,367	1,515	1,008	659	973	1,375	28,747
9	文学	197,382	19,794	39,200	23,991	23,961	31,805	26,819	34,739	28,113	26,539	10,258	21,358	34,293	518,252
	小計(一般)	779,523	36,104	86,915	63,924	59,580	69,823	57,098	78,261	64,914	58,874	29,433	56,312	74,971	1,515,732
	児童	117,036	21,954	46,879	31,440	20,578	35,969	30,808	45,188	30,096	27,476	14,029	27,858	31,303	480,614
	特別コレクション	70,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70,000
	保存雑誌	63,558	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	63,558
	合計	1,030,117	58,058	133,794	95,364	80,158	105,792	87,906	123,449	95,010	86,350	43,462	84,170	106,274	2,129,904

※特別コレクションは、松本海事文庫、吉川文庫、青丘文庫の合計（概数）

#### 【分野別蔵書構成】

※特別コレクション、  
保存雑誌を除く



#### (2) マイクロフィルム・視聴覚資料

(令和2年度末、単位：点)

	マイクロフィルム	レコード	スライド	カセットテープ	ビデオテープ	16mmフィルム	CD	ID・DVD	CD-ROM	合計
中央	9,569	2,633	577	1,275	25	3	4,147	7,043	549	25,821
灘	0	0	0	0	39	0	1,482	6,592	0	8,113
合計	9,569	2,633	577	1,275	64	3	5,629	13,635	549	33,934

## (3) 各館蔵書冊数の推移

(各年度末、単位：冊)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
中央	一般書	889,474	893,056	902,249	911,880	913,081
	児童書	110,616	114,018	118,044	118,096	117,036
	計	1,000,090	1,007,074	1,020,293	1,029,976	1,030,117
自動車	一般書	35,319	36,504	37,052	35,318	36,104
	児童書	24,018	24,181	24,436	21,365	21,954
	計	59,337	60,685	61,488	56,683	58,058
東灘	一般書	87,510	89,318	92,289	91,705	86,915
	児童書	44,289	45,716	46,509	47,699	46,879
	計	131,799	135,034	138,798	139,404	133,794
灘	一般書	69,458	68,553	68,442	67,629	63,924
	児童書	31,655	31,042	31,632	31,921	31,440
	計	101,113	99,595	100,074	99,550	95,364
三宮	一般書	63,907	64,938	64,453	61,999	59,580
	児童書	21,740	20,554	20,019	20,726	20,578
	計	85,647	85,492	84,472	82,725	80,158
兵庫	一般書	68,993	69,199	70,433	69,332	69,823
	児童書	34,515	34,299	35,313	35,710	35,969
	計	103,508	103,498	105,746	105,042	105,792
北	一般書	57,024	57,775	58,770	58,017	57,098
	児童書	31,383	31,093	31,547	30,968	30,808
	計	88,407	88,868	90,317	88,985	87,906
北神	一般書	63,176	64,565	81,115	78,558	78,261
	児童書	39,450	39,545	46,145	45,603	45,188
	計	102,626	104,110	127,260	124,161	123,449
新長田	一般書	69,301	67,719	69,052	68,113	64,914
	児童書	31,210	30,289	30,635	30,406	30,096
	計	100,511	98,008	99,687	98,519	95,010
須磨	一般書	59,689	56,332	57,962	58,632	58,874
	児童書	27,142	25,958	26,641	26,834	27,476
	計	86,831	82,290	84,603	85,466	86,350
名谷	一般書					29,433
	児童書					14,029
	計					43,462
垂水	一般書	68,064	68,405	66,070	60,350	56,312
	児童書	31,361	31,102	31,723	30,738	27,858
	計	99,425	99,507	97,793	91,088	84,170
西	一般書	75,265	75,842	74,453	74,860	74,971
	児童書	30,868	31,353	31,723	31,661	31,303
	計	106,133	107,195	106,176	106,521	106,274
合計	一般書	1,607,180	1,612,206	1,642,340	1,636,393	1,649,290
	児童書	458,247	459,150	474,367	471,727	480,614
	合計	2,065,427	2,071,356	2,116,707	2,108,120	2,129,904

## (4) 資料費予算額の推移

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
経常予算	155,829	155,829	187,550	134,379	134,379
図書	132,667	133,070	165,191	109,620	107,920
雑誌	17,462	17,659	17,659	18,659	20,859
視聴覚,マイク他	5,700	5,100	4,700	6,100	5,600
臨時及び補正予算	10,000	70,000※1	202,500※2	100,000※2	—
合計	165,829	225,829	390,050	234,379	134,379

※1 北神図書館の拡張移転費用を含む

※2 新設の名谷図書館と西図書館拡張費用を含み全額繰越



## 4. 特別コレクション、各種コーナー

### (1) 神戸ふるさと文庫

神戸ふるさと文庫は、市制 100 周年を記念して、神戸のまちのルーツを探り神戸っ子のアイデンティティを再発見する場とするために、平成元年度に、国からのふるさと創生基金 1 億円を基礎に市費 1 億円を加え、総額 2 億円をかけて 1 号館 2 階に設置したものである（平成 2 年 4 月開設）。



神戸を舞台とする文芸作品をはじめ、神戸ゆかりの人の著作や伝記、神戸の歴史・自然など、神戸に関するあらゆる資料を収集・展示している。閲覧利用のみ。

・資料数 約 22,000 冊（1.17 文庫含む）

※1 号館 1 階の神戸ふるさと文庫コーナーには、貸出用として約 900 冊配架

### (2) 阪神・淡路大震災関連資料（1.17 文庫）

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災に関する図書・雑誌・地図・視聴覚資料・CD-ROM 等、4 千点近い資料を所蔵。（神戸ふるさと文庫内に設置）



内容は、新聞社等発行の震災関連新聞記事縮刷版・雑誌の震災特集号・被災地の航空写真・震災に関する調査報告・体験記・神戸市発行の地震関連広報紙など多岐にわたる。閲覧利用のみ。

また「震災関連資料室」（2 号館 3 階）でも関連資料の展示を行っている。

### (3) 松本海事文庫（特別コレクション）

本市在住であった、元新日本汽船社長で『海運経営と運賃の研究』の著者でもある故松本一郎氏が長年にわたり収集してきた港湾・海運・貿易を中心にした洋書を含む広範な資料。広く海事を研究する人に役立てたいという意向から、中央図書館に寄贈された。

・資料数 約 16,000 冊（1 号館地下書庫に収蔵）

・受贈時期 昭和 51 年度 ～ 昭和 63 年度

### (4) 吉川文庫（特別コレクション）

本市出身で著名な中国文学者、故吉川幸次郎博士が長年にわたり収集してきた文学、哲学、史学を中心とするいわゆる手沢本の集書。現在では入手不可能な清朝期の原刊本も多く、特に文学・経学の部門では国内屈指の集書といえることができる。

・資料数 約 24,000 冊（1 号館地下書庫に収蔵）

・受贈時期 昭和 58 年 1 月

## (5) 青丘文庫 (特別コレクション)

現在の大韓民国済州島出身で本市在住であった故韓哲曦(ハソッキ)博士収集の朝鮮史関係資料のコレクション。政治、思想、民族運動、社会経済、在日朝鮮人の5分野に分け系統的に収集されており、「国内最大級のコレクション」との評価を得ている。

「青丘」とは中国書「續山東考古録」の「青丘國、海東三百里ニ在リ」から名づけられた朝鮮半島の雅称。

- ・資料数 約30,000冊  
(2号館4階 特別コレクション室に収蔵)
- ・受贈時期 平成8年10月



## (6) 神戸キワニスこども文庫

設立35周年を記念して国際交流に役立てたいという意向から、神戸キワニスクラブから外国語絵本と書架の寄贈を受け、中央図書館1階児童コーナーに開設した。現在も海外のキワニスクラブの協力も得て寄贈が継続しており、市民にも多く利用されている。

- ・資料数 約1,200冊
- ・受贈時期 平成17年12月 ~



## (7) 神戸おきしお文庫

平成23年10月に、東灘区在住だった故置塩壽(おきしおじゅ)氏からいただいた寄附を原資とした「神戸市置塩こども育成基金」を活用し、平成24年度に中央図書館、地域図書館に「おきしお文庫」を開設した。学校の蔵書だけでは十分に対応できない総合学習支援用図書や教科内容に沿って必要とされ、学校から団体貸出の依頼がある関連図書を中心に収集している。また、各館のコーナーに特色を持たせるため地域図書館には以下のテーマを設定した。(臨時予算は平成28年度まで)

館名	テーマ(教科)
東灘図書館	国際理解(総合) ※H.25 開設
灘図書館	防災・安全(生活)
三宮図書館	産業・仕事(社会)
兵庫図書館	命・健康(生活)
北図書館	日本(昭和)の暮らし(社会)
北神図書館	福祉・ボランティア(総合)
新長田図書館	歴史・地理(社会)
須磨図書館	自然科学(理科)
垂水図書館	生きもの(理科)
西図書館	環境・エコ(生活)



## (8) 藤田レコードコレクション

音楽評論家・音楽研究者の故藤田光彦氏が、収集したSPレコードのコレクションを寄贈された。音源はカセットテープに録音して貸出。

- ・資料数 約4,500枚(1号館地下書庫に収蔵)
- ・受贈時期 昭和58年11月

## (9) 貴重資料デジタルアーカイブズ

神戸市立図書館は、創設時に和船史の研究者でもあった桃木武平（ももきぶへい）氏が自邸に公開していた桃木書院図書館から寄贈された絵図、道中図、写真、古文書など約2,000点の貴重資料を所蔵している。

平成18年度に文部科学省の委託事業として、所蔵する貴重資料の一部をデジタル化し、そのコンテンツを「神戸市立図書館デジタルアーカイブズ」として館内の専用端末により来館者に公開し、ホームページでの公開も行っている。



- ・収録点数 77種 576点

- ・主な収録資料 「神戸市大水害絵巻物・スケッチ・写真」、「神戸覧古」、「海瀬舟行図」など

## (10) 『神戸又新(ゆうしん)日報』のデジタル化

神戸大学大学院人文学研究科が文部科学省の採択を受け、兵庫県下の歴史資料の市民利用の推進を目的に挙げた「地域歴史遺産保全活用教育研究を基軸とした地域歴史文化育成支援拠点の整備」事業の一つとして、『神戸又新日報』を所蔵する神戸市立中央図書館との連携により、マイクロフィルムからデジタル化を行った。

平成25年6月から、当館「神戸ふるさと文庫」内と神戸大学附属図書館人文科学図書館で公開している。兵庫県下全般の街の移り変わりや市民生活など地域の近代化の過程を見るうえで欠かすことのできない貴重な資料であり、全国的にも地方新聞のデジタル化は珍しく、残存する『神戸又新日報』のほぼすべてがデジタル化されるのは初めてのこと。

※マイクロフィルムも引き続き利用可能

## (11) 神戸賀川サッカー文庫

平成26年4月20日、賀川浩氏（神戸市出身、元サンケイスポーツ編集局長）が所蔵するサッカー関連図書・雑誌など（約5,000点）を神戸市が受託して、中央図書館内に「神戸賀川サッカー文庫」を開設した。

神戸市は日本サッカー発祥地の一つであり、2002年のワールドカップで試合が行われた街である。また、賀川氏がブラジルワールドカップを取材したり、FIFA会長賞を受賞したことからマスコミ等で文庫が取上げられることも多く、「サッカーの街神戸」からの情報発信を行っている。

平成27年10月からは、賀川氏を囲んでサッカーを語り合う、「賀川サッカーサロン」も開催している。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防対策により休止

- ・開設場所 中央図書館1号館2階
- ・開室時間 9:15～17:00（中央図書館開館日）
- ・利用方法 館内閲覧、複写



## 5. 利用実績

### (1) 令和2年度の実績

#### ① 個人貸出

	開館日数	登録者数 (人)				入館者数 (人)		
		一般	児童	合計	うち新規	一般	児童	合計
中央	261	60,423	4,328	64,751	4,756	383,233	42,214	425,447
自動車	154	3,600	564	4,164	919	12,972	1,932	14,904
東灘	264	52,354	7,081	59,435	4,504	360,573	62,339	422,912
灘	264	39,938	5,735	45,673	3,171	267,442	39,515	306,957
三宮	264	43,653	1,741	45,394	3,396	332,058	21,073	353,131
兵庫	264	18,737	1,514	20,251	1,316	167,235	12,603	179,838
北	264	15,091	2,003	17,094	967	122,098	12,119	134,217
北神	264	23,713	3,340	27,053	2,419	244,036	31,329	275,365
新長田	264	14,883	2,141	17,024	1,182	118,784	10,453	129,237
須磨	264	15,083	2,795	17,878	1,288	116,166	21,238	137,404
名谷	7	3,870	561	4,431	4,431	7,595	1,817	9,412
垂水	264	39,639	5,164	44,803	3,148	281,515	30,634	312,149
西	264	38,160	4,980	43,140	2,483	298,218	31,460	329,678
SP	—	779	155	934	106	—	—	—
合計	3,062	369,923	42,102	412,025	34,086	2,711,925	318,726	3,030,651
令和元年度	3,497	370,543	44,788	415,331	41,630	3,837,467	459,543	4,297,011
前年度比	87.6%	99.8%	94.0%	99.2%	81.9%	70.7%	69.4%	70.5%

※4/9～5/28 新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休館（43日間）

	貸出者数 (人)			貸出冊数 (冊)			予約関連 (冊)	
	一般	児童	合計	一般	児童	合計	予約貸出	他館取寄
中央	169,069	18,667	187,736	484,438	165,684	650,122	93,646	52,699
自動車	12,972	1,932	14,904	50,757	18,203	68,960	10,174	5,638
東灘	216,169	37,357	253,526	501,278	322,053	823,331	245,642	203,927
灘	170,096	25,118	195,214	389,537	205,703	595,240	193,806	162,092
三宮	163,347	10,367	173,714	345,081	102,063	447,144	175,745	145,190
兵庫	79,660	6,006	85,666	187,141	59,463	246,604	72,571	60,029
北	64,288	6,385	70,673	168,914	58,617	227,531	61,274	51,272
北神	108,248	13,868	122,116	286,073	142,089	428,162	83,575	68,975
新長田	61,604	5,415	67,019	159,168	51,482	210,650	60,247	49,855
須磨	69,049	12,601	81,650	182,353	106,792	289,145	67,486	55,892
名谷	3,219	770	3,989	7,931	6,640	14,571	0	0
垂水	159,139	17,325	176,464	379,150	161,110	540,260	170,318	145,798
西	192,962	20,341	213,303	480,601	187,285	667,886	197,832	166,595
SP	64,076	6,922	70,998	99,211	54,525	153,736	145,361	145,361
合計	1,533,898	183,074	1,716,972	3,721,633	1,641,709	5,363,342	1,577,677	1,313,323
令和元年度	1,830,898	223,462	2,054,360	4,423,722	1,851,833	6,275,555	1,706,905	1,411,355
前年度比	83.8%	81.9%	83.6%	84.1%	88.7%	85.5%	92.4%	93.1%

※SP(サービスポイント)は予約図書受取コーナー

#### ② 団体貸出

	中央	東灘	灘	三宮	兵庫	北	北神	新長田	須磨	名谷	垂水	西	合計
利用団体数	62	45	30	25	21	26	34	26	21	0	34	46	370
貸出件数	681	448	575	205	512	626	316	685	544	1	604	580	5,777
貸出冊数	7,488	4,007	8,011	1,400	6,759	7,544	3,201	12,506	5,373	2	5,756	5,015	67,062

※中央図書館は北須磨文化センター図書室支援を含む

③ ネットワークサービス (K-lib ネット) 関連

OPAC アクセス件数 (件)			
年 度	館内 OPAC	Web-OPAC	合計
令和2年度	2,616,947	15,200,885	17,817,832
令和元年度	3,932,367	27,069,832	31,002,199
前年度比	66.5%	56.2%	57.5%

ネットワークサービス申込者数 (有効パスワード数) (件)			
令和元年度末	新規申込み	令和2年度末	前年度比
213,252	20,847	227,990	106.9%

予約申込み受付件数 (冊)				
申込方法	Web-OPAC	館内 OPAC	予約カード	合計
件数	1,327,609	55,822	324,535	1,707,966
構成比	77.7%	3.3%	19.0%	100.0%

返却期限延長申込み受付 (冊)					
申込方法	K-lib ネット	窓口・電話	合計	前年度	前年度比
冊数	447,650	28,171	475,821	534,374	89.0%

④ 中央図書館レファレンス受付件数 ( )は国立国会図書館レファレンス協同登録件数(内数)  
受付方法別 (のべ人数)

	カウンター	電話	文書・FAX	電子メール	合計
調査相談係	4,653	2,954	48	188	7,843 (48)
市民サービス係	5,989	—	—	—	5,989
計	10,642	2,954	48	188	13,832 (48)

調査・相談内容別 (件)					
	所蔵調査	資料調査	利用案内	その他	合計
調査相談係	4,288	1,735	3,943	391	10,357
市民サービス係	5,989	—	—	—	5,989
計	10,277	1,735	3,943	391	16,346

⑤ 相互貸借

相互貸借利用状況 (冊)						
《貸出》	国会図書館	県立図書館	他公共図書館	大学図書館等	合計	
中央図書館	—	3	208	26 (23)	237	
地域図書館	—	2	88	2 (2)	92	
合計	—	5	296	28 (25)	329	
《借入》	国会図書館	県立図書館	他公共図書館	大学図書館等	合計	
中央図書館	249 (245)	132	33	58 (47)	472	
地域図書館	—	690	160	288 (278)	1,138	
合計	249 (245)	822	193	346 (325)	1,610	

※大学図書館等の ( ) 内は神戸市外国語大学との相互貸借冊数 (内数)

※《借入》国会図書館の ( ) 内は国会図書館デジタル送信サービス利用冊数 (内数)

⑥ その他

視聴覚資料利用人員 (人)						
	レコード	カセットテープ	CD	DVD	ビデオテープ	合計
中央図書館	78	0	39	2,578	—	2,695
灘図書館	—	—	0	1,256	0	1,256
合計	78	0	39	3,834	0	3,951

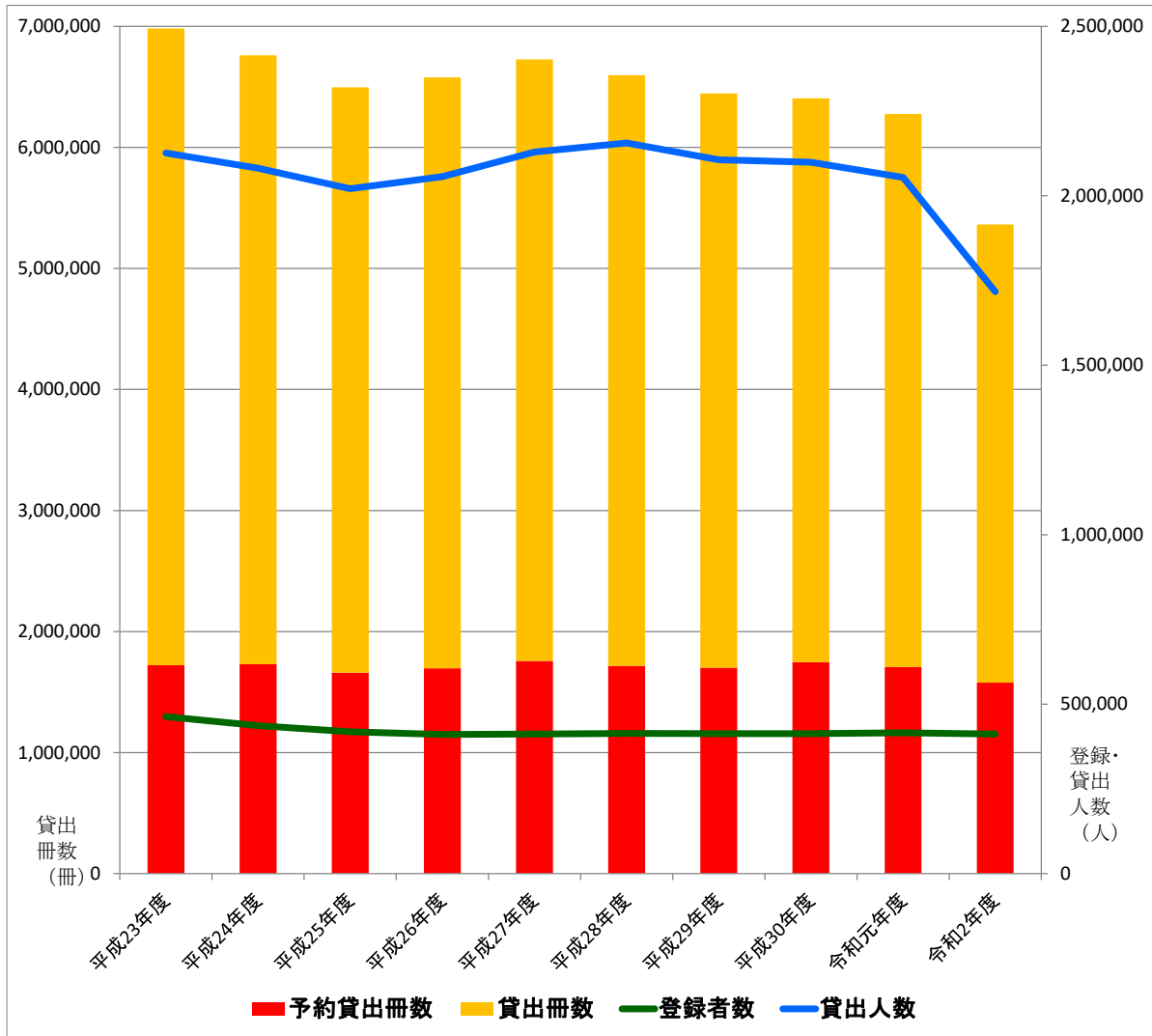
郵送貸出			
	登録者数	貸出件数	貸出冊数
中央図書館	48	158	481

対面朗読		
実施館	延利用人数	延利用時間
中央図書館	36	72
新長田図書館	30	60
合計	66	132



## (2) 利用実績の推移

### ① 最近10年間の推移



### ② 一般・児童別利用状況の推移

(各年度末)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
登録者数 (人)	一般	369,581	369,447	375,741	370,543	369,923
		89.4%	89.4%	91.0%	89.2%	89.8%
	児童	43,983	43,903	37,128	44,788	42,102
		10.6%	10.6%	9.0%	10.8%	10.2%
	合計	413,564	413,350	412,869	415,331	412,025
貸出人数 (人)	一般	1,934,792	1,883,534	1,876,158	1,830,898	1,533,898
		89.8%	89.4%	89.4%	89.1%	89.3%
	児童	220,910	222,459	222,916	223,462	183,074
		10.2%	10.6%	10.6%	10.9%	10.7%
	合計	2,155,702	2,105,993	2,099,074	2,054,360	1,716,972
貸出冊数 (冊)	一般	4,747,509	4,584,273	4,547,397	4,423,722	3,721,633
		79.0%	71.1%	71.0%	70.5%	69.4%
	児童	1,849,317	1,861,644	1,857,397	1,851,833	1,641,709
		28.0%	28.9%	29.0%	29.5%	30.6%
	合計	6,596,826	6,445,917	6,404,794	6,275,555	5,363,342
予約貸出冊数 (冊)		1,717,142	1,701,126	1,747,178	1,706,905	1,577,677

### (3) 分類別貸出冊数

#### ①貸出総数

	中央	東灘	灘	三宮	兵庫	北	北神	新長田	須磨	名谷	垂水	西	SP	計
総記	9,733	8,095	5,993	6,100	4,524	2,913	5,021	2,880	2,729	193	6,295	10,072	2,376	66,924
	1.5%	1.0%	1.0%	1.4%	1.8%	1.3%	1.2%	1.4%	0.9%	1.3%	1.2%	1.5%	1.6%	1.3%
哲学	25,097	23,422	20,256	21,196	8,965	7,884	13,886	7,060	7,911	486	18,530	19,888	6,424	181,005
	3.9%	2.8%	3.4%	4.7%	3.6%	3.5%	3.2%	3.4%	2.7%	3.3%	3.4%	3.0%	4.2%	3.4%
歴史	28,940	24,133	19,015	15,902	8,306	8,647	15,412	8,405	8,350	392	18,483	23,544	4,765	184,294
	4.5%	2.9%	3.2%	3.6%	3.4%	3.8%	3.6%	4.0%	2.9%	2.7%	3.4%	3.5%	3.1%	3.5%
社会科学	50,763	42,833	35,225	35,382	15,991	12,921	23,561	11,929	13,580	729	29,181	35,621	12,253	319,969
	7.8%	5.2%	5.9%	7.9%	6.5%	5.7%	5.5%	5.7%	4.7%	5.0%	5.4%	5.3%	8.0%	6.0%
自然科学	29,724	27,501	23,132	18,499	10,594	10,092	17,506	9,769	11,539	654	20,503	27,439	7,773	214,725
	4.6%	3.3%	3.9%	4.1%	4.3%	4.4%	4.1%	4.6%	4.0%	4.5%	3.8%	4.1%	5.1%	4.1%
技術	44,536	57,038	45,531	31,151	18,339	16,303	36,459	15,137	21,696	941	43,594	48,811	12,096	391,632
	6.9%	6.9%	7.6%	7.0%	7.4%	7.2%	8.5%	7.2%	7.5%	6.5%	8.0%	7.3%	7.9%	7.4%
産業	11,660	9,077	7,327	7,727	2,969	3,889	8,006	3,081	3,927	182	7,285	9,667	2,659	77,456
	1.8%	1.1%	1.2%	1.7%	1.2%	1.7%	1.9%	1.5%	1.4%	1.2%	1.3%	1.4%	1.7%	1.5%
芸術	44,067	32,437	25,013	20,476	11,269	10,274	19,558	10,179	12,801	672	21,720	30,566	8,527	247,559
	6.8%	3.9%	4.2%	4.6%	4.6%	4.5%	4.6%	4.8%	4.4%	4.6%	4.0%	4.6%	5.6%	4.7%
言語	9,760	7,036	5,198	5,571	2,364	1,515	3,666	2,406	2,284	210	4,130	5,698	1,494	51,332
	1.5%	0.9%	0.9%	1.2%	1.0%	0.7%	0.9%	1.1%	0.8%	1.4%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%
文学	12,905	9,642	6,998	6,574	2,403	2,930	4,709	2,547	2,818	158	5,651	7,757	2,139	67,231
	2.0%	1.2%	1.2%	1.5%	1.0%	1.3%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	1.2%	1.4%	1.3%
文庫・新書	104,037	123,220	93,418	94,525	53,868	38,252	68,325	41,018	45,618	1,776	109,617	134,128	19,139	926,941
	16.0%	15.0%	15.7%	21.1%	21.8%	16.8%	16.0%	19.5%	15.8%	12.2%	20.1%	20.1%	12.5%	17.5%
小説・エッセイ	96,614	109,669	83,048	68,606	40,318	44,482	59,240	36,072	37,607	1,520	80,699	98,978	15,917	772,770
	14.9%	13.3%	14.0%	15.3%	16.3%	19.5%	13.8%	17.1%	13.0%	10.4%	14.8%	14.8%	10.4%	14.6%
ふるさと	2,677	2,654	2,685	2,512	173	1,234	1,696	1,059	1,707	21	2,100	2,840	570	21,928
	0.4%	0.3%	0.5%	0.6%	0.1%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.1%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
雑誌	11,824	25,384	16,449	14,253	7,350	9,528	11,055	8,187	10,553	103	16,167	25,588	5,966	162,407
	1.8%	3.1%	2.8%	3.2%	3.0%	4.2%	2.6%	3.9%	3.6%	0.7%	3.0%	3.8%	3.9%	3.1%
その他	226	258	1,167	145	137	54	414	30	55	0	117	120	10	2,733
	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
一般書計	482,563	502,399	390,455	348,619	187,570	170,918	288,514	159,759	183,175	8,037	384,072	480,717	102,108	3,688,906
	74.2%	61.0%	65.6%	78.0%	76.1%	75.1%	67.4%	75.8%	63.4%	55.1%	70.4%	72.0%	66.7%	69.6%
主題	50,606	85,457	53,641	23,112	16,057	15,301	41,549	14,115	30,168	1,273	39,554	45,638	13,279	429,750
	7.8%	10.4%	9.0%	5.2%	6.5%	6.7%	9.7%	6.7%	10.4%	8.7%	7.3%	6.8%	8.7%	8.1%
読み物	39,725	89,881	60,339	24,500	13,326	13,327	34,152	11,749	24,180	1,911	41,085	46,370	12,325	412,870
	6.1%	10.9%	10.1%	5.5%	5.4%	5.9%	8.0%	5.6%	8.4%	13.1%	7.5%	6.9%	8.0%	7.8%
絵本	75,600	142,019	89,267	50,131	29,193	27,391	62,468	24,443	50,621	3,327	77,897	91,828	25,142	749,327
	11.6%	17.2%	15.0%	11.2%	11.8%	12.0%	14.6%	11.6%	17.5%	22.8%	14.3%	13.7%	16.4%	14.1%
紙芝居	1,527	3,574	1,532	782	453	594	1,479	584	1,001	40	2,649	3,333	343	17,891
	0.2%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.2%	0.3%
児童書計	167,458	320,931	204,779	98,525	59,029	56,613	139,648	50,891	105,970	6,551	161,185	187,169	51,089	1,609,842
	25.8%	39.0%	34.4%	22.0%	23.9%	24.9%	32.6%	24.2%	36.6%	44.9%	29.6%	28.0%	33.3%	30.4%
総計	650,021	823,330	595,234	447,144	246,599	227,531	428,162	210,650	289,145	14,588	545,257	667,886	153,197	5,298,744
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※中央図書館には自動車図書館を含む

## 6. 令和2年度のサービス活動

### (1) こどもの読書週間行事

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発令を受け、図書館は令和2年4月9日から5月28日まで閉館となり、この期間に予定していたこどもの読書週間行事は、中止となった。

### (2) 読書週間行事

全館テーマ『おうち時間を楽しむ、本との出会いを応援します』

#### ① 資料展示

中央図書館	「草・木・花、そして人びと」	10/16～11/12
	「どんな本を読んできた？」(児童)	10/16～11/25
東灘図書館	「異聞奇譚」	10/20～11/15
灘図書館	「山」	10/27～11/ 8
三宮図書館	「ほっとひといき おとなも絵本」	10/27～11/29
兵庫図書館	「本気で本を考える」	10/13～11/15
北図書館	「出会いを楽しむ」(本の福袋と資料展示)	10/27～11/29
	「『ほんのわ』で紹介した本、集めました。」(YA)	10/27～11/29
北神図書館	「本の畑の収穫祭」	10/27～11/29
新長田図書館	「Re:デザイン」	10/27～11/ 8
須磨図書館	「みんなの推し本」	10/13～11/ 8
	「ドキドキ☆秋の福袋」	11/ 1～11/12
垂水図書館	「作ろう 学ぼう おうち時間」	10/20～11/ 8
西図書館	「おうち時間～人間は考える葦である～」	10/27～11/ 8

#### ② 講演会、講習会など

東灘図書館	「プログラミング体験講座～ロボット「こくり」は動くかな?～」	10/31	10人
灘図書館	「トールペイントの世界」	11/ 3	7人
三宮図書館	「みる・きく・さわる～"りか本"の よみきかせワークショップ～出張版」	10/31	13人
北神図書館	就活セミナー「自分らしさの伝え方」	11/ 3	6人
垂水図書館	「垂水の浜の生き物博士になろう」	10/17	4人

#### ③ 手づくり会・工作教室など

東灘図書館	大人の工作教室「ハレの日を飾る水引」	11/ 1	8人
灘図書館	工作教室「エコバッグ作り」	11/ 7 (2回)	13人
垂水図書館	工作教室「豆本をつくろう」	10/25	6人

#### ④ 雑誌リサイクルフェア

中央図書館	10/27	譲渡者数	305人	譲渡冊数	1,361冊
東灘図書館	10/25	譲渡者数	102人	譲渡冊数	306冊
北図書館	10/31	譲渡者数	63人	譲渡冊数	357冊
新長田図書館	11/ 8	譲渡者数	100人	譲渡冊数	773冊

#### ⑤ 映画会

灘図書館	読書週間特別映画会	計4回	10/27～10/30	21人
------	-----------	-----	-------------	-----

#### ⑥ その他の行事(抜粋)

中央図書館	「分類ビンゴに挑戦しよう！」	10/16～11/25	130人
東灘図書館	「親子で楽しむ絵本の会」	10/24・11/14	38人
灘図書館	「ハロウィンおはなし会」	10/31	16人
三宮図書館	クイズラリー「歴史」	10/27～11/29	33人
兵庫図書館	クイズラリー「としょこちゃんからの ちょうせん状2020」	10/13～11/15	27人



北図書館	「大人のためのおはなし会」	11/ 5	32 人
北神図書館	「おひぎのうえのおはなし会」	10/21	10 人
新長田図書館	「アニメーション～本であそぼう！～」	11/14	6 人
須磨図書館	クイズラリー「注文の多い料理店 すまとしょかん支店からの脱出」	10/13～11/ 8	235 人
垂水図書館	「おはなし会」	10/29・11/4・11/7	45 人
西図書館	「みんなでつくろう！西図書館カルタ」	10/27～11/8	応募 127 枚

※新型コロナウイルス感染症予防対策として、各行事で定員削減・会場変更・開催時間の短縮等を行った上、実施。ただし、人形劇(垂水図書館・11月29日)のみ、感染症拡大の状況により中止。



東灘図書館 大人の工作教室「ハレの日を飾る水引」



北神図書館「おひぎのうえのおはなし会」



須磨図書館 クイズラリー「注文の多い料理店すまとしょかん支店からの脱出」

### (3) 定例行事

	行事名 (協力ボランティア)	曜日・時間	
中央	かみしばいの会 (ろっこう紙芝居サークル)	第1土曜日	15:00-15:30
	たんぼぼおはなし会 (おはなしたんぼぼ)	第2土曜日	15:00-15:30
	おはなし会 (職員)	第3・4土曜日	15:00-15:30
	☆絵本おたのしみ会 (NPOにこここ劇場こうべママ)	第4金曜日	11:00-11:30
東灘	えほんの時間 (おはなしかご)	毎日曜日	10:50-11:00
	お話と絵本の時間 (おはなしかご)	毎日曜日	11:05-, 11:30-
	親子で楽しむ絵本の会 (こぐま)	第2・4土曜日	10:30-, 11:00-
	☆おひざのうえのおはなし会 (おはなしドロップ)	第2水曜日	10:30-, 11:30-
灘	おはなし会 (職員)	第1日曜日	14:00-14:30
	おはなし会 (しずくの会)	第2土曜日	14:00-, 14:30-
	☆おひざのうえのおはなし会 (しずくの会、職員)	最終木曜日	10:30-11:00
三宮	おはなし会 (ラッココンターレ)	第1土曜日	15:00-15:30
	おはなし会 (もものたね)	第2土曜日	15:00-15:30
	おはなし会 (おはなしぷれぜんと)	第3土曜日	15:00-15:30
	おはなし会 (花いかだ)	第4土曜日	15:00-15:30
	おはなし会 (職員)	第5土曜日	15:00-15:30
兵庫	おはなし会 (笙の会)	第2土曜日	14:00-14:30
	おはなし会 (おはなしどんぐり)	第3土曜日	11:00-11:30
	☆おひざのうえのおはなし会 (職員)	第4金曜日	10:30-10:50
	おはなし会 (おはなしぐもの会)	第4土曜日	14:00-, 14:30-
北	小さな絵本のじかん (職員)	第1土曜日	15:00-15:15
	おはなしとえほんの会 (ぎんのこぶね)	第2土曜日	11:00-11:30
	☆おひざのうえのおはなし会 (職員)	第4金曜日	10:30-11:00
	おはなし会 (ユニコーン)	第4土曜日	15:00-15:30
北神	おはなし会 (絵本大好きブックママ、ささゆり、ブックママ)	第2土曜日	15:00-15:30
	☆おひざのうえのおはなし会 (どんぐりもつくり)	第3水曜日	11:00-11:30
	ストーリーテリング (リンゴ畑)	第3土曜日	14:30-15:00
	ほくほくおはなし会 (職員)	第4土曜日	11:30-12:00
新長田	おはなし会 (ストーリーテリング一歩、職員)	第1・3土曜日	14:00-, 14:30-
	えほんの会 (職員)	第2・4・5土曜日	14:00-14:30
	☆おひざのうえのおはなし会 (おひざのうえでごーちよきばー)	第3水曜日	10:30-11:00
須磨	☆おひざのうえのおはなし会 (ひろば文庫)	第1金曜日	11:00-11:15
	おはなし会 (おはなしぐもの会)	第2土曜日	14:00-, 14:30-
	ちいさなおはなし会 (職員)	第3土曜日	11:00-11:15
	えほんおはなし会 (職員)	第4土曜日	11:00-11:30
垂水	おはなし会 (さつき会、職員)	第1水曜日	15:30-16:00
	おはなし会 (おはなしらびっと、職員)	第1土曜日	15:30-16:00
	☆おひざのうえのおはなし会 (おはなしらびっと、職員)	第2木曜日	16:00-16:30
	ふれあいおはなし会 (職員)	第3土曜日	15:30-16:00
	おはなし会 (かものはし、職員)	最終木曜日	15:30-16:00
西	おはなし会 (おはなしひろばちゅうりっぷ、職員) *偶数月第4日曜は職員による手づくり会	毎日曜日	10:45-11:15 *10:30-12:00

☆は乳幼児向け行事

#### (4) サービス活動の記録

##### ①おはなし会（地域連携含む）

	回数	子供	大人（保護者）	合計
おはなし会（館内・児童向け）	262回	1,560人	1,028人	2,588人
おはなし会（館内・乳幼児向け）	84回	534人	524人	1,048人
おはなし会（館外）	81回	744人	502人	1,246人
合計	427回	2,838人	2,044人	4,882人

##### ②資料展示

	回数	児童書	一般書	合計
一般向け展示	396回	—	17,834冊	17,843冊
児童向け展示	198回	12,807冊	—	12,807冊
YA（ヤングアダルト）向け展示	93回	—	1,881冊	1,881冊
展示（資料以外）	174回	—	—	—
合計	861回	12,807冊	19,724冊	32,531冊

##### ③講座・講演会など（地域連携含む）

	回数	子供	大人	合計
講座、講演、セミナー、朗読会他	65回	179人	1,673人	1,852人
児童向け講座、工作会他	36回	1,236人	176人	1,412人
映画会	41回	27人	255人	282人
一日図書館員	0回	0人	0人	0人
合計	142回	1,442人	2,104人	3,546人

##### ④見学・視察、図書館実習

	回数・日数	人数
見学・視察	5回	65人
図書館実習、インターシップ <sup>o</sup>	63日	22人
就業支援、職場体験	28日	7人
合計	—	94人

##### ⑤学校園連携

	回数・日数	子供	大人	合計
見学・町探検	65日	2,141人	166人	2,307人
総合学習支援図書貸出	157回	—	—	16,449冊
テーマ本貸出	365回	—	—	11,082冊
幼稚園巡回図書貸出	45回	—	—	5,400冊
出前授業(含おはなし会)、ブックトーク	81回	1,878人	623人	2,501人
本へのとびら事業※	6回	318人	13人	331人
学校園向け講演・講座・授業支援	0回	—	0人	0人
トライやる・ウィーク受入	0日	0人	—	0人
職場体験実習	53日	—	6人	6人

※明親・北五葉の小学校（2校）で実施

## 7. 職員研修

### (1) 館内研修

#### ①館内整理休館日研修

研 修 テ ー マ	日 付	中央館	地域館	合計
『サラマット』兵庫県人権啓発協会『仕事の原点 vol.1』職員研修所（人権・応対研修ビデオ視聴）	R.2.10.15	43	0	43
『電子図書館操作説明会』 （株式会社図書館流通センター 木村 勝敏氏） 『座席管理システムについて』 （企画情報係 西山係長）	R.2.12.17	33	10	43
のべ参加人数計	—	76	10	86

#### ②子供サービス委員会研修

研 修 テ ー マ	回 数	中央館	地域館	合計
子供サービス委員会自主研修 「ブックトーク研修」	2	8	26	34
子供サービス委員会自主研修 「おはなし会の手法（手あそび、エプロンシアター等）」	1	4	15	19
かものこおはなし勉強会	4	13	0	13
読書ボランティアスキルアップ講座① 「読書ボランティア交流会 子供と本をつなぐ」 講師：尾野三千代	1	4	0	4
読書ボランティアスキルアップ講座② 「2020年のこどもの本」児童書近刊の紹介	1	4	8	12
のべ参加人数計	—	33	49	82

#### ③読み聞かせびと養成講座 ※春季・秋季ともに新型コロナウイルス感染拡大のため休止

### (2) 派遣研修

主 催 者	回 数	中央館	地域館	合計
文部科学省関連	0	0	0	0
日本図書館協会	1	0	1	1
兵庫県立図書館、兵庫県図書館協会、県内図書館	10(1)	4(1)	50(8)	54(9)
近畿地区公共図書館協議会、近畿地区図書館	2(2)	0	2(2)	2(2)
そ の 他	7(7)	0	38(38)	38(38)
のべ参加人数計	—	4(1)	91(48)	95(49)

( ) はオンラインで内数

## 8. 市民満足度調査

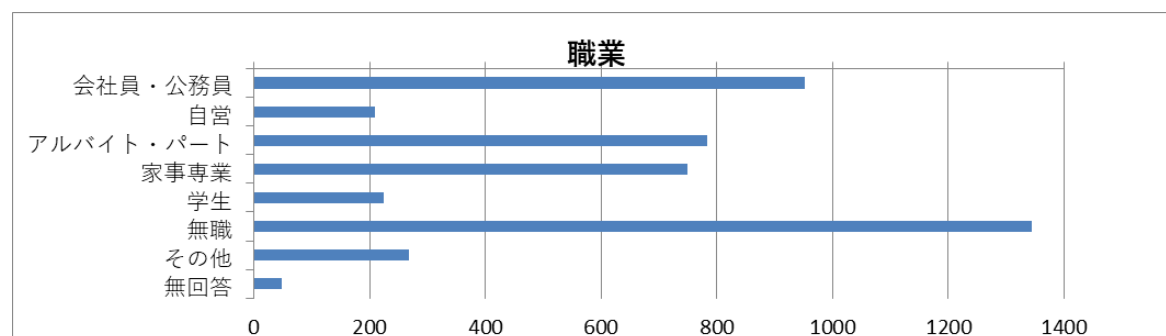
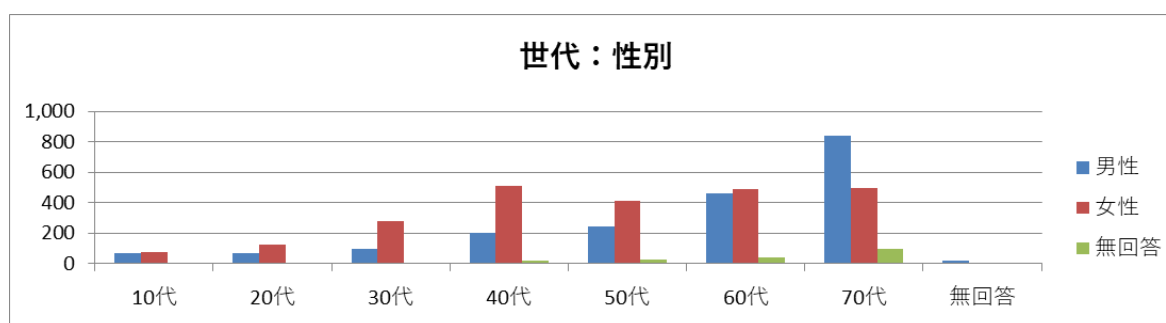
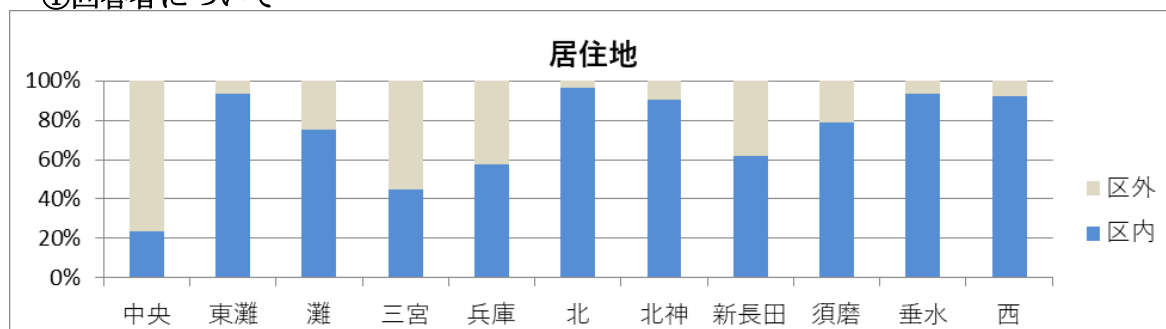
### (1) 令和2年度市民満足度調査

調査日：令和2年10月28日（水）および11月11日（水）  
 調査対象：神戸市立図書館入館者（中学生以上）

	配布枚数	回収枚数	回収率
中央図書館	758	617	81.4%
東灘図書館	448	331	73.9%
灘図書館	694	587	84.6%
三宮図書館	908	650	71.6%
兵庫図書館	368	357	97.0%
北図書館	224	199	88.8%
北神図書館	569	497	87.3%
新長田図書館	285	268	94.0%
須磨図書館	213	208	97.7%
垂水図書館	359	357	99.4%
西図書館	594	511	86.0%
合計	5,420	4,582	84.5%
前年度	6,982	5,582	79.9%

### (2) 調査結果

#### ①回答者について



## ②図書館別の満足度平均点

	中央	東灘	灘	三宮	兵庫	北	北神	新長田	須磨	垂水	西	全館
読みたい本	3.28	2.86	2.85	2.79	3.01	2.95	3.08	3.00	2.94	2.76	2.71	2.93
探しやすさ	3.23	3.01	3.03	2.94	3.18	3.04	3.09	3.17	3.15	2.93	2.85	3.05
調べ物	3.30	2.92	2.94	2.76	3.01	3.03	3.17	3.06	2.95	2.79	2.70	2.97
行事	3.03	2.92	2.96	2.72	3.06	2.93	3.04	3.02	3.11	2.87	2.68	2.93
応接	3.43	3.49	3.49	3.43	3.58	3.58	3.66	3.58	3.69	3.56	3.53	3.53
説明	3.39	3.42	3.44	3.35	3.52	3.57	3.59	3.54	3.61	3.45	3.42	3.46
本・地域*	3.25	3.15	3.20	3.09	3.32	3.40	3.34	3.28	3.31	3.17	3.17	3.23
利用成果	3.52	3.48	3.46	3.44	3.60	3.48	3.59	3.56	3.58	3.45	3.41	3.50

\*) 令和元年度からの新設項目「この図書館の職員は、本のことや地域のことをよく知っている」

(計算式) 各項目の回答人数 (a. 満足, b. やや満足, c. やや不満, d. 不満) を下記にあてはめ数値化した。

$$\frac{4 \text{ 点} \times a + 3 \text{ 点} \times b + 2 \text{ 点} \times c + 1 \text{ 点} \times d}{a + b + c + d}$$

## ③自由意見

全 1,297 件

- ・資料について . . . 264 件  
本が少ない、雑誌が少ない、本が古い、本が汚い、新刊が少ない、〇〇の分野を増やしてほしい、人気がある本はたくさん買ってほしい、まんがを増やしてほしい、専門書を増やしてほしい、電子書籍を充実してほしい、他
- ・施設・設備について . . . 149 件  
狭い、座席が少ない、自習室の拡充、飲食場所、駐車場、温度、照明、臭い、新聞をめくる音が気になるのでゾーニングしてほしい、子供用スペースを別にしてほしい、Wi-Fi が使えるようにしてほしい、冷水器を置いてほしい、自動貸出機を増やしてほしい、子供が靴を脱いで使えるスペースがほしい、他
- ・図書館のサービスについて . . . 228 件  
予約の本がなかなか来ない、予約の上限冊数を増やしてほしい、本のリクエストの仕方をわかりやすく表示してほしい、本が探しにくい、最上段や最下段の本が選びにくい、視聴覚資料の貸出をしてほしい、他
- ・職員の対応について . . . 37 件  
マナーが悪い人を注意してほしい、声が聞きづらい、混んでいる時の対応について、窓口対応に個人差がある、返本の際の音が気になる、レファレンスを的確にしてほしい、他
- ・利用者マナーについて . . . 50 件  
話し声がうるさい、居眠り、本への書き込みや汚れ、雑誌・新聞の独占、荷物を置いての離席、館内での飲食、携帯電話のマナー、貸出本の延滞、他
- ・図書館全体の運営や立地について . . . 78 件  
開館日や開館時間を増やしてほしい、図書館を増やしてほしい、返却できる場所や予約本の受取場所を増やしてほしい、返却ポストの場所が分かりにくい、駅から図書館が遠い、他
- ・図書館や職員への感謝やお褒め、激励など . . . 362 件  
対応が親切・丁寧、ネット予約・本の取り寄せが便利、駅から近くてよい、遅くまで開いていて便利、行事や展示がよかった、北神図書館について移転して使いやすくなった、駅の返却ポストが便利、他
- ・新図書館について . . . 26 件  
新しい図書館を楽しみにしている、移転後は蔵書数を増やしてほしい、他
- ・新型コロナウイルス関連 . . . 62 件  
コロナ禍でも感染症対策をしながら開館していて助かる、座席が減り不便、書籍消毒機を置いてほしい、今後緊急事態宣言等が発出されても予約本の受取り対応はしてほしい、他
- ・その他 (上記のいずれにもあてはまらないもの) . . . 41 件  
初めて利用した、芦屋市の図書館で貸出できるようにしてほしい、他

※詳しい調査結果は神戸市立図書館ホームページメニューの「活動報告」の「アンケート」からご覧ください。

## 9. 神戸市電子図書館の本格実施

### (1) 電子図書館実施の経緯

電子図書館の取り組みは、当初、英語に親しんでもらうことを目的に2年間試行実施した。さらにコロナ禍での取り組みとして6か月延長した。(平成30年6月～令和2年12月)

令和3年1月からは、読書バリアフリー法の主旨を受けて、視覚障害者支援を目的に、日本語読み上げ機能やテキスト版が提供できる事業者をプロポーザル方式により決定し、本格実施を開始した。

### (2) 電子図書館のサービス内容

小説・エッセイ、旅行・料理本、ビジネス、語学の本など一般の方が気軽に読んでいただける書籍を選定。コンテンツ数は当初2,950冊で開始したが、徐々に増冊し、3月末にはライセンス付コンテンツ3,669冊、青空文庫(著作権の切れた文学作品等)500冊、合計4,169冊となった。

一度に借りられる資料は青空文庫を除き2点まで、貸出期間は2週間。予約が付いていない場合は2週間の延長が可能。予約は1点のみ。資料の取り置き期間は7日間。

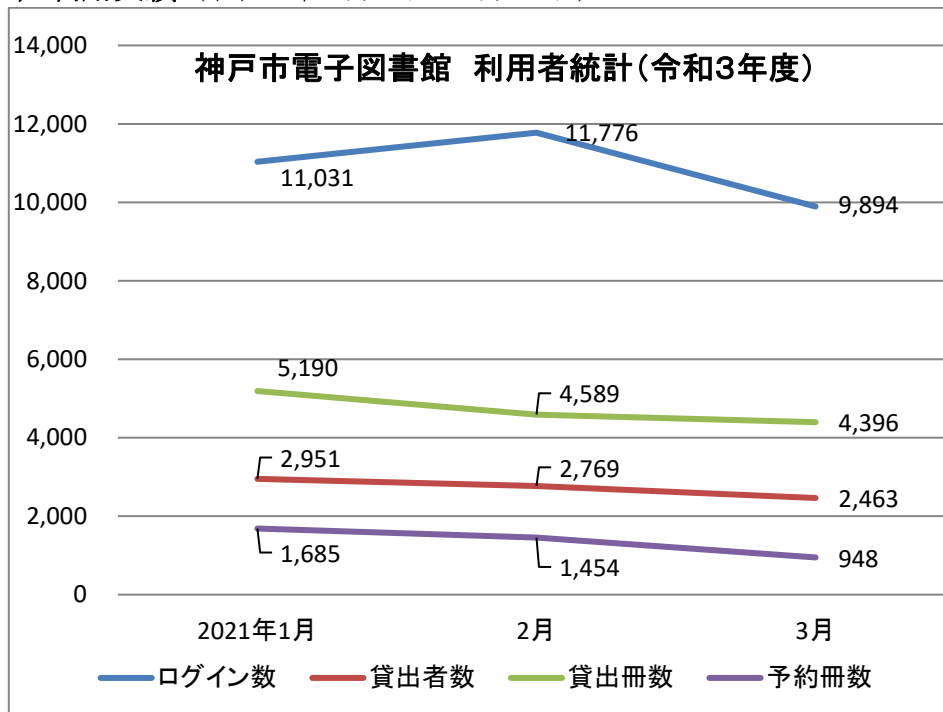
### (3) 電子図書館の利用状況

1月～3月の3か月で、貸出者数は8,183人、貸出冊数は14,175冊、予約冊数は4,087冊、ログイン数は32,701人であった。

1日当たりでは、貸出者数は95人、貸出冊数は165冊、予約冊数は48冊、ログイン数は380人であり、試行時の当初3か月の実績と遜色ない滑り出しであった。

(試行時:貸出者数は88人、貸出冊数は133冊、予約冊数は65冊、ログイン数は639人)

### (4) 利用実績 (令和3年1月5日～3月31日)



### (参考) 試行時の実績

平成30年6月～令和2年12月の実績は、貸出者数は41,641人、貸出冊数は69,328冊、予約冊数は13,874冊、ホームページアクセス数は253,221人であった。



# 10. 新図書館の整備計画

現在、西図書館、垂水図書館、三宮図書館の整備を計画している。三宮図書館に関連しては、デザイン・クリエイティブセンター神戸（KIITO）への仮移転を予定している。

## (1) 西図書館

西神中央駅西側の美賀多台1丁目に現機能を大幅に拡充した新西図書館を文化・芸術ホールと一体的に整備する。面積は約3,000㎡、30万冊規模の図書館となる。

「新しい出会い、新しい発見がある、本の広場」として整備する。

### 【今後の予定】

令和3年度 設計・工事  
令和4年9月 開館予定



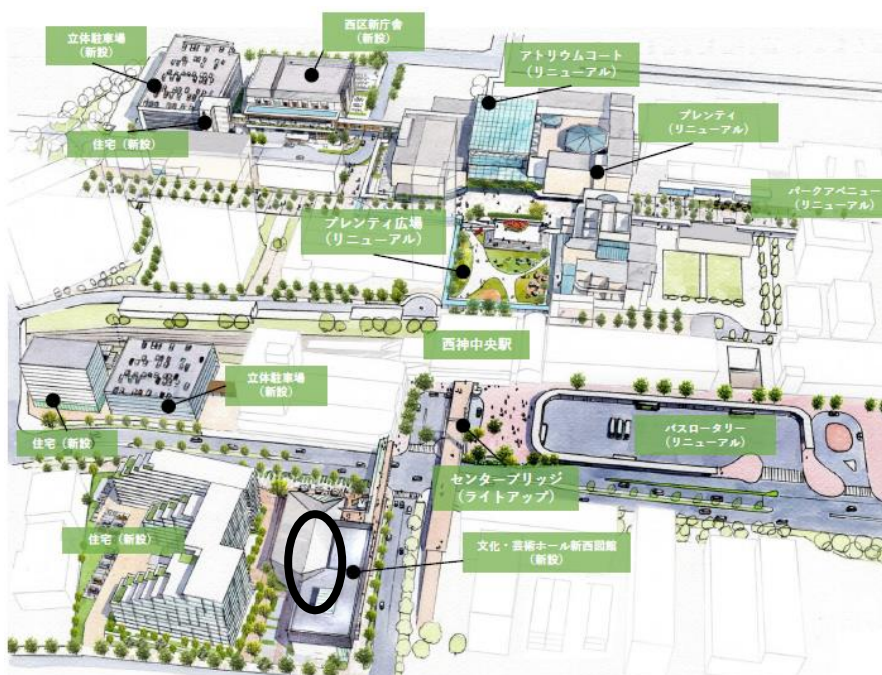
建物外観



交流モール（イメージ）

整備事業者作成資料より

### 【位置図】





## (2) 垂水図書館

垂水駅前広場に新しい図書館を整備する。面積は約 1,500 m<sup>2</sup>、10 万冊以上の図書館となる。1 階は一般車両のロータリー、2 階・3 階部分を新図書館にする。

「人と本のみなと～生涯の学びを支える情報拠点～」をコンセプトに、新図書館では十分なスペースを確保し、市民がゆっくりと本に親しむことができるよう座席数を増やすなど、居心地のよい滞在型の図書館を目指す。

更には、図書館西側の駅前広場と一体感があり、ゆとりある空間づくりをめざす。

### 【今後の予定】

令和 3 年度～4 年度 設計

令和 5 年度～6 年度 工事

令和 6 年度 完成・開館予定



### 【位置図】

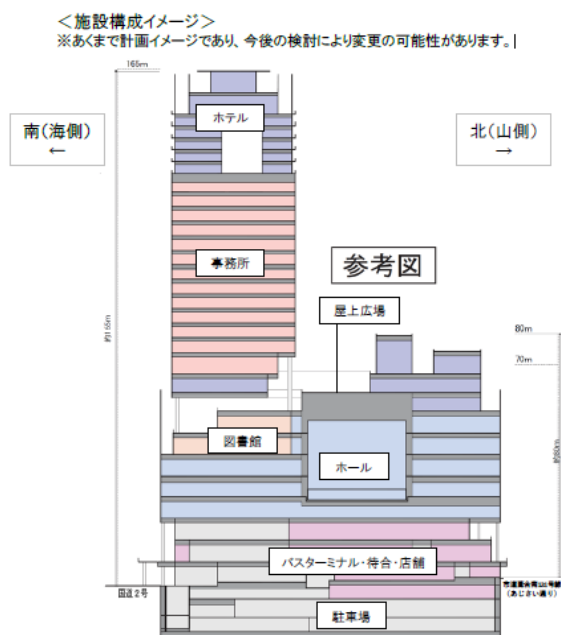


### (3) 三宮図書館

三宮駅東側の雲井通5丁目に都心再整備事業として新三宮図書館を文化・芸術ホール、商業施設・業務施設・バスターミナル等と複合的に再開発する。面積は約2,000㎡の予定。  
「美しい知と情報のゲートウェイ」として整備する。

#### 【今後の予定】

令和4年度～ 現三宮図書館の仮移転の後、  
解体・新築工事（約5年間）  
令和8年度頃 完成・開館予定



#### 【位置図】



2019年雲井通5丁目再開発株式会社 都市計画提案概要資料より

#### ○デザイン・クリエイティブセンター神戸 (KIITO) への仮移転 (令和4年度)

現在の三宮図書館が入っている神戸市勤労会館は、都心再整備事業により令和4年度に解体されるため、デザイン・クリエイティブセンター神戸 (KIITO) の2階 (約950㎡) へ仮移転する。

# 1 1. 令和3年度の事業計画

## 令和3年度を取組項目と具体的取組

取組項目	具体的取組
1 資料の充実	
(1)学習拠点としての資料の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学び直しに役立つ基本的な資料の買直し(分野ごと)</li> <li>・電子書籍(資格問題集等)の充実</li> </ul>
(2)ユニバーサルデザインに配慮した資料収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出可能なマルチメディアデージー資料の収集</li> <li>・多言語資料、日本語学習用資料の収集検討</li> </ul>
2 学習機会の提供	
(1)仕事や地域活動に役立つ情報・機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座、講演会、展示の実施</li> <li>・その他イベントの実施</li> </ul>
(2)生活の質を高める情報・機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座、講演会、展示の実施</li> <li>・その他イベントの実施</li> </ul>
3 関係機関との協働	
(1)行政機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉局、健康局</li> <li>・各区まちづくり課</li> <li>・文化財課、埋蔵文化財センター、文化交流課</li> <li>・産業振興財団 ほか</li> </ul>
(2)学校園との連携	→6子供サービスの項へ
(3)大学との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市外国語大学と新たな利用協定締結</li> <li>・神戸大学等、地元大学との連携イベントの開催</li> <li>・大学が実施する地域貢献事業への支援</li> <li>・実習やインターンシップの受け入れ</li> </ul>
(4)企業との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス支援講座の実施</li> <li>・神戸セレクション関連イベントでの地元企業との連携</li> </ul>
(5)地域団体・NPO との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の関係団体との連携継続(KFC、神戸アーカイブ写真館等)</li> <li>・外国人をサポートする団体との関係構築</li> <li>・連携先と相互に利用 PR</li> </ul>
4 新たなサービスや機器	
(1)快適便利な高機能機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書籍消毒器の設置</li> <li>・予約図書自動受取機の利用促進</li> <li>・デジタルアーカイブ等、地域資料の提供・発信の見直し</li> </ul>
(3)ICT 技術を活用したサービスと情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子図書館サービスの利用促進</li> <li>・自動貸出機の利用促進</li> </ul>

5 利用しにくい市民への環境整備	
(1)ユニバーサルデザインに配慮したサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字図書館との連携</li> <li>・福祉施設等への団体貸出 PR</li> </ul>
(2)ユニバーサルデザインに配慮した利用しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「やさしい利用案内」作成</li> <li>・館内サインの見直し</li> <li>・利用支援機器の導入と PR</li> <li>・大人向け多言語の利用案内作成</li> </ul>
(3)図書館を利用していない市民層への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用促進をはかる館内外での利用講座、「出前トーク」の実施</li> <li>・ママフレや長田区アプリ等メディアへの情報提供</li> <li>・転入者へ利用案内配付</li> </ul>
6 子供サービスの充実と学校図書館支援	
(1)生涯にわたって読書を楽しむ習慣を育てるための読書環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料収集と計画的な買替え</li> <li>・乳幼児と保護者向けサービス</li> <li>・館内外での子供と本をつなぐイベント</li> <li>・小・中学生への調べ学習支援(調べ学習イベント、パスファインダー作成等)</li> <li>・YAコーナーの充実を中心とした青少年層への読書推進</li> <li>・学校と連携した中高生参加のイベント</li> </ul>
(2)学校園との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体貸出による資料提供</li> <li>・幼稚園巡回図書の実施</li> <li>・学校図書係と連携した研修など、学校司書支援</li> <li>・教員・学校司書への新刊紹介等、情報提供</li> </ul>
(3)子供の読書活動推進に関わるボランティア等との連携や支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア団体との連携企画</li> <li>・ボランティア交流会の開催</li> <li>・読み聞かせ等、活動に役立つ講座の開催や新刊本等の情報提供</li> </ul>

## 1 2. コンピューターシステムと情報発信

### (1) 神戸市図書館情報ネットワークシステム

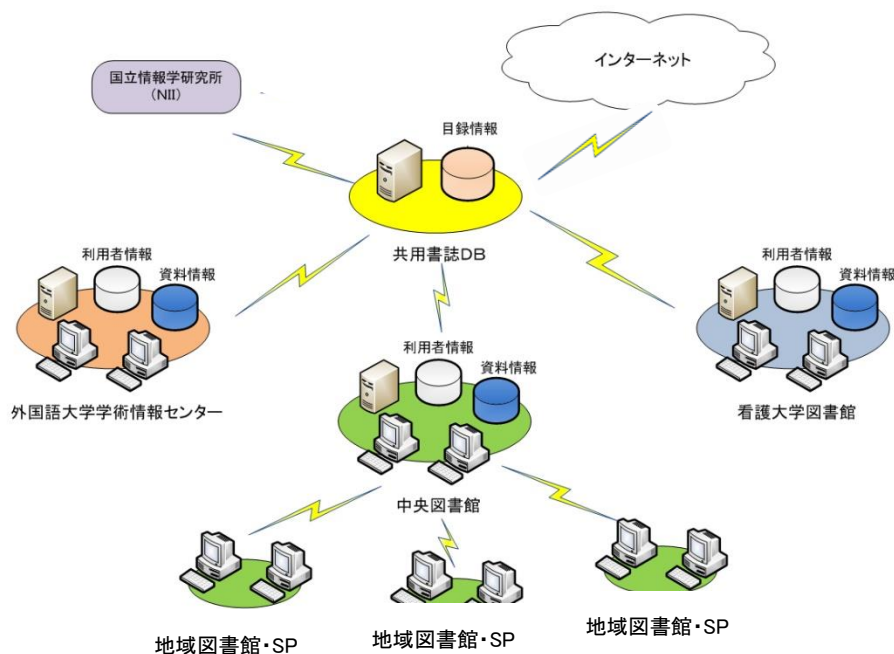
#### ① 経緯

平成4年度に市立図書館コンピューターシステムの更新（教育委員会）、外国語大学図書館（外国語大学）の業務コンピューター化、ファッション美術館ライブラリーの開設準備（産業振興局）をまとめる形で「神戸市図書館情報ネットワークシステム構想」が提案された。平成5年度には学術情報センター（現国立情報学研究所）の協力を得て研究会を発足させ、平成6年度にはインターネットに接続することを前提としたシステム開発を共同で行った。阪神・淡路大震災により約半年遅れの平成7年9月末、システムの供用を開始した。その後ファッション美術館はネットワークシステムから離れたが、平成8年には看護大学図書館（保健福祉局）が参加し現在に至っている。

#### ② システムの目的

- ・複数の図書館が共同でシステムを開発・運営することにより、各々が単独で開発・運営するより経費の削減を図る。
- ・神戸市の保有する図書館情報資源を共有することにより、目録情報作成の省力化を図る。
- ・個別の図書館に問合わせることなく、資料の所蔵情報を市民に提供することが可能となり、図書館サービスの向上を図る。

#### ③ システムの構成



#### ④ システムの特徴

- ・神戸市が主体となり協力会社から技術支援を受けて独自に開発したシステムであり、ソースコードを含む全てのプログラムは神戸市が所有している。
- ・サーバ、クライアントともに PC-UNIX(Linux)を全面採用することにより、全てのハードウェアを PC/AT 互換機で構成することで、経費を大幅に削減することができた。

- ・システムに、CAT-P サーバを構築し、国立情報学研究所の目録所在情報サービスである新 NACSIS-CAT に対応した。

## ⑤ システム更新について

- ・永年運用してきたシステムであるが、独自開発のため、時代の変化に即した新たなサービスに対応するには、その都度改修が必要となる。一方、近年では多くの図書館がパッケージシステムを採用しており、比較的安価に導入することが可能となっている。

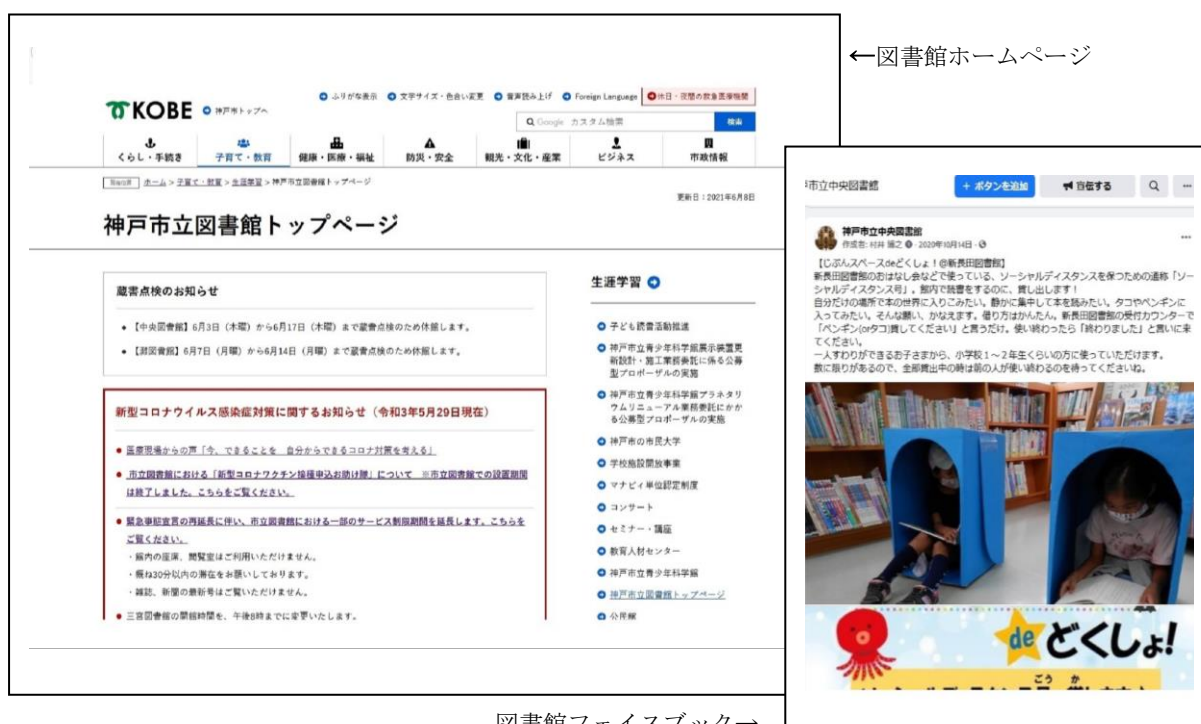
こうしたことから、令和 5 年 1 月の運用開始に向けて、当館においてもパッケージシステムを導入することとなった。ただし、公共図書館と大学図書館では、対応するパッケージシステムが異なるため、令和 3 年 1 2 月をもって、外国語大学学術情報センターと看護大学図書館がネットワークシステムから離れる予定となっている。

## (2) インターネットによる情報発信

神戸市では、インターネットを情報発信の手段として活用するため、平成 6 年 10 月より自治体として初めてホームページを開設した。市立図書館も公共図書館としては全国に先がけ、平成 7 年 9 月試行的にホームページの運用を開始した。

平成 13 年にはインターネットによる全館蔵書検索を可能とし、携帯電話からのアクセスにも対応した。平成 19 年 1 月からは神戸市立図書館ネットワークサービス (K-lib ネット) を利用した貸出予約の申込み受付や貸出期間の延長を実施した。

現在では全市共通の CMS システムを利用して随時情報を更新し、トピックス、行事案内、利用案内、施設案内に加え、資料リストや『神戸の本棚』、『としょ☆ぴか』等の広報紙を掲載し広く情報発信を行っている。また、平成 26 年 6 月にはフェイスブックの運用を行い SNS による情報発信を開始した。



図書館フェイスブック

## 13. 図書館協議会

### (1) 神戸市立図書館協議会委員名簿（第7期）

（令和3年4月1日現在）

区分	氏名	役職等
学校教育関係者	山崎 悦子	神戸市立小学校教育実践研修図書館グループ代表（成徳小学校校長）
	河島 正和	神戸市立中学校教育実践研修図書館グループ代表（長坂中学校校長）
社会教育関係者・家庭教育の向上に資する活動を行う者	一居 明子	「夕やけ文庫」所属
	樋口 常子	神戸市婦人団体協議会理事
	○桜間 裕章	神戸市立博物館調査役
市民代表	北川 章子	ネットモニターより選考
	田中 洋子	ネットモニターより選考
学識経験者	齋藤 誠一	神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授
	立田 慶裕	神戸学院大学人文学部教授
	◎湯浅 俊彦	追手門学院大学国際教養学部教授

※敬称略、◎印は会長、○印は副会長 任期：令和2年9月12日～令和4年9月11日

### (2) 令和2年度開催記録

#### ①第6期第5回（令和2年8月21日）

《報告》

- ・令和2年度の事業計画について
- ・令和元年度利用実績及び令和2年度見込みについて
- ・予約図書自動受取機の稼働について
- ・新図書館（名谷図書館、新西図書館、新垂水図書館）について
- ・感染防止対策、電子図書館の延長について

《協議》

- ・令和元年度神戸市立図書館事業評価（案）について
- ・図書館協議会第6期協議のまとめ（案）について

#### ②第7期第1回（令和2年12月17日）

《報告》

- ・令和2年度神戸市立図書館事業実績（4～11月）について
- ・神戸電鉄鈴蘭台駅構内返却ポスト設置について
- ・名谷図書館の開館予定について
- ・電子図書館の本格実施について
- ・新垂水図書館基本方針（案）意見募集実施について

※詳しい協議内容等は神戸市立図書館ホームページメニューの「図書館協議会」からご覧ください。



## 14. 沿革

明治 44.	3.	2	神戸市会で図書館の設立を可決
(1911)	4.	18	「図書館令」により設立、神戸市立図書館と命名
	11.	10	相生町旧市庁舎にて一般閲覧を開始
45.	2.	11	開館式挙行
大正 5.	4.	21	御大典記念図書館建設会設立
(1916)	10.	9.	7 御大典記念図書館建設会より図書館建物を神戸市に寄付採納
	10.	25	相生町旧市庁舎より大倉山へ移転
	11.	10	新築落成式挙行
	11.	3.	17 一般閲覧開始
昭和 10.	4.		日本十進分類法（3版）を採用
(1935)	6.	11	増築書庫竣工（現在除却）
14.	10.	1	上筒井分館開館（昭和 20.6.5 戦災焼失廃止）
20.	11.	15	垂水出張所開設（昭和 22.2.5 類焼廃止）
	12.	25	灘出張所開設（昭和 30.10.1 廃止）
21.	4.	1	須磨出張所開設（昭和 33.3.31 廃止）団体貸出開始
	12.	21	兵庫県軍政部民間情報教育課の命令により、リンカーン CIE 図書館を本館内に開設（昭和 27.5.1 廃止）
22.	4.	18	特許無料相談所開設
23.	7.	20	読書相談部を開設し、テレフォン・サービスを開始
24.	8.	2	公開図書室を開設
25.	10.	10	神戸市図書館条例公布、施行
26.	4.	17	「図書館法」の施行（昭和 25.4.30）により、閲覧料、館外貸出料を廃止
	5.	30	別館新築完成（現在除却）
30.	5.	5	こども図書館開設（児童文化会館）
33.	6.	20	長田分館開館
35.	12.	1	三宮分室開設
37.	12.	26	3号書庫竣工（現在除却）
41.	11.	28	新館完成（鉄筋コンクリート3階建 現在除却）
42.	4.	1	児童文化会館を編入
	10.	17	王子分館開館
43.	3.	3	増築3号書庫竣工（現在除却）
45.	10.	2	西神分室開設
46.	6.	17	声の図書館開設
47.	4.	1	本館を中央図書館、王子・長田の各分館、三宮・西神の各分室をそれぞれ王子・長田・三宮・西神図書館と改称
	10.	25	自動車図書館巡回開始
48.	9.	27	神戸市立中央図書館・博物館等調査委員会発足
49.	2.	7	東灘図書館開館
	12.	4	北区民センター図書室開館
50.	9.	20	「神戸市立中央図書館建設の基本構想」答申
55.	4.	24	新三宮図書館開館（神戸新聞会館旧三宮図書館を廃止）
	10.	11	新中央図書館 新館仮開館（昭和 56.4.1 中央図書館全館開館）
56.	9.	1	須磨図書館開館
57.	4.	1	北区民センター図書室を中央図書館組織に編入
	8.	1	西神図書館を西図書館と名称変更
62.	4.	1	児童文化会館休館
平成元.	4.	27	新西図書館開館（西神文化センター内旧西図書館を廃止）
(1989)		28	灘図書館開館（旧王子図書館を廃止）
	12.	1	自動車図書館巡回ステーションを再編成
	12.	27	児童文化会館条例・同施行規則を廃止（平成 2.3.31 解体撤去）



2.	3.	30	北区北神地域（道場・八多・大沢・長尾・淡河）へ特別団体貸出制度創設
	4.	26	神戸ふるさと文庫開設・わが街再発見コーナー供用開始
	7.	22	中央図書館電動集密書架整備 3 か年計画完了
3.	3.	31	神戸ふるさと文庫だより「神戸の本棚」創刊
	4.	1	書誌データ整備 5 か年計画開始
	11.	25	垂水図書館開館
	12.	1	神戸市隣接市町（6市2町）在住者に対する図書の貸出開始 （芦屋市・西宮市・宝塚市・三田市・吉川町・三木市・稲美町・明石市）
6.	7.	20	文部省学術情報センター目録所在情報サービス(NACSIS-CAT)に参加
7.	1.	17	阪神・淡路大震災により図書館も大きな被害を受ける（全館臨時休館）
	2.		避難所への配本、読み聞かせ派遣（紙芝居・おはなしキャラバン隊）
	4.	28	中央（新館）、東灘、北、垂水、西の各図書館再開
	5.	9	自動車図書館巡回再開
	8.	1	三宮図書館再開
	9.	27	図書館情報ネットワークシステム稼動、図書館ホームページ開設
	11.	1	灘図書館再開
	11.	16	三宮図書館補修工事のため臨時休館（平成 8.2.1 再開）
	11.	28	須磨図書館再開
	12.	12	震災のため開館が遅れていた新長田図書館開館（当初平成 7.5.予定）
	12.	26	北図書館北神分館開館
8.	4.	11	図書館情報ネットワークシステムに看護大学加入
	5.	14	兵庫図書館開館
	10.	14	青丘文庫所蔵資料の受贈
9.	3.	18	「戦災記念資料室」を兵庫図書館に移設・展示
	6.	3	中央図書館旧館を建て替え、新たに「2号館」として開館(1,430 m <sup>2</sup> )し、 震災関連資料室を開設、「青丘文庫」供用開始 従前の新館(7,618 m <sup>2</sup> )は「1号館」と名称変更
10.	3.	31	長田図書館解体・撤去
11.	4.	1	図書館業務コンピューター化（三宮、須磨）
	12.	1	緊急地域雇用特別交付金による書誌データ整備開始（～平成 13.3）
12.	4.	1	図書館業務コンピューター化（北）
13.	1.	5	図書館業務コンピューター化（東灘：全館電算化完成）、OPAC 端末 を全館に設置、インターネットによる蔵書検索開始（携帯電話対応も）
	4.	1	貸出冊数を 7 冊から 10 冊に、貸出券有効期間を 3 年から 10 年に変更
	6.	1	開館日の拡大を実施（地域図書館の館内整理日を廃止し開館、国民の 祝日が休館日にあたる翌日を開館、年末年始(12/28、1/4)を開館、蔵書 点検期間短縮）
	10.		「えほんの小箱」刊行
14.	4.	1	自動車図書館車輛更新
	5.	21	兵庫図書館に「健康・福祉コーナー」を設置
	6.	4	新長田図書館「韓国・朝鮮図書コーナー」を「アジアコーナー」に拡充
	11.	5	北図書館施設を改修し 2 階に児童室・多目的室等を設置
15.	3.	31	図書貸出確認装置（BDS）全館に設置
	4.	1	返却フリーシステムの実施
16.	7.	1	北須磨文化センター図書室への資料支援開始
	6.	18	中央、灘、北、新長田、西の各図書館で教科書展示会開始
16.	7.	15	北図書館北神分館拡充オープン
	8.	1	第 1 回市民満足度調査実施
17.	2.	22	不用雑誌の市民譲渡を始める
	11.	1	子供向けホームページ開設
	12.	13	神戸キワニスこども文庫開所式
	12.	23	図書館ホームページに「調べ物ガイド&お役立ちリンク集」を掲載
18.	3.	23	KEMS（神戸環境マネジメントシステム）ステップ 1 認証
19.	1.	4	神戸市立図書館ネットワークサービス（K-lib ネット）開始 （インターネットによる貸出予約申込受付開始）

	4.	1	子供向け図書館だより「としょ☆ぴか」発行
	6.	5	中央図書館で「貴重資料デジタルアーカイブズ」公開
	10.	1	中央図書館閲覧室(3)で公衆無線 LAN スポット(FreeSpot)供用開始
	10.	10	神戸市立図書館条例一部改正
	10.	30	指定管理者公募手続き開始 (平成 20.1.17 候補者選定)
20.	3.	14	神戸市立図書館条例一部改正
	4.	1	神戸市立図書館条例施行規則全部改正 灘、垂水、西の各図書館に指定管理者制度導入 指定管理者制度導入館で開館時間延長、祝日開館実施 組織改正により、課名・係名を全て変更。管理課を総務課に、資料課を利用サービス課とし、庶務係、奉仕係、相談係、整理係をそれぞれ総務係、市民サービス係、調査相談係、資料係と改め、総務課に企画情報係を新設
	7.	31	第 1 回新東灘図書館整備検討委員会開催
	9.	12	第 1 回神戸市立図書館協議会開催 (於：市役所 1 号館)
	9.	18	第 94 回全国図書館大会兵庫大会開催 (於：ポートピアホール、神戸学院大学)
21.	4.	1	神戸市立図書館条例施行規則一部改正 (休館日、開館時間変更等) 兵庫、北 (北神分館含む)、新長田の各図書館に指定管理者制度導入 地域図書館全館で開館時間延長、祝日開館実施。 ※中央図書館では祝日開館を実施し館内整理日を年 4 日に変更
	10.	2	灘図書館がファミリーマート六甲道南店に返却ポスト設置 (H23.9.16 閉店)
22.	1.	4	中央図書館書庫資料にバーコード貼付(緊急雇用創出事業、3 月末まで)
	4.	1	神戸市立図書館条例施行規則一部改正 (三宮図書館開館時間変更) 三宮、須磨の 2 図書館に指定管理者制度を導入 三宮図書館の開館時間を延長 (20 時→21 時)
22.	8.	8	三宮図書館で外部データベース検索サービス開始
	10.	26	三宮図書館「青少年 (YA) コーナー」を設置
23.	1.	13	須磨図書館「青少年 (YA) コーナー」を設置
	3.		中央図書館地下電動集密書架改修
	9.	17	三宮図書館で公衆無線 LAN スポット(FreeSpot)供用開始
	12.		三宮図書館空調設備改修工事
24.	1.	11	灘図書館フォレスト六甲 B1 階返却ポスト設置
	1.	29	北図書館「青少年 (YA) コーナー」を設置
	3.	31	貴重資料デジタルアーカイブズのインターネット公開
	5.	3	「しんながた図書館だより」配布開始
	5.	27	兵庫図書館「青少年 (YA) コーナー」を設置
	6.	5	貴重資料デジタルアーカイブズ「オリジナルブックカバー」をホームページに公開
	6.	7	兵庫図書館「ビジネスコーナー」設置
	6.	17	デジタルアーカイブズにガラスビュー (透過文字) の機能追加
25.	3.		北神分館「青少年 (YA) コーナー」を設置
	4.	1	東灘図書館に指定管理者制度導入
	6.	25	『神戸又新日報』デジタル版公開 於：2 階ふるさと文庫内
	7.		市民図書室への団体貸出 (16 か所、各 250 冊) 開始
	7.	23	北須磨文化センター図書室で予約本受取りサービス開始
	9.	23	東灘図書館が住吉東町に移転開館、自動貸出機運用開始
	10.	22	小寺小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設
	12.	2	中央図書館耐震化工事開始 (休館：3 階～26.3.10、4 階～26.3.17)
26.	2.	1	ひよどり台小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設
	3.	18	2 号館 2 階通路に「携帯電話ボックス」設置
	4.	20	1 号館 2 階に「神戸賀川サッカー文庫」開設
	6.	1	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス運用開始 (中央図書館 3 階)
	6.	10	三宮図書館自動貸出機運用開始

	6.	24	箕谷小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設
	7.	15	駅周辺返却ポストを市内3か所（灘、北、垂水区）に設置
	9.	9	丸山小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設
	9.	18	神陵台小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設
	9.	26	鹿の子台小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設
	9.	30	北図書館耐震化工事のため休館（12/28まで）
	10.	1	北図書館臨時窓口（鈴蘭台プラザ）開設（12/28まで）
27.	1.	6	桜が丘小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設
	1.	28	仁川広域市から韓国語図書の贈呈 （3/1 新長田図書館に「仁川広域市コーナー」）
	2.	25	「図書館ナビ」（8種類）の配布開始
	3.	3	北山小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設
	4.	1	淡路市と隣接市相互利用の開始 学校図書館支援担当係長配置
	4.	17	農林中央金庫書架等贈呈式
	6.	25	大池中学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設
	6.	30	灘、垂水、西図書館自動貸出機運用開始
	7.	1	自動車図書館ステーションの統廃合を行い垂水区に新設（3か所）
	9.	1	高倉台小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設
28.	1.	30	プラザ本山（本山第一小学校市民図書室）に「予約図書受取コーナー」開設
	3.		「えほんの小箱 はじめてであう本（0～2さい）」改訂 （生涯学習課と連携）
	3.	13	和田岬小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設
	3.	29	中央図書館公衆無線 LAN スポットを KOBE Free WiFi に変更
	4.	5	玉津南公民館に「予約図書受取コーナー」開設
	5.	31	兵庫、須磨図書館自動貸出機運用開始
	6.	7	北図書館自動貸出機運用開始
	6.	10	中央図書館自動貸出機運用開始
	6.	14	北図書館北神分館、新長田図書館自動貸出機運用開始
29.	1.	26	王子スポーツセンター内に「予約図書受取コーナー」開設
	3.		「えほんの小箱 もう少し大きくなったら（3さい～）」改訂 （生涯学習課と連携）
	3.	8	所蔵する『居留地計画図』2幅が神戸市指定有形文化財に指定される
	3.	29	自動車図書館車輛更新
	3.	31	駅周辺返却ポストサービスを終了
	4.	19	北区唐櫃台駅前公園に自動車図書館巡回ステーションを新設
	4.	1	三田市立図書館の神戸市民（北区民）への貸出利用開始
	8.	5	神戸深江生活文化史料館に「予約図書受取コーナー」開設
30.	1.	31	灘図書館（フォレスト六甲）エレベーター更新工事（～3.17）
	4.	16	中央図書館外壁改修他工事（～H31.3.15）
	6.	22	KOBE 電子図書館の試行実施（～R2.4.30）（新型コロナウイルス感染症対応のため R2.12.31 まで延長）
	7.	23	（仮称）新三宮図書館整備検討会（7.23・8.30・9.12）
	7.	19	（仮称）新西図書館整備検討会（7.19・8.23・9.11）
	12.	4	中央図書館アスベスト除去工事（～12.24）
	12.	12	神戸市立図書館条例改正（北神図書館）
	12.	13	（仮称）新三宮図書館基本計画策定
	12.	13	（仮称）新西図書館基本計画策定
31.	1.	25	返却ポストを設置（JR 灘駅、地下鉄名谷駅、JR・山陽垂水駅前）
	3.	25	神戸市立北図書館北神分館休館（～H31.4.22）
	4.	23	神戸市立北神図書館開館
	4.	23	神戸市立図書館条例施行規則改正
令和元年	7.	8	兵庫図書館トイレ洋式化その他補修工事
(2019)	8.	16	BRANCH 神戸学園都市に「予約図書受取コーナー」開設

- 8. 30 須磨図書館トイレ改修工事
- 8. 16 BRANCH 神戸学園都市に「予約図書受取コーナー」開設
- 9. 13 新長田図書館トイレ改修工事
- 2. 3. 3 新型コロナウイルス感染症対応のため臨時休館（予約図書のみ貸出）（～3.15）
- 3. 17 開館（サービスの一部制限 ～4.8）
- 3. 20 兵庫図書館油圧式エレベータ更新工事
- 4. 1 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（教育委員会事務局から文化スポーツ局へ移管）  
神戸市立図書館条例改正及び神戸市立図書館条例施行規則改正  
西宮市立図書館の神戸市民への貸出利用開始  
自動車図書館委託化
- 4. 9 新型コロナウイルス感染症対応のため臨時休館（5.16 から予約図書のみ貸出）（～5.28）
- 4. 30 灘図書館トイレ改修工事
- 5. 29 開館（サービスの一部制限 ～6.14 6.16 から座席半数供用）
- 6. 30 予約図書自動受取機サービス開始  
返却ポストを設置（地下鉄三宮・花時計前駅）
- 7. 10 兵庫図書館空調設備工事
- 10. 14 返却ポストを設置（神鉄鈴蘭台駅）
- 3. 1. 5 神戸市電子図書館の本格実施
- 1. 14 新型コロナウイルス感染症対応のためサービスの一部制限（～2.28）
- 1. 21 神戸市立図書館条例改正（名谷図書館）
- 1. 21 神戸市立図書館条例施行規則改正（名谷図書館）
- 2. 12 新長田図書館照明改修工事
- 2. 18 中央図書館2号館1階トイレ改修工事（～7.11）
- 2. 26 須磨図書館照明改修工事
- 3. 24 神戸市立名谷図書館開館
- 4. 1 中央図書館に書籍消毒器設置
- 4. 5 新型コロナウイルス感染症対応のためサービスの一部制限（～6.20 6.21 から座席半数供用）
- 4. 27 新型コロナワクチン接種申込お助け隊配置（東灘・灘・中央・兵庫 ～5.16）
- 6. 1 神戸市電子図書館貸出点数2点・予約点数1点をそれぞれ3点に増加
- 6. 3 制振用オイルダンパー交換工事（～7.5）
- 6. 17 食堂退店

# 15. 各図書館、サービスポイント概要(令和2年度実績)

## (1) 中央図書館

明治44年11月に開館した神戸市立図書館は、大正10年に現在地に移転し、大倉山の図書館として市民に親しまれている。

昭和55年には、中央図書館機能の充実と利用の増加に対応するため新館を建設した。平成7年の阪神・淡路大震災により移転当時の建物(旧館)は、大きな被害を受けたため建替工事を行い、平成9年、ロマネスク風の外観を再現し「2号館」として開館した。



平成2年に、市制100周年記念事業として「神戸ふるさと文庫」を開設した。また、「松本海事文庫」、「吉川文庫」、「青丘文庫」、「藤田レコードコレクション」、「神戸キワニスこども文庫」の寄贈によるコレクションや、寄託資料による「神戸賀川サッカー文庫」、震災を記録し後世に伝える「震災関連資料(1.17文庫)」等を所蔵している。

### ○閲覧席数

#### 1号館

1階	78席(内子供用24席)
2階	32席
3階	43席(座席指定)
計	153席

#### ※スツール、ソファ等

77席(内子供用22席)
4席
12席
計 93席

#### 2号館

2階 閲覧室(1)	180席
3階 閲覧室(2)	68席
閲覧室(3)	36席(パソコン専用)
計	284席

1号館		2号館	
4階	事務室	特別コレクション室(青丘文庫) 研究室(1)(2)(3)	4階
3階	専門図書コーナー 参考図書コーナー 雑誌コーナー ビジネス支援コーナー レファレンスカウンター	震災関連資料室 閲覧室(2)(3)	3階
2階	神戸ふるさと文庫 震災関連資料コーナー(1・17文庫) 神戸賀川サッカー文庫 保存新聞コーナー	閲覧室(1)	2階
1階	一般図書コーナー 児童図書コーナー 神戸ふるさと文庫コーナー 子育て支援図書コーナー 雑誌コーナー 視聴覚資料コーナー	食堂(休止中) 自動車図書館事務室	1階



## 【展示や行事】

### ・資料展示

- |            |     |  |
|------------|-----|--|
| (1階エントランス) | 8回  | 「古文書をよむー『神戸村文書』から見える人々のくらし」(連携：文化財課)など |
| (1階展示ケース)  | 4回  | 読む“音楽”「思い出の童謡・唱歌」など                    |
| (1階児童書展示)  | 10回 | 「小さくたって大活躍」など                          |
| (1階児童ミニ展示) | 7回  | 「一緒に読みたい絵本～幼稚園巡回図書から～」など               |
| (2階展示ケース)  | 3回  | 郷土の土木遺産を訪ねて「神戸市水道のはじまり」など              |
| (3階ミニ展示)   | 32回 | 「ちょっと！気になる本」「感染症文学年表」など                |

### ・講演会

ビジネス講演会「起業(ゆめ)を形に2021」(2/26)

### ・特別おはなし会

「夏休み特別おはなし会(こうべ子ども文庫連絡会共催)」(7/28)

「こうべママのこわーいおはなし会」(8/2)

- ・読書ボランティアスキルアップ講座(12/11ボランティア交流会、2/25近刊紹介)
- ・「神戸の本棚」発行3回 「としよ☆ぴか」発行月1回 「書燈」発行2回
- ・パスファインダー、ブックリスト発行

## 【学校との連携】

- ・見学(小学校) 8回 590人
- ・テーマ本集め 5回 145冊
- ・高等学校への出前授業(北須磨高校) 2回 26人

## 【他部局・地域との連携】( )内は連携先

### ○一般向け〈1階エントランス展示〉

- ・歯と口の健康週間展示(6/4-10)(健康局)
- ・自殺予防週間展示「ステイホームでも、移りゆく季節を感じたい！」(9/1-18)(健康局)
- ・世界アルツハイマーデー展示「知っておきたい！認知症のこと。」(9/19-30)(福祉局)
- ・『神戸市外国語大学教師が新入生にすすめる本』関連展示(10/1-31)(外国語大学)
- ・ビジネス支援展示「創業する前に知っておきたいこと」(1/30-2/28)(日本政策金融公庫)
- ・自殺対策強化月間展示「がんばりすぎない暮らし方」(3/2-31)(健康局)
- ・出前トーク「図書館貴重資料に見る“こうべ”」(9/30)、「子どもの発達と読書」(10/23、11/13、12/9)(広聴課)

### ○子供向け

- ・だっこでおはなし 4回(神戸諏訪山児童館、地域子育て応援プラザ中央)
- ・公民館サマースクール「図書館バックヤードツアー」(7/31)
- ・すくすく赤ちゃんセミナーオンライン(11/16、1/25、3/15)(こども家庭局)

## (2) 東灘図書館

昭和49年2月に岡本に開館。平成25年9月に旧東灘区役所跡の現在地に移転開館し、複合施設内には住吉だんじり資料館が設置されている。一区一図書館整備完了後の地域図書館再整備として位置づけ、居心地の良い空間を目指した。地域図書館では初めて書庫、多目的室を備えている。子供たちに好評のおはなし会も、移転後は毎週日曜以外にも毎月第2・4土曜日、第2水曜日と開催回数が増え、ボランティアによって続けられている。

### ○施設の特徴

地下 書庫

1階 一般書、児童書、対面朗読室

授乳室、おはなしの部屋、YA（ヤングアダルト）コーナー

2階 公衆無線LAN、自習席、多目的室、ポプラディア利用席

### ○閲覧席数

1階 56席（内子供用16席） スツール、ソファ等 28席（内子供用5席）

2階 35席（内無線LAN12席）

### 【展示や行事】

・図書展示 42回

（児童向け）「ねむっているあいだに」（YA向け）「愛とか、恋とか。」

（一般向け）「葦編三絶」「備えてますか、防災」他

・パステインダー（調べ物ガイド：児童向け）「港・船」他

・バリアフリー映画会 「グーグーだって猫である」

・講座・講演 「大人の工作教室」「もっと本が好きになる！読書感想文教室」

「親子新聞教室」「わくわく★工作ひろば」

「みんなおいでよ！Baby & Kids フェス in 東灘図書館」

「プログラミング体験講座 ロボットこくりは動くかな」

### 【学校との連携】

・見学 10回 379名（子供354名）

・出前見学 3回 196名（子供190名）

・テーマ本集め 26回 1,074冊

・「読書シート」27年度に開始 住吉小学校、魚崎小学校

### 【地域との連携】（ ）内は連携先

・「土砂災害防止パネル展」（国土交通省六甲砂防事務所）

・パネル展示「神戸の神社を訪ねて」（神戸アーカイブ写真館），

・受賞作品展示「住吉川絵画コンクール」「住吉川川柳コンクール」（住吉川清流の会、東灘区役所まちづくり課）

・「自殺予防週間関連展示」「自殺対策強化月間関連展示」（神戸市精神保健福祉センター）



### (3) 灘図書館

平成元年4月に、旧王子図書館をJR六甲道駅前のフォレスタ六甲2階に移転開館した。元市会議長成瀬佐太郎・勝子ご夫妻の遺志により、市に寄贈された土地建物を基礎に設置され、サブネームを成瀬記念館と名づけている。視聴覚資料を収集・所蔵しており、館内の視聴覚コーナーでDVD等の視聴ができる。また、新着図書情報なども大型モニターで提供している。

区内の神戸文学館、王子動物園等の施設との催しや、近隣の学校との連携も盛んである。また、学校との連携では「読書シート」を市内で初めて実施した。

#### ○施設の特徴（通常時）

視聴覚コーナー、多目的コーナー

YA（ヤングアダルト）コーナー

○閲覧席数 60席（内子供用10席）

○スツール、ソファ等 19席

○子供の調べ学習席 12席

#### 【展示や行事】

- ・図書展示 54回  
（児童向け）「しぜんとかがくのえほん」、「ひめやおうじがでてくる絵本」  
（一般向け）「考えよう防災について」、「CINEMA×BOOKS」他
- ・特別おはなし会 「ハロウィンおはなし会」、「大人の朗読」、「気軽に落語会」
- ・講座(児童向け) 「アニメーション」
- ・映画会 41回

#### 【学校との連携】

- ・見学 7回 330名（児童302名）
- ・トライやるウィーク 0校 0名
- ・テーマ本集め 64回 1,862冊
- ・本へのとびら事業 6回 162名（灘小学校）
- ・「出前授業（エプロンシアター）」
- ・「読書シート」実施（継続） 成徳小学校、灘小学校、六甲小学校

#### 【地域との連携】（ ）内は連携先

- ・「OJIZ00 特設掲示板」（王子動物園）
- ・連携展示「神戸ゆかりの本」他（神戸文学館）
- ・パネル展示「神戸の神社展」（神戸アーカイブ写真館）
- ・「気軽に落語会」（楽喜（ラッキー）落語研究会）
- ・「影絵の世界」（影絵劇団「白つめくさ」）





#### (4) 三宮図書館

昭和 35 年に旧新聞会館 9 階の一室にオープン。昭和 55 年 4 月、現在地に移転。「わが街再発見コーナー」のテーマは“港とビジネス”。約 8 万 5 千冊の蔵書中、社会評論、経済事情等ビジネス本も多く、よく利用されている。平成 22 年 4 月からは、開館時間を午後 9 時まで延長し、オンラインデータベース端末を設置し新聞 4 紙（神戸・朝日・読売・日経）の記事検索も可能にしている。また公衆無線 LAN を利用できる「ワークスペース」の設置等、勤労者の課題解決支援に重点を置いている。

オフィス街にある図書館としての役割だけではなく、地域との連携にも力を入れ、毎週土曜日にはおはなし会を行っている。近隣の児童館、幼稚園にも出向いて、出張おはなし会を定期的実施している。

##### ○施設の特徴

ビジネスコーナー

YA（ヤングアダルト）コーナー

○閲覧席数 35 席（内子供用 6 席）、無線 LAN 席 6 席

○スツール、ソファ等 25 席（内子供用 3 席）

##### 【展示や行事】

・図書展示 70 回

（児童向け）「のりもの」、(YA 向け)「今を残そう」

（一般向け）「甘いものはいかがが」、「日本の会社へエールを！」他

・パスファインダー（調べ物ガイド：児童向け）「港・船」他

・手づくりおはなし会 「りか本のよみきかせワークショップ」

##### 【学校との連携】

・テーマ本集め 1 回 15 冊

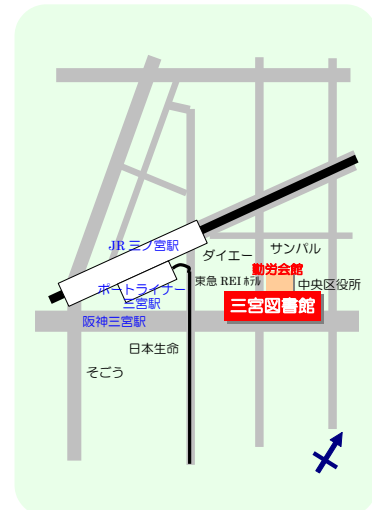
##### 【地域との連携】（ ）内は連携先

・「よみきかせワークショップ」（バンドー神戸青少年科学館）

・「だっこでおはなし」（地域子育て応援プラザ中央、生田川児童館）

・「自殺予防週間関連展示・ESCAPE JOURNEY」（神戸市精神保健福祉センター）

・パネル展示「神戸の神社を訪ねて」（神戸アーカイブ写真館）、



## (5) 兵庫図書館

一区一図書館整備の最後の図書館として、平成 8 年 5 月に J R 兵庫駅前に開館した。周りがガラス窓の広い館内は、明るい雰囲気。平成 14 年度より新設した「健康・福祉コーナー」などの資料を含め約 10 万冊の蔵書をそろえている。

おはなし会は毎月第 2・3・4 土曜日のほか、第 4 金曜日に乳幼児向けも開催し、多くの利用者が楽しみにしている。また、館内の「戦災記念資料室」では行財政局所管の戦災関連資料を常設展示している。

### ○施設の特徴

戦災記念資料室

健康・福祉コーナー YA (ヤングアダルト) コーナー

○閲覧席数 42 席 (内子供用 20 席)

○スツール、ソファ等 34 席

### 【展示や行事】

・図書展示 38 回

(児童向け)「みんなアーティスト」

(一般向け)「ウイルス感染症を知ろう」

「こんなとしょかんあったらいいな」(階段展示)

「兵庫区 本めぐり」(ガラスケース展示)

「田岡和也 ZINE 展 山について」(館内展示)

・パスファインダー (調べ物ガイド: 児童向け)「芸術 (改訂版)」

・本の紹介 「ほんのわだい」(新聞に書評が掲載された新着図書の紹介)

「ビブリアキッチン」(管理栄養士監修の料理レシピと関連図書を紹介)

・特別おはなし会 高校生による「夏のこわーいおはなし会」(市立神港橋高校)

・特別イベント「『謎劇』川浪ナミヲ(劇団赤鬼)&Cheri\*×兵庫図書館」

### 【学校との連携】

・見学 4 回 204 名 (子供 186 名)

・インターンシップ 2 校 2 名 (19 回)

・テーマ本集め 25 回 742 冊

・高等学校への出前授業「小学校実習に向けた絵本の読み聞かせ講座」(県立夢野台高校)

「橘タウンミーティング」(市立神港橋高校)

・本へのとびら事業 2 回 200 名

・POP コンテスト「兵庫図書館×兵庫中学校」30 名 (市立兵庫中学校)

### 【地域との連携】( ) 内は連携先

・「おはなしゆりかご」(地域子育て支援センター兵庫)

・「だっこでおはなし」(御崎児童館)

・「湊山 OPEN SCHOOL 湊山思い出ららり～@兵庫図書館」(村上工務店)

・「公園きもだめし 耳なし芳一読み語り」(兵庫駅南公園こどもフェスタ実行委員会)

・「みんなの学び場」(イオンモール神戸南)

・「和田岬一箱古本市」(和田岬一箱古本市実行委員会)



## (6) 北図書館

神戸市内で最も広い面積を占める北区の中心地、鈴蘭台に昭和 49 年に区民センター図書室として開館し、昭和 57 年に市立図書館に編入された。北区は緑あふれる豊かな自然に恵まれ、農村歌舞伎などの文化も深く根付いていることから、「わが街再発見コーナー」では“レクリエーション(アウトドア)と民俗芸能”をテーマに資料を収集している。

平成 14 年に児童書を 2 階に移動し児童室を設けるなど大幅な施設改修を行い、平成 26 年度には耐震化工事を実施した。

館内に設置した多目的室では定例のおはなし会、読書会を行っている。

### ○施設の特徴

2 階 児童書、多目的室、学習室(無線 LAN 利用可)、YA (ヤングアダルト) コーナー

3 階 一般書、絵本コーナー

○閲覧席数 34 席 (内子供用 10 席)、自習可 76 席

○スツール、ソファ等 26 席

### 【展示や行事】

・ 図書展示 87 回

(児童向け) 「平和について考えよう」「ほしをさがそう」ハッピーバッグ(本の福袋)

(YA 向け) 「この夏、何読む?」「チカラになる言葉」他

(一般向け) 「ナチュラルな暮らし」「趣味にハマる」他

・ パスファインダー (調べ物ガイド: 児童向け) 「天気」「遊び」「ユニバーサルデザイン」

・ 本の紹介 「ほんのわだい」「ビブリアキッチン」「ほんのわ」(YA 向け図書館だより)

・ 特別おはなし会 「おはなしプレゼント」「大人のためのおはなし会」他

・ 工作会「おぼけのうちわをつくろう」(夏休みイベント)

・ 「あなたの『推し本』教えてください～POP コンテスト 2020～」(YA 向け)

・ 読書会

### 【学校との連携】

・ 見学 7 回 183 名 (子供 165 名)

・ テーマ本集め 38 回 1,121 冊

・ 本へのとびら事業 4 回 118 名

### 【地域との連携】( ) 内は連携先

・ 朗読ライブ「秋の古民家で朗読ライブ」(文化財課・朗読シアターKOBÉ)

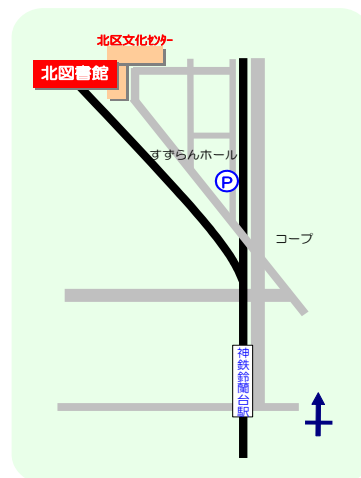
・ 「本の案内しよっ」一般向け出前図書紹介(鈴蘭台ブックストリート参加施設他)

・ 中高生読書交流会(すずらんだい児童館)

・ 出前おはなし会(君影保育所、鈴蘭台西町保育所他)

・ 出前おはなし会(NPO 法人運営の障害のある小中学生を対象にした学童保育施設)

・ 「だっこでおはなし」(すずらんだい児童館、地域子育て支援センター北)



## (7) 北神図書館

本区を超える面積をもつ北神地域の中心、藤原台に平成7年北神分館を開館したが、平成31年4月にエコール・リラ南館4階に移転・リニューアルし、北神図書館として開館した。蔵書数は約10万冊から12万冊に増加、読み上げ機能付き拡大読書機や書籍消毒機、オンラインデータベースを設置している。図書館入り口前のブックラウンジや遊び心ある書架など機能だけでなくデザインも重視した図書館となった。大規模なニュータウンが開発され、さらに大型ショッピングセンターなどの進出が著しいため、西宮市、三田市など隣接市町からの利用者も多い。

### ○施設の特徴

- セミナールーム
- 公衆無線LAN席
- YA（ヤングアダルト）コーナー

○閲覧席数 61席（内子供用15席）、自習可91席（内無線LAN席22席）

○スツール、ソファ等 47席

### 【展示や行事】

- ・図書展示 71回
  - （児童向け）「ようこそとしょかんどうぶつえん」他
  - （YA向け）「紹介されると読みたくなる本」他
  - （一般向け）「本の畑の収穫祭」他
- ・パズファインダー（調べ物ガイド：児童向け）「芸術」「魚」
- ・本の紹介 「ほんのわだい」「ビブリアキッチン」  
（兵庫・北・名谷図書館と同内容）
- ・講座、講演会 「絵手紙講座」「栄養士による健康講座」  
「大人のためのストーリーテリング」
- ・児童向け調べ学習イベント「ロボットプログラミングに挑戦」
- ・「北神で川柳読んで笑おうね」（川柳を募集し、入賞作品の冊子配布）
- ・塗り絵の展示（児童向け）「きのこ」「ぶどう」「ふうせん」「ロボット」他  
（大人向け）「花」「海」「鳥」「おひなさま」他

### 【学校との連携】

- ・見学 13回 210名（子供169名）
- ・テーマ本集め 27回 733冊

### 【地域との連携】（ ）内は連携先

- ・「映画サロン応援展示」（北神区民センター）
- ・「有馬文庫出張展示」（北神区役所所有馬出張所）



## (8) 新長田図書館

平成7年12月に旧長田図書館のあった観音山から移設開館し、長田区の特徴を活かした「韓国・朝鮮図書コーナー」を設け、平成14年度には、中国・モンゴル・東南アジア諸国を加えた「アジアコーナー」を新たに開設した。

平成23年度には国の交付金を活用し、読み聞かせや地元NPOとの共催事業を行えるように多目的室を再整備した。また目の不自由な人への朗読サービスとして対面朗読室も整備した。

乳幼児から児童向けの各種おはなし会、平成22年度からは「在日外国人児童読書の会」を地元NPOと、「ほのぼのひろば」を地域子育て応援プラザ長田と共催し、これまで以上に地域とのつながりを持った図書館づくりを目指している。

### ○施設の特徴

多目的室（対面朗読、おはなし会等行事）

アジアコーナー YA（ヤングアダルト）コーナー

○閲覧席数 30席（内子供用16席）

○スツール、ソファ、椅子等 28席

○自習コーナー 8席（原則日曜日のみ、行事の際は使用不可）

### 【展示や行事】

・図書展示 71回

（児童向け）「よめるかな？外国語の絵本」、（YA向け）「司書のお悩み相談室」

（一般向け）「私のなかのロングセラー」、（時事展示）「特殊詐欺にはだまされない！」他

・パスファインダー（調べ物ガイド：児童向け）「港・船」

・講座（児童向け）「アニメーション・本であそぼう」「親子で楽しむプログラミング」

（一般向け）「読書のあしあと～読書ノートを作ろう」「100文字小説マイクロノベルを書いてみよう」他

・「大人の楽しい朗読」

### 【学校との連携】

・見学 6回 155名（子供141名）

・テーマ本集め 36回 1019冊

・小学校へのお前おはなし会 駒ヶ林小学校

・読書シート 4校

### 【地域との連携】（ ）内は連携先

・「ほのぼのひろば」育児講座付き絵本の読み聞かせ（地域子育て支援プラザ長田）

・お前おはなし会（ほそだ保育園、神戸定住外国人支援センター、ふたば学舎他）

・だっこでおはなし（志里池児童館、長田児童館）

・「多文化こどもカフェ」（神戸常盤大学、神戸コリア教育文化センター他）

・パネル展示「神戸の神社を訪ねて」他（神戸アーカイブ写真館）







## (10) 名谷図書館

令和3年3月24日に神戸市で12番目の図書館として、大丸須磨店の4階に開館。駅前再整備事業「リノベーション・神戸」として、百貨店のリニューアルに合わせ、六甲山材など木材を多用した温もりのある空間として整備した。一般書と児童書のコーナーをそれぞれ図書館の両端に分けて配置し、静かに読書できる空間と、子供連れが気兼ねなく使える空間を両立させた。また、学生や社会人の読書や学習の支援として、個人用ブース、パソコン使用可能なテーブル席など多様な席を用意し、神戸市では初めて「座席管理システム」を導入した。さらに、地域に暮らす人の憩いとコミュニケーションの場として、図書館外のエスカレーター横に飲食可能なキッズコーナーと新聞コーナーを設置し、休館日も利用可能とした。

### ○施設の特徴

おはなしの部屋 寝ころびスペース

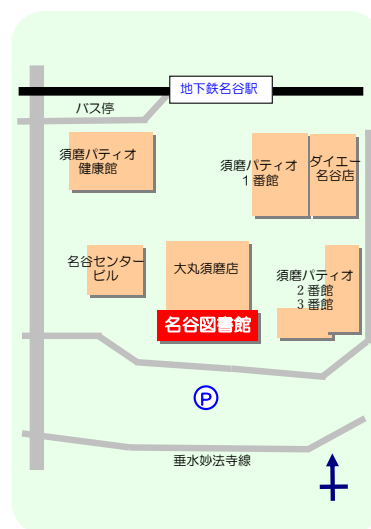
ヤングアダルトコーナー テーマ展示棚 書籍消毒器

○閲覧席数 84席（内子供用16席）

○スツール、ソファ等 約53席（内子供用10席）

### 【展示や行事】

- ・図書館カード事前登録 16日間2,948件
- ・プレオープンイベント  
椅子づくりワークショップ INAC神戸ビデオメッセージ放映 自動車図書館体験  
読み聞かせコーナー
- ・多世代を対象とするテーマ展示棚  
「初めての子育て」「働くって?」「人生後半を生きる」「子どもと本」他19種



## (11) 垂水図書館

平成3年11月、JR垂水駅前のレバンテ垂水2番館に、区役所、保健所、勤労市民センターと共に開設した。図書館の周辺は、商業施設・医院・バスターミナルなどがある垂水区の中心地で、連日多くの人に利用されている。

平成23年度には国の交付金を活用して、雑誌バックナンバー収納棚を新設し、絵本コーナーの収納冊数を増やした。

### ○施設の特徴

- YA (ヤングアダルト) コーナー
- 閲覧席数 32席 (内子供用 16席)
- スツール、ソファ等 36席 (内子供用 4席)

### 【展示や行事】

- ・図書展示 69回  
(児童向け)「調べ物に役立つ本」「ね、うし、と・・・?ぜんぶいえるかな?」  
(YA)「WINTER GIFT」「イケてる自分になるために」  
(一般向け)「作ろう 学ぼう おうち時間」、「花のある暮らし」他
- ・パステインダー (調べ物ガイド: 児童向け)「港・船」他
- ・特別おはなし会 「読みメンのお兄さんたちのおはなし会」他
- ・児童向け講座 「自由研究講座」他 ・大人向け講座 工作教室「豆本をつくろう」
- ・おすすめ本の福袋「モ〜最幸福袋」 ・垂水図書館キャラクターぬりえ配布

### 【学校園との連携】

- ・見学 10回 409名 (子供 388名)
- ・テーマ本集め 60回 1,901冊
- ・出前図書館見学 霞ヶ丘小学校 ・出前授業「絵本読み聞かせ講座」伊川谷北高校
- ・インターンシップ受入 長田商業高校
- ・「図書館を使った調べる学習コンクール」垂水、霞ヶ丘小学校他
- ・「読書シート」 垂水、霞ヶ丘、千鳥が丘、高丸、千代が丘小学校他
- ・図書館だより発行

### 【地域との連携】( )内は連携先

- ・「垂水の浜の生き物博士になろう」(マリニピア神戸さかなの学校・栽培漁業センター)
- ・パネル展示「神戸の神社を訪ねて」(神戸アーカイブ写真館)
- ・「だっこでおはなし」(愛垂児童館) ・「出前おはなし会」(東垂水児童館)
- ・「自殺予防週間関連展示」「自殺対策強化月間関連展示」(神戸市精神保健福祉センター)
- ・大学生インターンシップ (垂水区役所)





## (12) 西図書館

平成元年 4 月に伊川谷町から移転開館した。ニュータウンの中心にあり、大型商業施設に隣接しているため、土・日曜日は特に利用が多い。平成 23 年度には国の交付金を活用し、雑誌コーナーや児童コーナーの再整備を行った。

毎週日曜日にはおはなし会を開催している。また、埋蔵文化財センターや公民館と連携し、子供から大人まで幅広く楽しめる行事や、時事に即したテーマ本展示を活発に行っている。書架整理や返本などご協力いただくフロアボランティアの方々の活動も盛んである。

### ○施設の特徴

YA (ヤングアダルト) コーナー

○閲覧席数 47 席 (内子供用 29 席)

○スツール、ソファ等 24 席 (内子供用 5 席)

### 【展示や行事】

- ・ 図書展示 52 回  
(児童向け) 「そらのおはなし」「学校で、おうちで、読みたい絵本集めました！」他  
(YA 向け) 「学校」他  
(一般向け) 「Would you like one more? 神戸」「科学道 100 冊」  
「すべての人たちへ 読書バリアフリー」他  
(参加型展示) 「みんなでつくろう！西図書館カルタ」「ぬりえコンテスト」
- ・ パスファインダー (調べ物ガイド: 児童向け) 「港・船」他
- ・ 季節のおはなし会

### 【学校園との連携】

- ・ 見学 3 回 18 名 (子供 14 名)
- ・ 出張授業「図書館見学」5 回 120 名 (子供 114 名) 春日台小学校他
- ・ テーマ本集め 45 回 1,545 冊
- ・ 「読書シート」の実施 (継続) 7 校
- ・ 学校園向け通信「いっとこ！としょかん」の発行
- ・ 校外作業実習等 (青陽須磨支援学校、いぶき明生支援学校、のじぎく特別支援学校)

### 【地域との連携】 ( ) 内は連携先

- ・ 連携展示「神戸うつりかわる町とくらし」他、夏休みスタンプラリー、郷土研修「西神ニュータウンの遺跡と西区の文化財」(神戸市埋蔵文化財センター)
- ・ パネル展示「神戸の神社を訪ねて」(神戸アーカイブ写真館)
- ・ あおぞらプラザ、いきいき子育て広場 (地域子育て応援プラザ西)
- ・ 自殺予防週間関連展示「疲れる前に休もう癒されよう」(健康局)
- ・ 認知症展示「知ろう！認知症」(福祉局)



### (13) 自動車図書館

昭和47年度に北区内でサービスを開始し、新興住宅地の開発や地元要望により、須磨区、西区にも巡回ステーションを開設した。平成27年度には、予約図書受取コーナーの整備に伴うステーションの統廃合を行い、新たに垂水区（北部）にも巡回を開始した。その後も住民要望により、垂水区（平成28年度）、北区（平成29年度）に巡回ステーションの増設を行った。

平成28年度はふるさと納税寄附金（約1,000万円、3件）を活用して、自動車図書館車輛の更新を行った。また、車体には「ワケトン」の作者である the rocket gold star（ザ ロケット ゴールド スター） 山崎 秀昭氏によるイラストを描き、子供にも親しみの持てるものとした。

新しい車輛を導入したことにより、自動車図書館の持つ機動性等を活かしたフレキシブルなサービスが期待されている。

※巡回ステーション一覧 (P.2)

#### ○車輛

車種：3.5tトラック改造

積載冊数：3,000冊（内外架）

※電動巻取りテント装備



菅生公園（北区）

### (14) 予約図書受取コーナー

市民図書室に開設した「予約図書受取コーナー」は、神戸市立図書館ネットワークサービス（K-lib ネット）により貸出予約申請をした図書を、図書館以外で受取ができる窓口である。平日は市民図書室管理者が業務を行い、土・日曜日のいずれかは設置区の地域図書館スタッフが応援に出向いている。

市民図書室以外では、神戸深江生活文化史料館、王子スポーツセンター、北須磨文化センター図書室、BRANCH 神戸学園都市及び玉津南公民館に設置している。

※開設場所一覧 (P.3)。

#### ○利用可能なサービス内容

- ・インターネットで予約申込みをした図書の受取（予約連絡方法は、eメールに限定）
- ・市立図書館や「予約図書受取コーナー」で借りた図書の返却



ひよどり台小学校→

## (15) 予約図書自動受取機

### ○予約図書自動受取機（令和2年6月30日サービス開始）

地下鉄海岸線三宮・花時計前駅改札口近くに予約図書を自動で受け取れる設備を設置。約1,000冊収容でき、利用者は図書館カードを持参して5時30分から24時まで受け取ることができる。（全国で2例目）



### ○返却ポスト（平成31年1月25日からサービス再開）

平成29年3月にサービスを終了した、図書館外での返却ポストの設置を平成31年1月から再開した。

設置場所は JR 灘駅、地下鉄西神山手線名谷駅、JR・山陽電鉄垂水駅周辺。

また、上記地下鉄海岸線三宮・花時計前駅予約図書受取機の設置に際して機械の隣に返却ポストを設置した。さらに、令和2年10月14日からは神戸電鉄鈴蘭台駅に市内5か所目となる返却ポストを設置した。



（鈴蘭台駅 返却ポスト）

## 16. その他の読書施設

### (1) 市民図書室

地域への身近な図書サービスを提供するため、学校施設開放の一環として教育委員会が実施している。地元の要望と協力（「施設開放運営委員会」の結成等）にもとづき、市立小・中学校の余裕教室や学校図書館の一角などに市民向け図書室を設置している。

- ・所 管： 教育委員会総務課政策係
- ※一覧は資料編（P.50）

### (2) 北須磨文化センター図書室

平成16年7月から、須磨区北部（北須磨地区）のニュータウンにある北須磨文化センター内図書室で、市立図書館所蔵資料の取り寄せサービスを開始した。市立図書館で借りた資料を北須磨文化センター図書室で返却することも可能である。

《北須磨文化センター図書室概要》

※H25年7月23日、「予約図書受取コーナー」を開設

○開館時間

平日：10：00～19：00

日・祝：9：00～17：00

○休館日

毎月第1・3・5月曜日、年末年始（12月28日～1月4日）春の蔵書点検期間

○問合せ先・所在地

北須磨文化センター図書室

須磨区中落合3丁目1-2      Tel:791-0949

### (3) 神戸市外国語大学学術情報センター

神戸市外国語大学学術情報センター所蔵資料は、神戸市図書館情報ネットワークシステムによる所蔵検索と、市立図書館窓口で図書館間相互貸借制度による取り寄せができる。また、市外国語大学が実施している図書館市民利用制度により、市民が直接閲覧や貸出サービスを受けることも可能である。

《図書館市民利用制度について》

○利用できる方

満18歳以上で下記のいずれかに該当すること。ただし、高校生と他大学に所属の方および大学受験のための利用は除く（神戸市在住でも登録はできない）。

- ・神戸市内に居住していること
- ・神戸市内の事業所等に勤務していること
- ・その他学術情報センター長が認めた場合

○利用できる日と時間

・授業期間中の月曜～金曜日（8:40-21:30）但し4月及び試験期は利用できない。  
土曜日（10:00-18:00）

・夏季・冬季・春季の休業期間の月曜～金曜日（9:00-16:30）

○利用可能なサービス

- ・資料の閲覧
- ・資料の複写（著作権法で認められた範囲内。有料）
- ・図書の貸出（5冊まで、貸出期間2週間）

○利用手続き

登録には登録料500円が必要。手続きが終了すると利用者カードを渡す（有効期間1年間）。

○問合せ先・所在地

神戸市外国語大学学術情報センター（図書館）

西区学園東町9丁目1      Tel:794-8153

# 資料編

## 1. 図書館、サービスポイント別利用実績の推移

### (1) 登録者数

年度	中央	自動車	東灘	灘	三宮	兵庫	北	北神	新長田	須磨	名谷	垂水	西	S P	計
H.28	70,303	5,682	51,274	50,229	44,983	22,015	18,478	22,732	17,659	18,437	—	46,851	44,542	379	413,564
H.29	69,063	5,568	53,647	49,767	45,490	21,659	18,265	22,380	17,619	18,425	—	46,533	44,412	522	413,350
H.30	68,081	5,138	55,900	48,687	46,043	21,463	18,096	22,186	17,694	18,464	—	46,153	44,363	601	412,869
R.1	66,705	4,876	57,886	47,510	46,275	21,070	17,731	26,605	17,490	18,351	—	45,847	44,294	691	415,331
R.2	64,751	4,164	59,435	45,673	45,394	20,251	17,094	27,053	17,024	17,878	4,431	44,803	43,140	934	412,025

### (2) 貸出人数

年度	中央	自動車	東灘	灘	三宮	兵庫	北	北神	新長田	須磨	名谷	垂水	西	S P	計
H.28	249,907	20,282	308,608	240,968	242,510	121,045	97,995	114,860	96,307	102,589	—	242,745	287,357	30,529	2,155,702
H.29	242,997	19,394	307,300	239,030	241,213	113,116	93,505	110,455	92,340	97,284	—	229,171	283,259	36,929	2,105,993
H.30	237,976	18,726	303,306	237,801	241,583	113,504	89,958	108,813	90,514	97,034	—	232,283	285,591	41,985	2,099,074
R.1	226,731	17,904	290,490	229,874	230,615	105,109	83,481	153,554	84,523	94,273	—	221,746	268,657	47,403	2,054,360
R.2	187,736	14,904	253,526	195,214	173,714	85,666	70,673	122,116	67,019	81,650	3,989	176,464	213,303	70,998	1,716,972

### (3) 貸出冊数

年度	中央	自動車	東灘	灘	三宮	兵庫	北	北神	新長田	須磨	名谷	垂水	西	S P	計
H.28	812,159	90,022	980,600	707,890	588,464	339,580	323,491	397,343	304,444	358,309	—	719,749	902,935	71,840	6,596,826
H.29	792,419	87,628	984,879	707,441	588,449	315,207	311,046	372,549	290,440	339,942	—	681,155	883,908	90,854	6,445,917
H.30	780,665	84,403	965,449	701,702	591,002	313,830	296,598	369,258	281,025	340,510	—	685,448	887,677	107,227	6,404,794
R.1	748,380	78,325	923,720	679,926	571,374	291,152	271,154	530,502	261,188	324,380	—	652,507	821,743	121,204	6,275,555
R.2	650,122	68,960	823,331	595,240	447,144	246,604	227,531	428,162	210,650	289,145	14,571	540,260	667,886	153,736	5,363,342

### (4) 予約貸出冊数

年度	中央	自動車	東灘	灘	三宮	兵庫	北	北神	新長田	須磨	名谷	垂水	西	S P	計
H.28	99,468	9,900	257,633	206,515	237,105	87,098	78,859	85,419	70,097	75,438	—	204,076	235,969	69,565	1,717,142
H.29	100,122	11,168	263,473	208,314	229,936	81,902	72,672	81,154	68,593	70,629	—	195,317	229,768	88,078	1,701,126
H.30	104,249	11,352	266,095	211,937	235,417	83,079	71,557	80,803	70,956	71,700	—	201,279	236,071	102,683	1,747,178
R.1	98,987	10,963	259,077	211,985	224,718	78,865	66,738	84,567	68,872	67,958	—	194,364	225,185	114,626	1,706,905
R.2	93,646	10,174	245,642	193,806	175,745	72,571	61,274	83,575	60,247	67,486	0	170,318	197,832	145,361	1,577,677

## 2. 市民図書室一覧

区	学校名等	所在地	区	学校名等	所在地
東灘区	東灘小学校	深江北町2丁目4-1	長田区	丸山ひばり小学校	西丸山町3丁目2-1
	魚崎小学校	魚崎中町4丁目10-8		長田小学校	西山町2丁目4-1
	プラザ本山	岡本1丁目7-3		御蔵小学校	一番町4丁目1
	本山第三小学校	本山中町1丁目2-35		長田南小学校	神楽町1丁目3-1
	御影小学校	御影石町3丁目1-1		駒ヶ林小学校	野田町6丁目1-16
	RICコミュニティプラザ	向洋町中5-15(RICセトラウルクワ)		雲雀丘中学校	雲雀ヶ丘1丁目1-1
	住吉中学校	住吉山手1丁目11-1		駒ヶ林中学校	若松町7丁目1-23
灘区	美野丘小学校	箕岡通1丁目3-17	須磨区	高倉台小学校	高倉台4丁目1-1
	摩耶小学校	畑原通4丁目1-1		東須磨小学校	堀池町1丁目2-1
中央区	なぎさ小学校	脇浜海岸通2丁目4-1		横尾小学校	横尾5丁目3
	湊小学校	東川崎町1丁目4-1		神の谷小学校	神の谷5丁目1-1
兵庫区	神戸祇園小学校	下三条町11-1		松尾小学校	北落合2丁目13-1
	夢野の丘小学校	東山町4-20		菅の台小学校	菅の台4丁目3-2
	会下山小学校	上沢通1丁目3-26		塩屋北小学校	塩屋北町4丁目10-1
	兵庫大開小学校	大開通4丁目1-39	下畑台小学校	桃山台3丁目20	
	和田岬小学校	和田宮通6丁目1-18	つつじが丘小学校	つつじが丘3丁目1385-79	
	浜山小学校	材木町4丁目2	乙木小学校	美山台2丁目1-1	
北区	藤原台小学校	藤原台南町1丁目13-1	垂水区	東垂水小学校	王居殿2丁目5-25
	西山小学校	西山1丁目67		千鳥が丘小学校	千鳥が丘3丁目10-37
	ありの台小学校	有野台2丁目8		東舞子小学校	舞子台4丁目10-1
	唐櫃小学校	唐櫃台2丁目39-1		西舞子小学校	狩口台3丁目1-2
	谷上小学校	山田町下谷上字中上16		西脇小学校	西脇町1丁目8-6
	箕谷小学校	松が枝町1丁目11		多聞東小学校	学が丘4丁目1-1
	桂木小学校	桂木1丁目2-5		小東山小学校	小東山7丁目868-362
	広陵小学校	筑紫が丘2丁目9-1	多聞台小学校	多聞台3丁目9-29	
	筑紫が丘小学校	筑紫が丘3丁目4-1	神陵台小学校	神陵台3丁目1-1	
	桜の宮小学校	若葉台1丁目3-15	歌敷山中学校	歌敷山2丁目4-1	
	甲緑小学校	緑町7丁目12-10	西区	小寺小学校	学園西町5丁目5
	山田小学校	山田町中字長尾サ1		有瀬小学校	伊川谷町有瀬字金井場1137-1
	小部東小学校	鈴蘭台北町7丁目11-22		狩場台小学校	狩場台3丁目6-1
	泉台小学校	泉台3丁目1-4		樫野台小学校	樫野台3丁目3-1
	北五葉小学校	北五葉3丁目7-1		木津小学校	桜が丘東町5丁目149-31
	南五葉小学校	南五葉3丁目1-1		桜が丘小学校	桜が丘中町3丁目3-2
	星和台小学校	星和台6丁目21		月が丘小学校	月が丘7丁目2
ひよどり台小学校	ひよどり台3丁目3	北山小学校		北山台3丁目26-1	
藍那小学校	山田町藍那字蛇谷1-10	美賀多台小学校		美賀多台6丁目1	
道場小学校	道場町塩田1460	平野小学校		平野町宮前301	
大沢小・中学校	大沢町中大沢976	神出小学校	神出町田井444		
鹿の子台小学校	鹿の子台北町6丁目34-1	岩岡小学校	岩岡町古郷267		
好徳小学校	淡河町野瀬487	計 81か所			
淡河小学校	淡河町萩原524				
大池中学校	西大池2丁目24-3				

※網掛けは予約図書受取コーナー開設場所（12か所）



### 3. コロナ対応の記録

期間	図書館サービス	国・神戸市の方針等
2020年 1/30 (木) ～	感染対策拡充 消毒液利用啓発、職員マスク着用	1/29 大阪で陽性者確認 1/30 に WHO 「国際的な緊急事態」を宣言
2/27 (木) ～	おはなし会等行事・対面朗読を休止	2/26 に市が対策方針を出すことが決まり急遽決定
3/3 (火) ～ 3/15 (日)	閉館・臨時窓口での予約図書貸出 レファレンスサービス、郵送貸出、 自動車図書館のみ実施 蔵書点検、館内整備	【2/7 指定感染症指定（政令）】 【2/28 市対策方針第1弾】 市有施設は 3/3 (火) ～3/15 (日) 閉館
3/17 (火) ～ 4/8 (水)	制限付き開館（座席等は撤去） 館内閲覧用資料利用制限	【3/11 市対策方針第2弾】 図書館等は 3/17 (火) から開館 【3/23 市対策方針第3弾～第5弾追加】 図書館等は開館継続
4/9 (木) ～ 5/15 (金)	全面閉館 蔵書点検、館内整備	【4/7 兵庫含む 7 都府県に政府緊急事態宣言 ～5/6】 【4/8 市対策方針第6弾】 市有施設は 4/9 (木) ～5/6 (水) まで閉館 【4/16 緊急事態宣言全国へ拡大】 【4/16 兵庫含む 13 都府県を特定警戒都府県指定 ～5/31】 【4/28 市対策方針第7弾】 市有施設は 5/31 (日) まで閉館延長 【5/4 政府緊急事態宣言延長 ～5/31】
5/16 (土) ～ 5/28 (木)	閉館・臨時窓口での予約図書貸出 レファレンスサービス、郵送貸出のみ実施	【5/14 緊急事態宣言が全国ではなくなるが兵庫は継続】 【5/15 市対策方針第7弾改訂】 図書館閉館継続、5/16 (土) から予約図書貸出のみ実施
5/29 (金) ～ 6/14 (日)	制限付き開館（座席等は撤去・30分滞在） 館内閲覧用資料利用制限緩和	【5/21 兵庫は緊急事態宣言解除】 【5/25 全国の緊急事態宣言解除】 【5/22 市対策方針第8弾】 図書館は 5/29 (金) から開館、以降段階的に制限緩和
6/16 (火) ～	通常開館 制限緩和（座席等の供用を再開、ただし半数程度に間引く）	【5/28 市対策方針第8弾改訂】 図書館は 6/16 (火) からサービス制限緩和
7/1 (水) ～	おはなし会等主催行事・対面朗読を、感染防止対策の整った所から順次再開	7/17 県が「感染警戒期」に入ったと発表 【9/18 市対策方針第9弾～10弾改訂】 【1/9 市対策方針第11弾】 「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」設置

2021年 1/15(金) ～ 2/28(日)	三宮図書館の閉館時間を20時に繰り上げ おはなし会、対面朗読は、参加者やボランティアに感染リスクの高い人が多く休止	【1/13 兵庫に緊急事態宣言 ~2/7】 【1/14 市対策方針第12弾~12弾改訂】 市有施設は20時まで 【2/2 緊急事態宣言延長 ~3/7】
3/2(火) ～	三宮図書館は通常開館時間に戻す おはなし会等主催行事・対面朗読を、感染防止対策の整った所から順次再開	【3/1 兵庫は緊急事態宣言解除】 【3/1 市対策方針第13弾~R3第1弾】 【3/21 全国の緊急事態宣言解除】
4/6(火) ～	三宮図書館の閉館時間を20時に繰り上げ	【4/5 兵庫をまん延防止等重点措置実施区域に指定】 【4/5 市対策方針 R3 第1弾改訂】 市有施設は20時まで
4/25(日) ～ 6/20(日)	制限付き開館（座席等は撤去・30分滞在） 名谷図書館の閉館時間を19時に繰り上げ（6/2からは通常時間） 休止：雑誌・新聞最新号提供 マイクロフィルム・DB提供 対面レファレンス 他都市等からの資料借り入れ 館主催行事 対面朗読 特別コレクション室利用 混み合った場合は入館制限	【4/25 兵庫含む4都府県に緊急事態宣言 ~5/11】 【4/24 市対策方針 R3 第2弾】 市有施設は閉館・利用制限の中、図書館のみ20時まで開館 【5/12 緊急事態宣言区域拡大・延長 ~5/31】 【5/10 市対策方針 R3 第2弾改訂】 市有施設の利用制限緩和 【5/28 緊急事態宣言延長 ~6/20】 【5/31 市対策方針 R3 第2弾再改訂】 市有施設の利用制限再緩和
6/21(月) ～	三宮図書館の閉館時間は20時のまま（勤労会館の動向に合わせる） 緩和：座席を半減して提供 30分滞在撤廃 対面朗読以外の上記休止を再開	緊急事態宣言は6/20終了、6/21よりまん延防止等重点措置へ移行

※市民図書室設置の予約図書受取コーナーは、緊急事態宣言などにより休館することが多かった。



## 4. 関係法

### (1) 図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正：令和元年6月7日

#### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようになすこと。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したものの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
  - イ 司書補の職
  - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
  - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対

し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

## 第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

## 第二十二條 削除

第二十三條 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

## 第三章 私立図書館

### 第二十四條 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五條 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六條 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七條 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八條 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九條 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

- 2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

一 以下 附則抄(略) 一

## (2) 社会教育法（関係条文抜粋）

（昭和二十四年六月十日法律第二〇七号）

最終改正：令和元年6月7日

（市町村の教育委員会の事務）

### 第五条 第1項及び第2項（略）

- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあっては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（教育委員会と地方公共団体の長との関係）

第八条の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

（図書館及び博物館）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

- 2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもって定める。

### (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜粋）

（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）

最終改正：令和元年6月7日

（職務権限の特例）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

（教育機関の所管）

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、特定社会教育機関並びに第二十三条第一項第二号から第四号までに掲げる事務のうち同項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされたものみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

（学校等の管理）

第三十三条 第1項及び第2項（略）

3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該特定地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

## 5. 条例、規則、要綱など

### (1) 神戸市立図書館条例

昭和 25 年 10 月 10 日 条例第 206 号

(設置)

第 1 条 本市に、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、神戸市立図書館（第 3 条第 1 号を除き、以下「図書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
神戸市立中央図書館	神戸市中央区楠町 7 丁目 2 番 1 号
神戸市立東灘図書館	神戸市東灘区住吉東町 2 丁目 3 番 40 号
神戸市立灘図書館	神戸市灘区永手町 4 丁目 2 番 1 号
神戸市立三宮図書館	神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 2 号
神戸市立兵庫図書館	神戸市兵庫区駅南通 5 丁目 1 番 1 号
神戸市立北図書館	神戸市北区鈴蘭台西町 1 丁目 22 番 1 号
神戸市立北神図書館	神戸市北区藤原台中町 1 丁目 2 番 2 号
神戸市立新長田図書館	神戸市長田区細田町 7 丁目 1 番 27 号
神戸市立須磨図書館	神戸市須磨区中島町 1 丁目 2 番 3 号
神戸市立名谷図書館	神戸市須磨区中落合 2 丁目 2 番 4 号
神戸市立垂水図書館	神戸市垂水区日向 1 丁目 5 番 1 号
神戸市立西図書館	神戸市西区糀台 5 丁目 6 番地の 1

(業務)

第 3 条 図書館は、法第 3 条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 国内及び外国の図書館、博物館その他これに類する施設との間で電子計算機及び通信回線による法第 3 条第 1 号に規定する図書館資料（以下「図書館資料」という。）を提供し、及び交換すること。
- (2) 館報その他読書資料を発行し、及び頒布すること。

(入館の制限等)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を拒絶し、図書館からの退去を命じ、又は図書館の施設若しくは図書館資料の利用を禁止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者
- (4) 施設若しくは附属設備又は図書館資料を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者
- (5) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第 5 条 何人も、図書館内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生じるおそれのある行為をすること。
- (2) 暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失すること。
- (4) 所定の場所以外の場所に廃棄物を放置し、又は捨てること。
- (5) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が図書館の管理上支障があると認める行為

(損害の賠償等)

第6条 図書館の施設若しくはその附属設備又は図書館資料を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(図書館協議会)

第7条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に神戸市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他市長が適当であると認める者の中から市長が委嘱する。
- 3 協議会は、10人以内の委員で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第8条 市長は、次に掲げる図書館の管理に関する業務を図書館の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- (1) 第3条に規定する事項(法第3条第5号に規定する分館の設置に係るものを除く。)に係る業務
  - (2) 図書館の施設若しくは附属設備又は図書館資料の利用及びその制限に関する業務
  - (3) 図書館の維持管理に関する業務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務
- 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。
- 3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条及び第5条第6号の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第8条第1項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

第9条 図書館の開館時間、休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和25年7月30日から適用する。

この条例施行の際、現に神戸市生田区楠町7丁目2番地にある神戸市立図書館は、この条例によって設置されたものとみなす。

— 中略 —

附 則(令和2年3月31日条例第49号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(図書館条例等の一部改正に伴う経過措置)

16 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例の規定による改正前の神戸市立図書館条例、神戸市都市景観条例、神戸市立博物館条例、神戸市埋蔵文化財センター条例、神戸市立小磯記念美術館条例、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例、神戸市風見鶏の館等条例、神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例又は神戸ゆかりの美術館条例(以下これらを「旧条例」という。)の規定に基づき教育委員会が行った許可、指定、承認その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は旧条例の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可、承認の申請その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものについては、施行日以後にあっては、市長が行った許可、指定、承認その他の行為又は市長に対してなされた許可、承認の申請その他の行為とみなす。



附 則(令和 2 年 7 月 3 日条例第 20 号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第 3 条第 1 号の改正規定及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(令和 3 年 1 月 19 日規則第 44 号により第 2 条の表神戸市立須磨図書館の項の次に神戸市立名谷図書館の項を加える改正規定は、令和 3 年 1 月 21 日から施行)

2 前項本文の規定にかかわらず、神戸市立名谷図書館の供用を開始する日は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日とする。

(準備行為)

3 この条例による改正後の神戸市立図書館条例(以下この項において「新条例」という。)を施行するために必要な神戸市立名谷図書館に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

## (2) 神戸市立図書館条例施行規則

令和 2 年 4 月 1 日規則第 91 号

(目的)

第 1 条 この規則は、神戸市立図書館条例（昭和 25 年 10 月条例第 206 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 条例第 2 条に規定する図書館（以下「市立図書館」という。）の休館日は、次に掲げる日とする。

中央図書館	(1)月曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日） (2)12月29日から翌年の1月3日までの日 (3)蔵書の点検に係る期間として、1年度につき14日を超えない範囲内で市長が指定する期間内の日 (4) 館内の整理に係る期間として、1年度につき4日を超えない範囲内で市長が指定する日 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める日
名谷図書館	(1) 毎月第1月曜日（当該日が休日に当たる場合は、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日） (2) 火曜日（当該日が次に掲げる日に当たる場合を除く。） ア第1月曜日の翌日（前号の規定により休館日となる日を除く。） イ休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (4) 蔵書の点検に係る期間として、1年度につき7日を超えない範囲内で市長が指定する期間内の日 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める日
上記以外の図書館	(1) 月曜日（当該日が休日に当たる場合（北図書館、須磨図書館及び西図書館にあつては、当該日が神戸市立文化センター条例施行規則（昭和56年8月規則第44号）第6条に規定する休館日でない日に限る。）は、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 蔵書の点検に係る期間として、1年度につき7日を超えない範囲内で市長が指定する期間内の日

	(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める日
--	----------------------------------

2 市長は、市立図書館の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

(開館時間)

第3条 次の各号に掲げる市立図書館の開館時間は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 中央図書館 午前9時15分から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前9時15分から午後6時まで
- (2) 東灘図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
- (3) 灘図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
- (4) 三宮図書館 午前10時から午後9時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
- (5) 兵庫図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
- (6) 北図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで
- (7) 北神図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
- (8) 新長田図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
- (9) 須磨図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで
- (10) 名谷図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
- (11) 垂水図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで
- (12) 西図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで

2 市長は、市立図書館の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の開館時間を変更することができる。

(館外貸出)

第4条 市長又は条例第8条第1項の規定に基づき市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）が管理する図書館にあつては指定管理者（以下「市長等」という。）は、市立図書館の利用者（以下「利用者」という。）のうち、次の各号に掲げる者に対して、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に規定する図書館資料（以下「資料」という。）の市立図書館外への貸出し（以下「館外貸出」という。）を行うものとする。

- (1) 神戸市内に居住する者
- (2) 神戸市内に通学する者
- (3) 神戸市内で勤務する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認める者

(館外貸出の利用手続)

第5条 館外貸出を利用しようとする者は、あらかじめ前条各号のいずれかに該当することを証明する書類を提示して、必要事項を記載した申請書（以下「交付申請書」という。）を市長等に提出しなければならない。

2 市長等は、前項の申請をした者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに所定のカードを交付するものとする。

3 館外貸出を利用しようとする者は、図書館カードを提示しなければならない。

(図書館カードの有効期間)

第6条 図書館カードの有効期間は、10年とする。

(図書館カードの紛失等の届出等)

第7条 図書館カードの交付を受けた者は、図書館カードを紛失し、若しくは損傷したとき、又は交付申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長等に届け出なければならない。

2 図書館カードの交付を受けた者以外の者により図書館カードが使用されたことによって損害が生じた場合は、図書館カードの交付を受けた者は、その損害を賠償しなければならない。

(館外貸出できない資料)

第8条 次に掲げる資料は、館外貸出をすることができない。

- (1) 保存用郷土資料
- (2) 保存用逐次刊行物
- (3) 相談業務用基本図書
- (4) 視聴覚資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する資料

2 市長等は、市長が特定の調査、研究その他特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる資料を館外貸出することができる。

(館外貸出できる資料の点数及び期間)

第9条 図書館カードの交付を受けた者が館外貸出により利用できる資料の数(以下「貸出点数」という。)は、10点以内とする。

2 図書館カードの交付を受けた者が館外貸出により資料を利用できる期間(以下「貸出期間」という。)は、2週間とする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、貸出点数を減らし、又は貸出期間を延長し、若しくは短縮することができる。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者の申請により、第1項の規定にかかわらず、貸出点数を増やすことができる。

(貸出期間を超える資料の利用)

第10条 館外貸出を利用した者は、貸出期間内における申請により、当該貸出期間を超えて資料を利用することができる。ただし、利用している資料について他の利用者から利用申込みがあるときその他市長等が当該資料を必要とするときは、この限りでない。

(資料の返還)

第11条 館外貸出を利用した者は、貸出期間(前条の規定により、貸出期間を超えて資料を利用できるときは、当該超える期間。次条において同じ。)内に資料を返還しなければならない。

(館外貸出の停止)

第12条 市長は、貸出期間を15日以上超えて資料を利用した者に対して、当該超えた期間に相当する期間の範囲で、館外貸出の利用を停止することができる。

(自動車図書館)

第13条 市長は、自動車図書館の巡回を行うものとする。

2 自動車図書館の巡回及びその利用に関する事項は、市長が別に定める。

(団体貸出)

第14条 市長等は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に規定する児童厚生施設その他の施設の管理者又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体の管理者(以下「施設の管理者等」という。)に対して、館外貸出(以下「団体貸出」という。)を行うものとする。

(団体貸出できる資料の点数及び期間)

第15条 団体貸出により利用できる資料の点数は、施設の管理者等ごとに市長等が定める。

2 施設の管理者等が団体貸出により資料を利用できる期間は、1月とする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、施設の管理者等の申請により、第2項の規定にかかわらず、同項の期間を延長することができる。

(準用)

第16条 団体貸出の利用については、第4条から第8条まで及び第11条から第13条までの規定を準用する。この場合において、「館外貸出」とあるのは、「団体貸出」と読み替えるものとする。

(郵送貸出)

第17条 市長等は、身体の障害その他の理由により市立図書館を訪れることのできない者に対して、郵送による館外貸出(以下「郵送貸出」という。)を行うものとする。

2 郵送貸出の利用に関する事項は、市長が別に定める。

(資料の利用に関する相談等)

第18条 市長等は、資料の利用に関する利用者の相談又は簡易な調査に応ずるものとする。

2 資料の利用に関する利用者の相談又は簡易な調査の実施に関する事項は、市長が別に定める。

(読書活動を推進する行事)

第19条 市長等は、随時、読書会、研究会、講演会、資料展示会、鑑賞会、おはなし会その他の読書活動を推進する行事を行うものとする。

(資料の利用のあっせん)

第20条 市長等は、利用者の申請により、市立図書館以外の図書館(以下「他の図書館」という。)の資料の利用についてあっせんするものとする。

(資料の相互貸借)

第21条 市長等は、利用者の申請又は他の図書館の申し出により、他の図書館に対して、資料の借受けの申し出又は資料の貸出し(以下「資料の相互貸借」という。)を行うものとする。

2 資料の相互貸借に関する事項は、市長が別に定める。

(資料の寄贈及び寄託)

第22条 市長は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(協議会の会長及び副会長)

第23条 条例第7条に規定する神戸市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、協議会の委員(以下「委員」という。)の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員としての在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長は、協議会の議事その他の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第24条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係職員の出席等)

第25条 会長は、会議において関係職員の説明又は資料の提出を求めることができる。

2 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(施行細目の委任)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に神戸市立図書館条例施行規則(平成20年3月教委規則第9号。以下「旧規則」という。)の規定に基づき教育委員会が行った許可、指定、承認、その他の行為でこの規則の施行の際現にその効力を有するもの又は旧規則の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可、承認の申請その他の行為でこの規則の施行の際現にその効力を有する

ものについては、施行日以後にあっては、市長が行った許可、指定、承認、その他の行為又は市長に対してなされた許可、承認の申請その他の行為とみなす。

附 則(令和 2 年 11 月 19 日規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、神戸市立図書館条例の一部を改正する条例(令和 2 年 7 月条例第 20 号)中神戸市立図書館条例第 2 条の改正規定(同条の表神戸市立須磨図書館の項の次に神戸市立名谷図書館の項を加える部分に限る。)の施行の日から施行する。

(施行の日＝令和 3 年 1 月 21 日)

### (3) 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する 条例

令和2年3月31日 条例第49号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。

- (1) 図書館、博物館、美術館及び神戸市生涯学習支援センター（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### (4) 社会教育の適切な実施の確保に関する規則

令和2年3月31日

（趣旨）

第1条 この規則は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第8条の2第1項の規定に基づき、社会教育の政治的中立性、継続性及び安定性の確保、地域住民の意向の反映並びに学校教育との連携を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項第1号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）のうち、教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するもの等を定めるものとする。

（対象事務）

第2条 前条に規定する教育活動と密接な関連を有する事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（平成31年3月条例第34号。以下「条例」という。）本則第1号に規定する特定社会教育機関の設置及び廃止に関する事務
- (2) 条例本則第1号に規定する特定社会教育機関の管理に関する事務のうち、新たに開始し、又は終了することにより教育活動の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるもの

（意見の聴取）

第3条 市長は、法第8条の2の規定により教育委員会の意見を聴かなければならないこととされている事項のほか、社会教育の適切な実施を確保するために必要があると認める事項について、教育委員会の意見を聴くことができる。

（情報の提供）

第4条 市長は、教育委員会に対し、教育委員会の職務に関して必要と認める特定事務の管理及び執行に係る情報を提供するものとする。

（施行細目の委任）

第5条 この規則の施行について必要な事項は、文化スポーツ局長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## (5) 要綱等

### ①神戸市立図書館郵送貸出要綱

令和2年4月1日

#### (目的)

第1条 この要綱は、神戸市立図書館条例施行規則（令和2年4月規則第91号）（以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、身体の障害その他の理由により規則第2条に規定する市立図書館を訪れることのできない者に対する資料の郵送による館外貸出（以下「郵送貸出」という。）について必要な事項を定めるものとする。

#### (対象者)

第2条 郵送貸出を利用することができる者は、規則第4条に定める者で、次の各号の一に該当し、かつ市立図書館を訪れることが著しく困難な者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者
- (2) 難病特定疾患患者
- (3) 長期間臥床し、常に介護を要する者
- (4) 前各号に規定する者のほか中央図書館長が特に必要と認める者

#### (利用手続き)

第3条 郵送貸出は郵送貸出利用者名簿に登載された者に対して行う。

2 郵送貸出利用者名簿への登載及び郵送貸出の手続き等については、中央図書館長が別に定める。

#### (利用資料の制限)

第4条 郵送貸出によって利用できる資料の種類及び冊数並びに期間は次のとおりとする。

図書及び雑誌 計4冊まで 1月以内

2 前項の規定にかかわらず、中央図書館長が特に必要と認めるときは、冊数及び期間について増減又は伸縮することができる。

#### (郵送料の負担)

第5条 郵送貸出に要する郵送料は市立図書館が負担する。

#### (施行の目的)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、文化スポーツ局長の承認を得て中央図書館長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



## ②神戸市立図書館資料取扱要綱

平成 11 年 4 月 1 日  
最終改正：令和 2 年 12 月 1 日

### 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市立図書館条例（昭和 25 年 10 月条例第 206 号）第 3 条に定める業務を十分かつ円滑に行うため、神戸市立図書館の図書館資料（以下「資料」という。）の取り扱いについて準拠すべき基準を定めるものとする。

(資料の種類)

第 2 条 取り扱う資料は次の通りとする。

- (1) 一般図書
- (2) 児童図書
- (3) 青少年用図書
- (4) 参考図書
- (5) 郷土資料・行政資料
- (6) 外国語資料
- (7) 漫画等
- (8) 大活字本、図書館利用に障害がある人のための資料
- (9) 逐次刊行物
- (10) 視聴覚資料
- (11) 電子図書館用資料
- (12) その他の電子媒体資料
- (13) その他

### 第 2 章 収集方針

#### 第 1 節 収集の方針及び方法

(基本方針)

第 3 条 神戸市立図書館は、地域の情報拠点、また市民の生涯学習の拠点として、市民の要求及び社会的な動向、地域の実情に十分配慮して、教養、調査研究、レクリエーション並びに日常生活及び仕事等に資する資料を収集する。

収集にあたっては、市民の潜在的な要求にも配慮し、乳幼児から高齢者の全ての年齢層にとって、魅力ある蔵書となるよう努める。また、各部門及び各主題ごとにバランスのとれた蔵書の構成となるような収集に努める。

著者等の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれてその著作を排除することなく、対立する意見のある問題については、市民が自ら判断する材料となるよう、それぞれの観点に立った資料を幅広く収集する。なお、他からの圧力や干渉等に影響されたり、紛糾を恐れ自己規制したりはしない。

2 市民からの蔵書に対する要望や意見は、検討のうえ資料収集に活かすように努める。

(収集の方法)

第 4 条 資料収集の方法は次のとおりとする。

- (1) 購入
- (2) 編入
- (3) 製作
- (4) 受贈
- (5) 受託

#### 第 2 節 館別収集方針

(中央図書館)

第5条 中央図書館は、市立図書館システムの中核として地域図書館、自動車図書館からの資料の要求にも応えられる資料を幅広く収集し、保存する役割を持つ。また、学校図書館の支援も視野に入れた資料の収集を行う。

2 中央図書館は、生活又は仕事に関する課題、地域の課題の解決に向けた活動を支援する資料並びにレクリエーション並びに教養の向上及び調査研究に必要な資料を、入門書から専門書まで幅広く収集する。

3 中央図書館は、次に掲げる事項に留意して資料を収集する。

- (1) 子育て、教育、健康・医療、福祉、法律に関するものなどライフステージに応じて必要とされる資料
- (2) 就職、転職、起業・経営、資格取得、職業能力向上等に関する資料
- (3) 生涯学習や調査研究を支える資料
- (4) 幼い頃から本と親しみ、読書習慣を形成していくことに資する児童図書資料
- (5) 子供の読書活動を支える人材育成に資する資料及び学校図書館支援に必要な資料
- (6) 神戸の歴史、地理、経済、文化的な側面から郷土を理解するための地域資料及び市民が市政に関して理解を深め、自らが主体となったまちづくりを考えることを支援する行政資料
- (7) 日本語を母語としない市民等を支援する資料
- (8) 一般の資料を利用することが困難な市民のための大活字本等の資料

(地域図書館)

第6条 地域図書館は、市立図書館システムにおけるサービスの拠点で主に設置区をそのサービスエリアとする身近な図書館として、読書及び情報に対する多様な要求を受けとめる。教養、実用、レクリエーション等に必要な資料、児童図書、基本的な参考図書、また、各地域の特性に応じた資料の収集に努めるとともに、設置区に関する資料は、地図・パンフレットを含み積極的に収集する。

(自動車図書館)

第7条 図書館から離れた地域への機動力を活かしたサービス拠点として、教養、実用、レクリエーション等に必要な資料及び児童図書を収集する。特に、学齢期までの子供、保護者及び高齢者の要求に配慮した資料の収集に努める。

(寄贈資料の収集)

第8条 この資料収集方針と、別途定める収集基準に基づき、所蔵の有無や資料の状態及び今後の利用の予測等を考慮して受入れを決定する。

(収集基準)

第9条 収集基準は別に定める。基準は、社会状況の変化に応じて見直しを行うものとする。

### 第3章 資料除籍基準及び資料保存

(資料除籍基準)

第10条 神戸市立図書館の適正な蔵書構成の維持と充実を図るために、資料の除籍は次の基準によって行う。

(1) 不用資料

- ア 汚損、破損が甚だしく、使用に耐えず補修の不可能な資料
- イ 時間の経過によって内容が古くなり、資料的価値がなくなった資料
- ウ 時間の経過により需要が低下した複本
- エ 保存期限の経過した逐次刊行物

(2) 亡失資料

- ア 蔵書点検で引き続いて3年間所在不明の資料
- イ 貸出中の資料で回収不能な資料
- ウ 利用者から紛失届を提出された資料
- エ 災害、事故等により亡失した資料

(資料の保存)

第 11 条 収集した資料については、前条（資料除籍基準）に該当するものを除き、以下の要領で原則として中央図書館で保存するよう努める。

(1) 市立図書館システム内で複本のあるものについては 1 部保存する。ただし、地域資料についてはこの限りでない。

(2) 地域図書館の所蔵資料で中央図書館で収集していない資料の保存については中央図書館に移管する。

(3) 保存にあたっては、兵庫県立図書館その他の公共図書館及び類縁機関との保存機能の分担等について考慮する。

2 保存方法及び逐次刊行物の保存期限については別に定める。

(除籍資料の有効活用)

第 12 条 第 10 条第 1 号により除籍した不用資料のうち再利用することが可能なものは、読書団体又は個人に無償で譲渡することができる。

2 譲渡の方法については別に定める。

#### 第 4 章 資料収集委員会

(資料収集委員会)

第 13 条 資料の収集に関し、中央図書館長の諮問に応じ、または意見を具申し、合わせて受入れ資料の選定を行うために資料収集委員会を置く。

(1) 組織

構成は次のとおりとする。

利用サービス課長 担当課長（企画情報係長事務取扱）利用サービス課係長

総務課担当係長 中央図書館長が指名（年度当初に委嘱）する担当職員（表）

資料収集委員（担当者）

担当部門	人数（係）
一般図書	2 名（市民サービス係）
児童図書	1 名（市民サービス係）
視聴覚資料	1 名（市民サービス係）
参考図書	2 名（調査相談係）
ふるさと文庫	1 名（調査相談係）
自動車図書館	1 名（市民サービス係）
地域図書館（指定管理館）	1 名（企画情報係）
連絡・調整	1 名（資料係）

(2) 資料収集委員会会議

資料収集委員は、原則として週 1 回開催される資料収集委員会会議（選書会議）に出席し、収集資料の選定を行い中央図書館長の承認を受ける。

定例の選書会議のほか、以下の事項を審議するため、必要に応じて資料収集委員会会議を開催することができる。

ア 年間及び長期の収集計画に関すること

イ 特別集書に関すること

ウ 大量受贈・受託資料に関すること

エ 関係諸規程・基準等の整備に関すること

オ その他必要事項に関すること

(3) 事務

資料収集委員会の事務は利用サービス課資料係において行う。

### ③神戸市立図書館資料収集基準

平成 26 年 10 月 1 日  
最終改正：令和 2 年 12 月 1 日

#### 第 1 目的

この基準は、神戸市立図書館資料取扱要綱（以下「要綱」という。）第 9 条の規定に基づき、適正に資料を収集するための具体的基準を示すことを目的とする。

#### 第 2 基本的考え方

資料の収集に当たっては、要綱の基本方針にのっとり、次にあげる事項に留意する。

- (1) 資料購入のための予算及び配架スペースを考慮し、より多くの市民が利用できる資料を優先的に収集する。
- (2) 一部の利用者による特定分野への集中的なリクエストが蔵書構成のバランス及び利用者全体に対する公平性を損なうおそれがある場合は、これを制限することも検討する。
- (3) 同一資料の収集は、利用状況、予約状況に応じて購入するが、全館で購入する上限冊数を設ける。ただし、市民からの寄贈本はこの限りではない。

#### 第 3 共通基準

##### (1) 基本となる観点

- ① バランスのとれた蔵書構成を目指し、入門書、解説書から専門書まで、国・地域別、時代別、言語等に留意し、体系的に収集する。
- ② 図書館全体で資料を共有し、提供することを前提として計画的に収集する。
- ③ 内容が古いものや根拠が不明確な資料は避け、社会の変化にあわせ新しさや正確性、客観性等を考慮して収集する。
- ④ 情報の更新が早い、又は社会的に関心が寄せられている分野については、多様な観点から資料の充実を図り、積極的に収集する。
- ⑤ 一時的な流行、宣伝・広告やマスコミ等で取り上げられた話題・出来事、興味本位のテーマに関する資料は、一過性の資料に偏らないよう選択的に収集する。
- ⑥ 異説、俗説等が多い、又は対立する意見が多い分野については、中立性、客観性に留意し、バランスよく選択的に収集する。
- ⑦ 同種のテーマや内容、形式で多様な作品が大量に出版される分野については、バランスのとれた収集が困難なため、一部の利用者の要望に偏ることなく、予約状況、類書の有無、利用見込みなどに留意して選択的に収集する。

##### (2) 刊行の形態による基準

- ① シリーズ、全集、双書は、原則として欠号が無いように継続して収集する。ただし、シリーズ全体の関係性が低く、各巻が独立した内容で個々に利用できる場合は選択的に購入する。
- ② 文庫版については、予約状況や複本冊数、利用の見込みなどに留意して判断する。

#### 第 4 収集の姿勢

収集の姿勢を以下の順で表すものとする。

- (1) 網羅的に収集する
- (2) 積極的に収集する（優先的に収集する）
- (3) 幅広く収集する（体系的に収集する）
- (4) 選択的に収集する
- (5) 限定的に収集する

#### 第 5 種類別基準

##### (1) 一般図書

一般書は、出版点数、分野とも最も多く、図書館の蔵書構成の中核となる資料であり、市民各層からの多様な要求に応えるため、特に各分野にわたる網羅的で、かつバランスのとれた収集を心がける。

##### ① 総記

ア 図書館の利用法、読書活動及び読書の手助けとなる書評等は積極的に収集する。

イ 図書館学、出版に関連する資料は積極的に収集する。

ウ 百科事典、年鑑、白書など市民の調べ物に役立つ資料は幅広く収集する。

##### ② 哲学・宗教

ア 心理学関係の資料は入門書から専門書まで、全集も含めて、主要なものを網羅的に収集する。

イ 超心理学、心霊・易占関係の資料は、選択的に収集する。

ウ 人生訓関係の資料は、限定的に収集する。

- エ 宗教関係の資料は、特定宗教等に偏ることなく、各宗派の原典や研究、解説書を中心に幅広く収集する。
- オ 新興宗教関係の資料は、主要な宗教の経典、教義の解説書と教団研究の資料を選択的に収集する。
- ③ 歴史・地理・地誌・紀行
- ア 歴史関係の資料は、世界史、各国史は各時代のものを幅広く収集する。
- イ 地方小出版社の出版物又は特定地域を扱った資料は、地域や内容により選択的に収集する。
- ウ 伝記関係の資料は、記述の正確性に留意し、各分野の代表的な人物を中心に国内外の歴史的人物の伝記及び研究書を積極的に収集する。
- エ 地理、地誌関係の資料は、世界各国、各地域について情報を提供できるよう網羅的に収集する。
- オ 地図、旅行ガイドブック等については、情報の更新が早く活用できる期間が比較的短いものが多いため、情報の信頼性が高く、利用が多い資料を優先的に収集する。
- カ 中央図書館では、情報が少ない地域の資料に留意し、専門書や研究書、日本史の史料集も積極的に収集する。
- ④ 社会科学
- ア 社会・文化事情関係の資料は、時事性・地域性に留意し、世界各国、各地域についての資料を幅広く収集する。また、社会的な関心が高い事象について書かれた資料を優先的に収集する。
- イ 法律関係の資料は、各法規の入門書や基本的実用書から専門書まで体系的に収集する。また、情報の更新に留意し、新法の施行・法令の改正など市民生活に影響が大きい場合は積極的に収集する。
- ウ 経済・経営関係の資料は、基本的な学術書や経済情勢についての資料だけでなく、市民の就労やビジネス支援に役立つ実務書等も積極的に収集する。
- エ 資格等取得のための試験問題集は、資格等の評価・専門性、類書の有無、利用実態等を考慮して長期間利用できる資料を限定的に収集する。
- オ 投資・利殖関係の資料は、選択的に収集する。
- カ 社会問題関係の資料は、市民生活にかかわりが深く、社会的に関心が高い問題を扱った資料を積極的に収集する。
- キ 教育関係の資料は、学校、家庭、社会等の各教育において、基本的な学術書・研究書から教育現場における実用的なものまで幅広く収集する。教師向けの実用書に類する資料については、一般の利用者にも役立つものを限定的に収集する。
- ク 学校案内は、情報の新しさに留意しつつ、校種別に選択的に収集する。
- ⑤ 自然科学
- ア 科学関係の資料は、今日的话题、最新の研究成果に留意し、入門書から専門書まで幅広く収集する。ただし利用対象が限定される高度な専門書は限定的に収集する。
- イ 医学・薬学関係の資料は、市民の安全に直接関わるものであることに留意し、健康・医療情報を求める市民を支援する資料を幅広く収集する。
- ⑥ 技術・工学・家政学
- ア 技術・工学関係の資料は、環境問題等今日的话题・社会的関心が高まっている分野や、その進歩に対応した最新情報が必要な分野の資料を多様な観点から積極的に収集する。
- イ 衣服、料理、育児等の家政学関係の資料は、日常生活に役立つ実用性の高い資料を中心に積極的に収集する。
- ⑦ 産業
- ア 産業関係の資料は、入門書、実務書など実用的なものから研究書まで幅広く収集する。
- イ 商業関係の資料は、市民のビジネス支援に役立つ実用書、専門書、参考図書等も選択的に収集する。
- ウ 地域に関わりの深い産業の資料は、積極的に収集する。
- ⑧ 芸術・スポーツ・諸芸
- ア 芸術関係の資料は、市民の趣味、娯楽、教養に資する資料を著名な作品、作家等を中心に幅広く収集する。
- イ 漫画については、地域・郷土に関連する著作、社会的評価が定まっている著作、各種の受賞作・書評等に取り上げられた著作の中から、原則としてシリーズの刊行が完結しているものを選択的に収集する。
- ウ 楽譜については、冊子形態のものを選択的に収集する。
- エ 美術・演劇などに関する資料は、長期的に評価される資料を選択的に収集する。
- オ 芸能人・芸能界に関する資料は、芸能界全体やその時代の文化を代表する、評価の定まった芸能人等について自伝・評伝、研究書等を中心に選択的に収集する。
- カ スポーツ関係の資料は、各種スポーツの紹介、手引書、ルール集など市民の実用、観戦に役立つものを優先的に収集する。
- キ コンピュータゲーム関係の資料は、文化的な評論、研究書等を選択的に収集する。
- ⑨ 言語

- ア 語学関係の資料は、地域の事情に即して日本語をはじめ、要望の多い言語に関する資料を中心に、各言語に関する資料を幅広く収集する。
- イ 辞典については、主に参考図書として収集するほか、貸出の用途に留意して主要な外国語の軽易な辞典類を選択的に収集する。
- ウ 外国語会話の資料は、要望が多い言語の資料を中心に、付録媒体の取扱い・耐久性・装備などにも留意し、各言語の資料を幅広く収集する。

⑩ 文学

- ア 評価の定まった古典文学から最新の現代文学まで、時事性・話題性・地域性にも留意し、各国の文学作品、研究書等を幅広く収集する。
- イ 著名な作家、文学者については、個々の作品だけではなく個人全集、伝記、作家研究、評論等も積極的に収集する。
- ウ 歌集、句集、詩集は選択的に収集する。
- エ 個々の小説などについては、一時の流行や話題にのぼった作家・作品又は一部の利用者の要望や特定分野に偏らないよう留意し、選択的に収集する。

(2) 児童図書

児童図書は、乳幼児から小・中学生が主な利用対象となるため、子供の能力や発達段階に配慮した収集を行う。子供の健やかな成長に有益と思われる資料、子供が自主的に読書の楽しさを発見し、読書習慣の形成、継続に役立つ資料、豊かな想像力を育て、知識を広げる資料の収集に努める。

収集にあたって以下の資料に留意する。

- ① 基本的な児童図書やよく利用される調べ学習用図書は、需要に応じて複数収集する。
- ② 評価の定まった資料は、複本購入や定期的な買い替えに努める。
- ③ 児童図書の研究資料や、子供の読書に関わるボランティア活動支援の入門書やブックガイド、学校図書館の運営支援に役立つ資料は積極的に収集する。
- ④ 厚紙絵本、立体的しかけ絵本など破損しやすい形態の資料であっても、赤ちゃん絵本など有益とする理由がある資料は選択的に収集する。
- ⑤ テレビ放映のキャラクター等を扱ったものは、一過性の需要でないか慎重に判断し、限定的に収集する。

ア 絵本

- A 子供の情緒的経験を広げ、想像力を養う絵本を幅広く収集する。
- B 評価の定まった作家の絵本は積極的に収集する。
- C 各賞の受賞作品は積極的に収集する。
- D 個々の絵本については、以下の点に留意する。
  - i 絵の表現力や芸術性、絵とストーリーの調和、文学としての質を重視する。
  - ii 乳幼児向け絵本は、発達段階や装丁の安全性を考慮し、丁寧に作られているものを収集する。
  - iii 昔話絵本は、安易な再話でないか、また絵は再話と調和しているか、比較検討して収集する。
  - iv 名作や古典は積極的に収集する。対象年齢を不必要に低くしたり、書き換えの度合いの大きすぎる抄訳は、比較検討して限定的に収集する。
  - v 科学絵本や知識の絵本は、正しい情報に基づき、楽しみながら知識を得、さらに好奇心を抱けるように作られているものを収集する。
  - vi しかけ絵本、付属物がある絵本等は、子供の安全性、資料の耐久性を考慮し限定的に収集する。
  - vii 読み聞かせなどの行事にも利用できる大型絵本等は選択的に収集する。
  - viii 形態が絵本であっても成人を対象とするものは、一般図書として検討する。

イ よみもの・フィクション

- A 子供の豊かな感情や表現力を育て、生きる力を育む作品を幅広く収集する。
- B 絵本から物語へ移行する年代の子供が楽しめる作品を積極的に収集する
- C 評価の定まった作家の作品は積極的に収集する。
- D 子供に支持されている作品に留意する。
- E 個々の資料については、以下の点に留意する。
  - i テーマの表現力や構成力、独創性、文学としての質を重視する。
  - ii 名作や古典は積極的に収集する。対象年齢を不必要に低くしたり、書き換えの度合いの大きすぎる抄訳は、比較検討して限定的に収集する。
  - iii 各国、各地方の昔話や伝説は、適切に再話がなされているものを収集する。

ウ ノンフィクション・知識の本

- A 事典、辞典、図鑑、年鑑等の参考図書は体系的に収集する。
- B 調べ学習に役立つ資料を積極的に収集する。
- C 評価の定まった古典的名著は積極的に収集する。
- D 神戸市に関連する資料は積極的に収集する。

E 個々の資料については、以下の点に留意する。

- i 内容は正確で、読みやすいか。
- ii 最新の情報を盛り込み、かつ子供の理解力に応じた説明がなされているか。
- iii 説明には、安全のための予防的配慮が含まれているか。
- iv 明瞭で正確な写真、絵、グラフ、地図等で子供の理解を助けているか。
- v 索引や目次が、適切につけられているか。
- vi 難しいテーマを対象年齢に合わせるため、内容が乏しくなっていないか。
- vii 伝記は、不必要に対象年齢を下げているか。

エ 紙芝居

創作・民話・知識など各分野にわたり選択的に収集する。

オ 逐次刊行物（雑誌・新聞）

A 調べ学習に役立つ新聞や雑誌を選択的に収集する。

B 発達段階や児童・青少年の文化、教養、興味に応じて選択的に収集する。

カ 学習漫画

A 漫画を使うことによって難しいテーマを親しみやすく説明できているものを選択的に収集する。

B 文学作品を漫画化したものは、日本の古典文学等、親しみやすい抄訳が難しいものを限定的に収集する。

### (3) 青少年用図書

特に心身の変化が著しい年代を利用対象とするため、その成長を助け、豊かな心を育てるのに役立つ資料、その年代にとって特に関わりが深い分野については、新鮮な情報を扱った資料の収集を心掛ける。

中学生、高校生を主要対象とする資料を中心に幅広く収集するほか、児童図書、成人用図書の中からも、興味や関心を深め知性や感性を豊かにする資料を収集する。

### (4) 参考図書

- ① 調査・研究に役立つ専門的な資料を各分野にわたり体系的に収集する。
- ② 年鑑・白書・統計書等の定期的に刊行される資料は、継続的な収集と保存に努める。
- ③ 調査・研究をするうえで有用な CD-ROM などの電子媒体資料は、選択的に収集する。
- ④ 情報の更新の早い分野については、加除資料を選択的に収集する。
- ⑤ 地域図書館は、簡易な調査研究に役立つ基礎的な資料を各分野にわたり、選択的に収集する。

### (5) 郷土資料・行政資料

- ① 神戸市に関する資料については、図書、新聞、雑誌、地図等は形態に係らず積極的に収集する。また、古書、私家版等の情報にも留意し、積極的な収集に努める。
- ② 阪神・淡路大震災に関する資料は、網羅的に収集する。
- ③ 郷土資料は、保存を前提として複本の収集に努める。
- ④ 住宅地図や統計書等は、神戸市の変遷がわかるよう網羅的に収集する。
- ⑤ 行政資料は、体系的に収集する。
- ⑥ 神戸市を理解するうえで必要な資料は、マイクロフィルム・映像資料・電子媒体資料等も選択的に収集する。
- ⑦ 神戸市を舞台にした小説等の文芸作品は網羅的に収集する。作品の一部に神戸市が取り上げられたものは、選択的に収集する。
- ⑧ 神戸市出身者及び在住者の著作物は、内容が神戸市に関するものでない場合は限定的に収集する。
- ⑨ 兵庫県全般に関わる資料は、幅広く収集する。また、兵庫県内の地域資料は選択的に収集する。
- ⑩ 地域図書館は、一般に流通している郷土資料を収集し、図書館設置区域に関する資料は積極的に収集する。

### (6) 外国語資料

- ① 多文化サービスの一環として利用が多いと思われる言語について、教養、レクリエーションなどの分野を中心に、海外の文化・社会事情又は日本の文化や風俗・生活習慣等を紹介する資料、外国人の日本語学習や生活支援に役立つ資料を選択的に収集する。
- ② 神戸市域で生活する外国人を含む市民を対象とし、児童図書も収集する。
- ③ 収集にあたって、日本語資料と同様に検討を行う。
- ④ 常に出版情報に留意し、蔵書が古くならないよう、新しい資料の収集に努める。

### (7) 漫画等

- ① 漫画については、地域・郷土に関連する著作、社会的に一定の評価が固まっている著作、各種の漫画に関わる賞を受賞した著作、書評等に取り上げられた著作、原則としてシリーズの刊行が

完結している著作から選択的に収集する。

- ② 漫画に関する評論，研究書は一般図書として検討する。
- ③ 学習漫画，古典文学等を児童向けに漫画化した資料，入門書，解説書やコミックエッセイなど漫画形式の資料については，個別に判断する。

(8) 大活字本，図書館利用に障害がある人のための資料

- ① 弱視者，高齢者など一般の資料を利用することが困難な利用者に対して，大活字本等を収集する。
- ② その他，点字資料・デジター図書，触る絵本など障害者が利用できる資料を選択的に収集する。

(9) 逐次刊行物

- ① 教養，レクリエーション，ビジネスや日常生活に役立つ分野を中心にある程度専門的分野まで積極的に収集する。

- ② 学術雑誌，業界誌（紙）・専門誌・機関誌（紙）は選択的に収集する。

ア 雑誌

A 雑誌は国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に幅広く収集する。児童向け，青少年向け，外国語雑誌も収集する。

B 幅広い分野の雑誌を収集するため，各図書館で分担して継続的に収集する。新規購入，購入の中止，休刊や廃刊に伴う雑誌の変更については，利用者の要望を参考に図書館全体の利用状況，類似誌の有無等を検討し，暦年単位で収集雑誌及び分担の調整を図る。

C 雑誌は本誌の収集を基本とするが，別冊及び増刊号は選択的に収集する。

D 地域図書館は，利用実態に応じて基本的な雑誌を中心に選択的に収集する。また別冊及び増刊号は限定的に収集する。

イ 新聞

新聞は国内発行の主要な全国紙及び地方紙を中心に，児童向け新聞，スポーツ紙，外国語新聞を収集する。

(10) 視聴覚資料

利用者の要望を考慮するとともに，教養，娯楽，レクリエーションを中心に客観的・社会的評価の定まった作品・演者・スポーツ試合，あるいは各種の受賞作など注目される作品から選択的に収集する。

(11) 電子図書館用資料

電子図書館に必要な電子資料等の収集は，原則図書資料に準じ，以下に留意して行う。

ア 読書に対して障害のある視覚障害者等が利用できるように音声データを含んだ資料を選択的に収集する。

イ 電子資料の特性を生かし，紙媒体では提供が難しい資料も選択的に収集する。

ウ 郷土資料・行政資料に関しては，保存対象資料の中から選択的にデジタル化し提供に努める。

(12) その他の電子媒体資料

① 各種電子媒体資料を長期的に利用できるよう再生機器・ソフトなどの利用環境に留意して，選択的に収集する。

② 新聞，雑誌の電子縮刷版や CD ブック等の電子媒体資料を選択的に収集する。

(13) その他

前号までに該当しないものについては，基本的考え方にとり判断する。



#### ④神戸市立図書館予約及びリクエストに関する規程

平成 28 年 4 月 1 日  
最終改正：令和3年2月3日

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸市立図書館における予約及びリクエストについて必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 予約は、市立図書館に所蔵する貸出可能資料の貸出申込をいう。リクエストは、市内未所蔵資料の購入貸出申込をいう。

(利用者の資格)

第3条 予約及びリクエストは、図書館カードの交付を受けた者が申込みすることができる。

(予約及びリクエスト冊数)

第4条 図書又は雑誌の予約及びリクエストは、一利用者につき合計 20 冊までとする。

(予約の申込方法)

第5条 予約の申込については、次のとおりとする。

- (1) 窓口における予約カードの提出による。
- (2) 館内蔵書検索端末での入力による。
- (3) インターネットからの入力による。

ただし、北須磨文化センター図書室及び市民図書室に設置された予約図書受取コーナー（以下「予約図書受取コーナー」という。）の申込みは前記(2)又は(3)の方法に限る。

(リクエストの申込方法)

第6条 神戸市立図書館窓口において予約カードの提出により申込みすることができる。ただし視聴覚資料と未所蔵雑誌は申込みできないものとする。

(受取窓口及び連絡方法)

第7条 受取窓口は、神戸市立図書館又は予約図書受取コーナーとする。連絡方法は電話、電子メール、FAX とし、予約図書受取コーナーにおいては電子メールとする。ただし、連絡が不要の場合はこの限りでない。

(予約、リクエスト資料の受取窓口及び連絡方法の変更)

第8条 受取窓口及び連絡方法は、予約及びリクエスト資料（以下「予約資料」という。）が受取窓口に着用されるまでは変更することができる。受取窓口及び連絡方法を変更しようとする時は、図書館窓口、電話、館内蔵書検索端末、インターネットで変更の手続きをしなければならない。ただし、予約図書受取コーナーにおいては同図書室内に設置している蔵書検索端末又はインターネットに限る。

(取置期間)

第9条 予約資料の取置期間は、貸出が可能になったことを予約及びリクエスト申込者（以下「申込者」という。）に連絡若しくは伝言を託した日、留守番電話に伝言を残した日、又は電子メールによる通知をした日を含む8開館日とする。ただし、連絡が不要であることを申込者が選択している場合は、貸出が可能になった日を含む8開館日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市営地下鉄三宮・花時計前駅に設置する予約図書自動受取機を指定した申込者については、当面の間、電子メールによる通知をした日を含む5日間とする。

(予約及びリクエストの取消し)

第10条 図書館は、予約及びリクエストを次の事由により取消することができる。

- (1) 申込者から申し出があった場合。
- (2) 取置期間を経過した場合。
- (3) 申込者に提供できないことを連絡した場合。

(予約資料の貸出)

第11条 予約資料の貸出を受けようとする時は、申込者の図書館カードを係員に提示しなければならない。

2 図書館カードを持参しない申込者が予約資料の貸出を受けようとする時は、一時貸出申込書に記入し提出しなければならない。ただし、予約図書受取コーナーでは一時貸出申込書を利用することができない。

## ⑤神戸市立中央図書館相談業務実施要綱

平成12年4月1日

最終改正：令和2年4月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市立図書館条例第3条、神戸市立図書館条例施行規則第18条第2項及び神戸市長の権限に属する事務の専決規程に基づき、神戸市立図書館（以下「当館という。」）において、相談業務を円滑に行うために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において相談業務とは、図書館に寄せられた質問又は相談に対し、図書館の資料と機能を活用して回答又は解答を行うことにより、利用者に援助を与えること及び予想される質問に関し、必要な資料を整備、作成することをいう。

2 この要綱において、「回答」とは、質問や相談に対する応答全般の意味で使用する。また、「解答」とは、質問に対する答そのものを意味する。

### (原則)

第3条 質問又は相談の回答は、次の各号を原則とする。

- (1) 回答は、図書館資料の提供を原則とし、利用者に代わる調査研究や、問題の解答の作成等を行わない。ただし、軽微な質問であって、適正な資料の裏づけのあるものに限り、解答を提示することができる。
- (2) 当館に資料がない場合は、他の図書館又は専門機関を紹介することができる。

### (除外事項)

第4条 次の各号に該当する事項については、相談業務から除外する。

- (1) 他人の生命、名誉、財産等に損害を与え、社会に直接悪影響を及ぼすことが危惧される事項
- (2) 図書の購入、売却の斡旋又は取り次ぎ店への仲介
- (3) 内外文献資料の解釈並びに現代語、日本語及び外国語への翻訳
- (4) 系図等の作成
- (5) 良書の推薦

### (解答禁止事項)

第5条 次の各号に該当する質問には、解答をしないものとする。

- (1) 医療又は投薬の相談
- (2) 法律相談
- (3) 古文書、美術品、骨董品等の鑑定
- (4) 企業、各種団体等の信用調査
- (5) 個人のプライバシーに関わるもの（人生相談等を含む）
- (6) 数の計算
- (7) 懸賞問題
- (8) 学習課題

### (回答事務)

第6条 次の各号により質問を受け付け、回答する。なお、第4条及び第5条の各号に該当する質問については、その旨を利用者に説明しなければならない。

- (1) 口頭
- (2) 電話
- (3) 文書、ファックス
- (4) 電子メール

(電話又は文書による回答の制限)

第7条 次の各号の事項については、利用者の来館又は複写サービスの利用をすすめ、原則として電話又は文書による回答は行わない。

- (1) 統計その他の複雑な数字を含む事項
- (2) 写真、図版によるものの形、色彩などの説明
- (3) 長文にわたる資料の読み上げ
- (4) 楽譜、棋譜の類
- (5) 各種書式
- (6) その他電話又は文書では回答しがたい事項

(資料整備)

第8条 次に各号にあげるものは、相談業務の基本ツールとして常に整備を図らなければならない。

- (1) 参考図書(CD-ROMなどニューメディアの類を含む)
- (2) パンフレット、リーフレット類
- (3) 自館で作成する書誌、索引、名簿類
- (4) 専門機関のリスト
- (5) インターネット及び外部データベース

(記録)

第9条 質問事項、調査の経緯、回答(解答を含む)内容は、質問処理票に記録する。そのうち重要なものについては、第8条第3項に基づく索引として整備する。

(統計)

第10条 質問処理票に基づき統計を作成し、業務の実態把握に努める。

(研修)

第11条 相談業務の改善、実務、知識の向上を図るため、館内研修及びその他必要な研修を行う。

## ⑥神戸市立図書館資料相互貸借実施要綱

平成 24 年 4 月 1 日  
最終改正：令和 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市立図書館条例第 3 条、神戸市立図書館条例施行規則（以下「規則」という。）第 21 条第 2 項及び神戸市長の権限に属する事務の専決規程に基づき、神戸市立図書館（以下「当館」という。）が、他の図書館との資料の相互貸借を円滑に行うための必要な事項を定める。

(資料の利用申込み)

第 2 条 相互貸借による資料の利用申込みは、様式第 1 号による資料借受申込書、または国立国会図書館総合目録ネットワークシステムの相互貸借連絡票により行う。

(資料の借受)

第 3 条 資料を借受けるときは、その範囲、冊数、期間、複写等は、資料の貸出しをする他の図書館（以下「貸出館」という。）の規定による。

(資料の利用)

第 4 条 借受資料を利用できるものは、18 歳以上の神戸市民のうち、神戸市立図書館の図書館カードを所持するものとする。

第 5 条 借受けた資料の利用については、貸出館の特に指示のあるときを除き当館の利用規定による。

(資料の貸出)

第 6 条 貸出しできる資料は、他の図書館 1 館につき 30 冊以内とする。

2 貸出期間は、30 日以内（資料の発送、返送に要する日も含む。）とし、期間の延長及び更新は認めない。

3 前項の規定にかかわらず、貸出期間中であっても、業務上必要があるときは、資料の返還を求めることができる。

(貸出資料の制限)

第 7 条 規則第 8 条各号に定められた資料のほか、資料の貸出を受けようとする他の図書館（以下「借受館」という。）が、容易に入手できる資料（刊行後 1 年以内の資料等）については、貸出の対象としない。

(経費の負担)

第 8 条 本要綱による資料の相互貸借について、資料の送料その他の費用は、利用者(第 5 条の貸出しをしたときは、他の図書館)の負担とする。

(損害賠償)

第 9 条 借受館は、借受けた資料を損傷し、又は紛失したときは、当館と協議のうえ現品、又は別途指示する資料等で賠償しなければならない。

(紛争の解決)

第 10 条 その他相互貸借における疑義紛争が生じたときは、借受館及び当館双方で誠実に協議し解決する。

## ⑦神戸市立図書館「子供等の読書推進ボランティア」受入要綱

平成 24 年 4 月 1 日

最終改正：令和 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 神戸市立図書館（以下「図書館」という。）は、子供及び高齢者を含む成人等地域の読書活動を推進するとともに、市民の生涯学習に資するため、読書推進ボランティア（以下「ボランティア」という。）の受入について、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、ボランティアとは、自らの意思に基づき、自らの生涯学習活動の一環として、その知識・技能を無償で提供する者をいう。

(活動内容)

第 3 条 ボランティアは、図書館員と緊密な連携のもとで、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 各図書館における「おはなし会」等で、絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング、紙芝居、人形劇、ブックトークなどを行う。
- (2) 学校園、保育所等からの依頼に対して、図書館員と協力して、絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトークなどを行う。
- (3) ブックスタート関連事業において、図書館員と協力して、絵本の読み聞かせ、わらべうたや手遊び、保護者への絵本の紹介などを行う。
- (4) その他、中央図書館長が認めること。

(図書館の行う事務)

第 4 条 ボランティアの受入及び活動に関する日常的な事務は、活動場所となる図書館（以下「活動館」という。）が行い、統括的な事務は中央図書館が行う。

(登録等)

第 5 条 中央図書館長は、次の各号すべての要件を満たす団体（グループ）から、登録申込書を添えて登録の申請を受けた場合は、これをボランティアとして登録する。

- (1) 2人以上の団体（グループ）であり、神戸市内に活動拠点や活動場所があること。
- (2) 団体（グループ）として一定のスキルを保持し、常に向上に努めていること。
- (3) 団体（グループ）構成員のうち少なくとも1人以上が、以下のいずれかの基準を満たしていること。

ア. 子供に対する活動を行う場合は、神戸市立図書館主催の「読み聞かせびと養成講座」応用コース（旧・ステップアップコース）修了生であること

イ. 図書館（他自治体も含む。）等での読み聞かせの経験が2年以上ある者

ウ. 図書館が、ア、イ、と同等のスキルや経験ありと認める者

2 活動を希望する者は、登録申込書（第1号様式）、活動者名簿（第2号様式）を中央図書館長に提出しなければならない。

- 3 図書館は、登録に際して、読書活動推進の目的や各活動内容について十分な説明を行うとともに、必要に応じて各活動の見学会等を実施しなければならない。
- 4 活動の期間は当該年度内とする。ただし、ボランティアが更新を希望する場合は、活動館が活動実績等を考慮のうえ、登録を更新することができる。
- 5 ボランティアは、年度途中や更新時において登録内容に変更が生じた場合は、登録内容変更届（第3号様式）、活動者変更届（第4号様式）を提出しなければならない。

（研修等）

第6条 図書館は、ボランティアに対し、活動開始後も研修の機会を設けなければならない。

（遵守事項）

第7条 ボランティアは、活動を行うにあたっては次の各号を遵守しなければならない。

- 2 ボランティアは、図書館の館内規則等を遵守し、職員と協力して活動しなければならない。
- 3 ボランティアは、活動開始後も、図書館が求める研修に参加しなければならない。
- 4 ボランティアは、活動において知り得た個人情報等及び業務上の秘密を他に漏らしてはならない。その活動を退いた後も同様とする。
- 5 ボランティアは、活動中に、政治・宗教活動及び営利に関する活動を行ってはならない。
- 6 ボランティアは、活動中は、図書館が貸与する名札を着用するものとする。

（辞退及び登録の取消）

第8条 ボランティアは、団体（グループ）の都合により活動を辞退しようとするときは、図書館にその旨を申し出るものとする。

- 2 中央図書館長は、ボランティアが図書館の業務に支障のある行為を行ったとき、その他ボランティアとして不適当であると認められたときは、登録を取り消すことができる。

（ボランティア保険の加入）

第9条 図書館は、登録し活動するボランティアを対象に、ボランティア保険に加入し、その保険料は図書館が負担する。

（細目）

第10条 この要綱に定めるもののほか、ボランティアの受入及び活動に関し必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

## ⑧神戸市立図書館電子図書館サービス要綱

令和3年1月5日

最終改正：令和3年6月1日

(趣旨)

第1条この要綱は、神戸市立図書館資料取扱要綱に基づき収集した電子資料を提供するサービス（以下「電子図書館」という。）に関して必要な事項を定める。

(電子図書館の提供方法)

第2条電子図書館は、神戸市が契約する事業者（以下「契約事業者」という。）が構築する電子資料配信サービスをスマートフォン、タブレット、パソコン等のコンピュータにより電子資料を提供する。

2 神戸市立図書館は電子図書館の利用者にID及びパスワードを交付するとともに、契約事業者へ提供する。

(電子資料の範囲)

第3条電子図書館が提供する電子資料の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第1項に定める電子資料のうち、神戸市が選定した電子資料の貸出
- (2) 神戸市立図書館が所蔵し、神戸市が著作権を有する資料及び著作権者等の許諾を受けた資料をデジタル化した電子資料の閲覧

(利用者)

第4条電子図書館の利用者は、神戸市立図書館が発行する図書館カード（以下「図書館カード」という。）の交付を受けた個人とする。

2 図書館カードが失効している者又は未交付の者は、神戸市立図書館条例施行規則第4条及び第5条に基づき、図書館カードの交付を受けなければならない。

(ID及びパスワードの取扱い)

第5条電子図書館利用のためのID及びパスワードの取り扱いについては、各号のとおりとする。

- (1) ID及びパスワードは、図書館カード1枚につき1つとする。
- (2) 利用者は、ID及びパスワードを他人に譲渡又は貸与してはならない。
- (3) 利用者は、ID及びパスワードを紛失又は不明とした場合は速やかに神戸市立図書館に連絡しなければならない。
- (4) 利用者の故意又は過失によりID及びパスワードが利用者以外に使用され、損害が生じた場合、利用者がその責めを負う。

(電子書籍の貸出及び閲覧)

第6条電子資料の貸出、貸出期間の延長及び閲覧に係る点数及び期間は、当面の間、以下のとおりとする。

内容	点数	期間
第3条第1号で定める貸出	3点以内（著作権法上の許諾を要しない電子資料を除く）	2週間以内
貸出期間の延長	延長は1回に限り、予約がない場合に限る	2週間以内
第3条第2号で定める閲覧	無制限	無制限

(電子資料の予約、リクエスト)

第7条電子資料の予約は3点とし、取置期間は貸出が可能になった日の翌日から7日間とする。

2 電子資料のリクエストは、神戸市立図書館が必要と認める範囲内において、第2条第2項及び第5条で定めるID及びパスワードの交付を受けた者が申し込むことができる。

(著作権法に関する禁止行為等)

第8条何人も電子図書館で提供される電子資料を複製してはならない。

2 著作権法上の許諾が必要な電子資料を学校園で使用する場合は、使用する日の1週間以上前に、使用するコンテンツ、目的及び方法を神戸市立中央図書館が指定する方法により届けなければならない。

(賠償責任)

第9条電子図書館に掲載された電子資料の貸出及び閲覧などの行為により生じた損害については、当該行為を行った者が賠償する責任を負うものとし、神戸市立図書館は一切その責任を負わない。



## ⑨神戸市立図書館における防犯カメラ装置の設置及び取扱要綱

令和3年4月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、「市の公共施設に設置する防犯カメラシステムの運用に関するガイドライン（令和2年6月1日制定）」に則り、神戸市立図書館（以下「市立図書館」という。）における業務の公正かつ適正な執行を確保し、神戸市立図書館条例第4条及び第5条に規定する市立図書館内での遵守事項違反を防止し、その犯罪の予防、犯罪発生時の検証を目的として設置する防犯カメラ装置及びこれにより記録された記録データの取り扱いについて、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ装置防犯カメラ及び画像表示装置並びに記録装置をいい、画像を撮影し、表示及び記録する装置をいう。
- (2) 記録データ防犯カメラ装置により録画し、記録媒体に記録した画像データをいう。
- (3) 管理責任者防犯カメラ装置の取扱い及び記録データを管理する者をいう。

### (設置場所及び撮影範囲等)

第3条 防犯カメラの設置場所は、別表のとおりとする。

- 2 防犯カメラは、市立図書館の開館時間中（準備時間含む）及び休館日のうち施設の管理上必要とする時間中作動させるものとする。
- 3 防犯カメラの撮影範囲は、防犯カメラ装置の設置目的を達成するために必要最小限の範囲とする。
- 4 防犯カメラ装置の画像表示装置及び記録装置は、事務室内に設置する。
- 5 防犯カメラは施設内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示板により明示するものとする。

### (管理及び管理責任者等)

第4条 防犯カメラ装置及び記録データの管理にあたっては、神戸市個人情報保護条例（平成9年10月神戸市条例第40号）に基づき適正な管理を行う。

- 2 防犯カメラ装置を適正に管理するため、管理責任者をおき、中央図書館総務課長をもって充てる。なお、地域図書館については、各地域図書館の館長を管理責任者とする。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ装置及び記録データの漏えい、滅失及び改ざんの防止その他記録データの適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 防犯カメラ装置の操作は、管理責任者が管理上必要と認める者（以下「操作担当者」という。）が行うものとし、管理責任者は、操作担当者以外の者に、防犯カメラ装置を操作させてはならない。
- 5 管理責任者は、操作担当者に対して、この要綱を遵守させなければならない。

### (操作担当者の責務)

第5条 操作担当者は、管理責任者の指示に従い、防犯カメラ装置を操作しなければならない。

- 2 操作担当者は、管理責任者の指示なく記録データを見てはならない。

### (保守に従事する者の責務)

第6条 前条の規定は、防犯カメラ装置の点検及び故障時に対応する保守従事者について準用する。

### (情報の守秘)

第7条 市立図書館の職員、市立図書館の職員であった者及び防犯カメラ装置の監視・保守に

あたる従事者は、防犯カメラ装置の画像及び記録データから知り得た内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(記録データの取扱い)

第8条 記録データは、撮影時の状態で保存するものとし、当該記録データを修正・加工してはならない。

- 2 記録データの保存期間は、1ヶ月以内とする。ただし、捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合において、管理責任者が必要と認めるときは、1ヶ月を超えて記録データを保管することができる。この場合、当該記録データを電子記録媒体に複写してこれを保存するものとし、施錠可能なロッカー等で厳重に管理し、管理責任者の許可を得ずに、記録データの閲覧、複写及び持ち出しはできないものとする。
- 3 保存期間を経過したデータは、速やかに消去するものとし、当該記録装置に上書きする方法によりこれを行うものとする。
- 4 記録装置を交換及び処分する場合は、保存されている画像を完全に消去した後、行うものとする。

(記録データの利用及び提供の制限)

第9条 記録データは、第1条に定める目的の範囲を超えて利用及び外部への提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 刑事訴訟法(昭和23年法第131号)第197条第2項その他法令に基づく照会があり、市立図書館が提出することに合理的な理由があると管理責任者が認める場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと管理責任者が認める場合
- (3) その他、神戸市個人情報保護条例第9条第1項各号に該当する場合

- 2 管理責任者は、前項ただし書の規定により記録データを利用し、又は提供した場合は、その理由、期日、提供した相手方の名称、記録データの内容、その他必要事項を記録するものとする。
- 3 記録データは、防犯カメラ装置の記録装置から出力し、他の記録媒体に複写してはならない。ただし、本条第1項ただし書の規定により、利用及び外部へ提供する場合は、この限りではない。

(条例との適用関係)

第10条 記録データに関してこの要綱に定めがないものについては、神戸市個人情報保護条例の定めるところによる。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係) 略

## 6. 館別統計諸表まとめ (令和2年度)

区 分		単位	中央図書館	自動車図書館	東灘図書館	灘図書館	三宮図書館	兵庫図書館
市 域 面 積		km <sup>2</sup>	557.02	-	34.02	32.66	28.97	14.67
奉仕対象人口(推計人口)		人	1,511,393	-	212,786	136,079	143,604	106,911
開設年月(移転年月)		-	明治44年11月 (昭和56年4月)	昭和47年10月	昭和49年2月 (平成25年9月)	昭和42年10月 (平成元年4月)	昭和35年12月 (昭和55年4月)	平成8年5月
面 積 ( 専 有 )		m <sup>2</sup>	9,016	-	1,485	1,120	606	1,122
蔵 書 数		冊	1,030,117	58,058	133,794	95,364	80,158	105,792
	うち児童図書数	冊	117,036	21,954	46,879	31,440	20,578	35,969
開 架 図 書 数		冊	477,604	58,058	133,794	95,364	80,158	105,792
受 入 図 書 数		冊	19,876	2,660	5,723	5,972	6,031	4,957
	うち購入図書数	冊	18,006	2,619	4,516	4,494	4,676	4,210
除 籍 図 書 数		冊	19,735	1,285	11,333	10,158	8,598	4,207
雑 誌 受 入 種 類		種	546	14	104	82	65	78
新 聞 受 入 種 類		種	19	-	10	8	12	8
個 人	登 録 者 数	人	64,751	4,164	59,435	45,673	45,394	20,251
	うち児童数	人	4,328	564	7,081	5,735	1,741	1,514
	貸 出 冊 数	冊	650,122	68,960	823,331	595,240	447,144	246,604
	うち児童図書数	冊	165,684	18,203	322,053	205,703	102,063	59,463
	貸 出 者 数	人	187,736	14,904	253,526	195,214	173,714	85,666
	うち児童数	人	18,667	1,932	37,357	25,118	10,367	6,006
団 体	団 体 数	団体	62	-	45	30	25	21
	貸 出 件 数	件	460	-	448	575	205	512
	貸 出 冊 数	冊	6,864	-	4,007	8,011	1,400	6,759
開 館 日 数		日	261	154	264	264	264	264
3 年 度 予 算	一 般 会 計 予 算	千円	-	-	-	-	-	-
	うち市民費	千円	-	-	-	-	-	-
	うち図書館費	千円	440,117	11,500	64,513	59,473	66,099	49,531
館 別 割 当 額	資 料 費	千円	54,259	3,620	8,190	8,100	7,980	7,080
	(1)図書費	千円	41,320	3,500	6,990	6,700	6,780	5,880
	(2)その他の資料費	千円	12,939	120	1,200	1,400	1,200	1,200
	①雑誌	千円	7,539	120	1,200	1,200	1,200	1,200
	②新聞マイクロフィルム	千円	1,000	-	-	-	-	-
	③視聴覚資料等	千円	4,400	-	-	200	-	-

※図書館費(経常予算)の自動車図書館には業務委託費、地域館には指定管理料・管理費用のみ計上。

令和3年4月1日現在

北 図 書 館	北 神 図 書 館	新 長 田 図 書 館	須 磨 図 書 館	名 谷 図 書 館	垂 水 図 書 館	西 図 書 館	サ ー ビ ス ポ イ ン ト	全 館 合 計
95.24	145.05	11.36	12.10	16.83	28.11	138.01	-	577.02
126,440	83,484	93,901	71,802	85,295	213,721	237,370	-	1,511,393
昭和49年12月	平成7年12月 (平成31年4月)	昭和33年6月 (平成7年12月)	昭和56年9月	令和3年3月	平成3年11月	昭和45年10月 (平成元年4月)	-	-
835	1,321	995	647	1,298	686	703	-	19,834
87,906	123,449	95,010	86,350	43,462	84,170	106,274	-	2,129,904
30,808	45,188	30,096	27,476	14,029	27,858	31,303	-	480,614
87,906	123,449	95,010	86,350	43,462	84,170	106,274	-	1,577,391
4,011	5,143	4,720	5,205	43,462	5,663	5,915	-	119,338
3,591	4,298	3,699	4,192	39,589	4,506	4,738	-	103,134
5,090	5,855	8,229	4,321	0	12,581	6,162	-	97,554
69	66	73	75	77	77	85	-	1,411
9	8	13	10	10	10	9	-	126
17,094	27,053	17,024	17,878	4,431	44,803	43,140	934	412,025
2,003	3,340	2,141	2,795	561	5,164	4,980	155	42,102
227,531	428,162	210,650	289,145	14,571	540,260	667,886	153,736	5,363,342
58,617	142,089	51,482	106,792	6,640	161,110	187,285	54,525	1,641,709
70,673	122,116	67,019	81,650	3,989	176,464	213,303	70,998	1,716,972
6,385	13,868	5,415	12,601	770	17,325	20,341	6,922	183,074
26	34	26	21	0	34	46	-	370
626	316	685	544	1	604	580	-	5,556
7,544	3,201	12,506	5,373	2	5,756	5,015	-	66,438
264	264	264	264	7	264	264	-	3,062
-	-	-	-	-	-	-	-	870,361,222
-	-	-	-	-	-	-	-	16,158,315
42,778	75,868	40,135	43,789	113,506	55,763	55,401	-	1,118,473
7,010	7,120	7,020	7,010	8,000	7,790	7,200	-	140,379
5,810	5,920	5,820	5,810	6,800	6,590	6,000	-	113,920
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	-	26,459
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	-	20,859
-	-	-	-	-	-	-	-	1,000
-	-	-	-	-	-	-	-	4,600

資料費等その他すべては、中央図書館に計上している。 ※館別割当額は一部臨時予算を含む。

令和 3 年度版  
**神戸市立図書館事業概要**

令和 3 年 7 月 1 日発行

ISSN 1 3 4 4 - 5 2 7 8

編集・発行 神戸市立中央図書館

〒650-0017 神戸市中央区楠町 7 丁目 2 - 1

TEL (0 7 8) 3 7 1 - 3 3 5 1

# BE KOBE

神戸は、人の中にある。

